

平成29年 労働衛生の現況

平成29年度 全国労働衛生週間スローガン

働き方改革で見直そう
みんなが輝く 健康職場

安全週間；平成29年10月1日～平成29年10月7日

(準備期間；平成29年9月1日～平成29年9月30日)



静岡労働局・労働基準監督署

目 次

静岡県における労働衛生の現況と主要な対策について	1
労働衛生対策の推進について	2
静岡県における労働災害の年次別推移（第1図）	3
平成28年職業性疾病発生状況（第2図）	4
平成28年業種別・疾病別職業性疾病発生状況（休業4日以上）（第1表）	5
年別・業種別職業性疾病発生状況（第2表）	6
平成28年業種別・規模別職業性疾病発生状況（第3表）	7
平成28年職業性疾病発生事例	8
平成18年・27年・28年における業種別定期健康診断実施状況（第4表）	10
定期健康診断における有所見率の年別推移（第5表）	11
平成28年有害業務従事労働者の特殊健康診断実施状況（第6表）	12
脳心疾患・精神障害等の労災補償状況（第3図）	13
安全衛生管理体制の概要	14
化学物質による健康障害防止対策について	16
・労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正の概要	18
・オルトートルイジンとMOC Aの特殊健康診断について	20
・特定化学物質障害予防規則の物質ごとの規制早見表	22
・有機溶剤を正しく使いましょう	25
・化学物質のリスクアセスメントについて	31
・化学物質管理の無料相談窓口のご案内	37
・「化学物質のリスクアセスメント」訪問支援のご案内	37
石綿障害予防規則の改正について	38
粉じん障害の防止対策について	40
・粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の改正について	44
・第8次粉じん障害防止総合対策	45
ストレスチェックを実施しましょう	48
・平成28年 ストレスチェックの実施状況	49
・ストレスチェック制度の実施手順とポイント	50
・ストレスチェックの実施義務と報告書の記入・提出について	54
・ストレスチェック制度に関するQ&A	56
・ストレスチェック制度の不安に関するQ&A	57
平成29年度 産業保健関係助成金のご案内	59
「治療と職業生活の両立支援」（労働者向け）	60
・事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（静岡局版）	61
・静岡県地域両立支援推進チームネットワーク概要図	62
・治療と仕事の両立支援制度を導入する事業主に助成金を支給します！	63
過重労働による健康障害を防ぐために	65
受動喫煙防止対策助成金制度のご案内	69
職場における腰痛予防対策について	71
健康診断の概要	72
一般健康診断の項目一覧表	74
指導勧奨による特殊健康診断	76
健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する指針等について	77
静岡産業保健総合支援センターのご案内	78
作業環境測定を実施しよう	80
作業環境測定機関一覧表	81
ストレスチェックおよび面接指導の実施機関	82
（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部の業務部会会員名簿	83
健康診断実施機関一覧表	86
平成29年度 静岡地区出張特別試験のお知らせ	92
局・労働基準監督署・労働基準協会・労働災害防止団体等連絡会一覧表	

静岡県における労働衛生の現況と主要な対策について

県内における休業4日以上職業性疾病による死傷者は平成23年以降、増加していましたが、平成28年は前年より33人減少し217人となりました。

型別内訳では、「負傷に起因する腰痛」が全体の69.1%と高い割合を占め、次いで「熱中症」、「化学物質による疾病」、「作業態様に起因する疾病」の順となっています。

また、平成23年以降、職業性疾病により15人が亡くなっていますが、うち6人(40%)が「熱中症」によるもので、静岡県内の発生率は、全国的にみても高い状況です。

一方、労働者の健康状態の指標となる「定期健康診断」の有所見率は年々微増し、平成28年は前年より1.2ポイント上昇し53.7%となりました。

1 メンタルヘルス対策について

平成27年12月1日から、労働者50名以上の事業場では「ストレスチェック」の実施が義務(50名未満は、努力義務)となっていますが、平成29年6月末日現在、実施報告提出率は86.7%に留まっており、一層の普及促進が必要です。

また、平成29年3月末日現在、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は約97.1%に達していますが、「計画の策定」、「ラインによるケア」は低迷しており、今後は内容を充実させていくことが重要です。

2 化学物質対策について

平成23年の「胆管がん」事案に続き、平成27年、28年には「オルトートルイジン」や「3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(別名MOCA)」などを取り扱った元労働者などが「膀胱がん」に多数罹患した事案が発生しており、よりの確な管理が求められているところです。

本年3月1日から、663物質について①リスクアセスメントの実施②譲渡時の安全データシート(SDS)の提供③容器等へのラベル表示が義務付けられています。

また、厚生労働省では委託事業として、専門家による化学物質管理の無料相談窓口も開設しておりますので、積極的にご活用ください。

3 受動喫煙防止対策について

平成27年6月1日から、職場の受動喫煙防止対策を講じることが努力義務となっております。

事業場の現状を把握・分析し、実行可能な対策のうちから、最も効果的なものを実施するよう努めてください。

なお、設備改善を実施した場合の助成金制度や厚生労働省が実施する支援事業がありますので、積極的にご活用ください。

4 治療と職業生活の両立支援について

最近では、がん等の病気になっても、治療技術の進歩等により治療をしながら働き続ける人が増えています。しかし、事業場において治療に対する配慮や適切な措置がなければ、労働者が治療と両立して働き続けることは出来ません。

就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、労働者の「健康確保」推進、継続的な人材確保やモチベーションを高揚させ、生産性の向上等にもつながります。

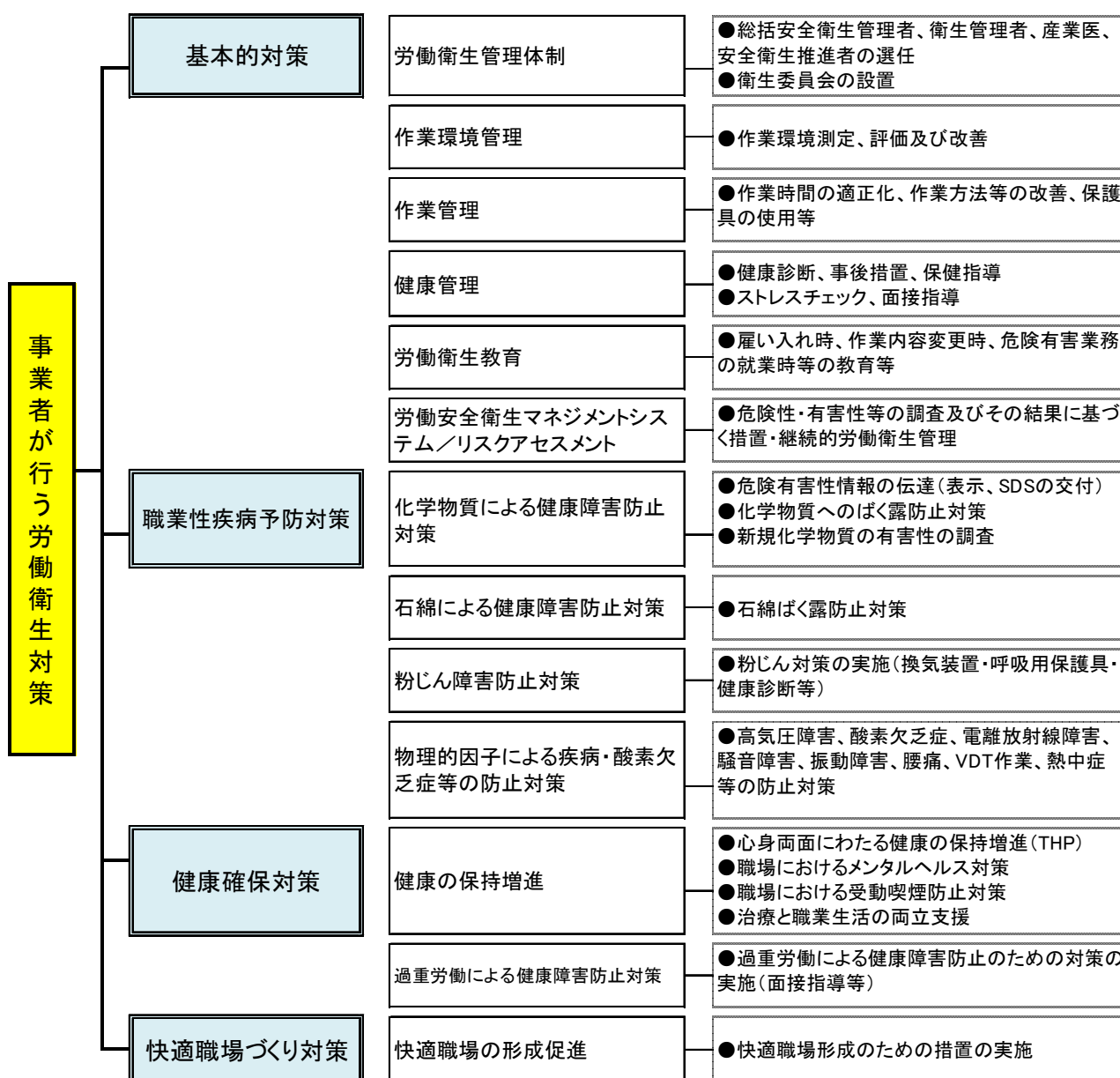
静岡産業保健総合支援センターの支援や職業安定部の助成金制度等の活用により、事業場の両立支援の環境整備を進めてください。

労働衛生対策の推進について

労働衛生対策の体系は下図のように整理できます。

本冊には下図の内容を全て網羅してはませんが、厚生労働省作成のパンフレットの縮小版等、関係資料を掲載していますので御活用ください。

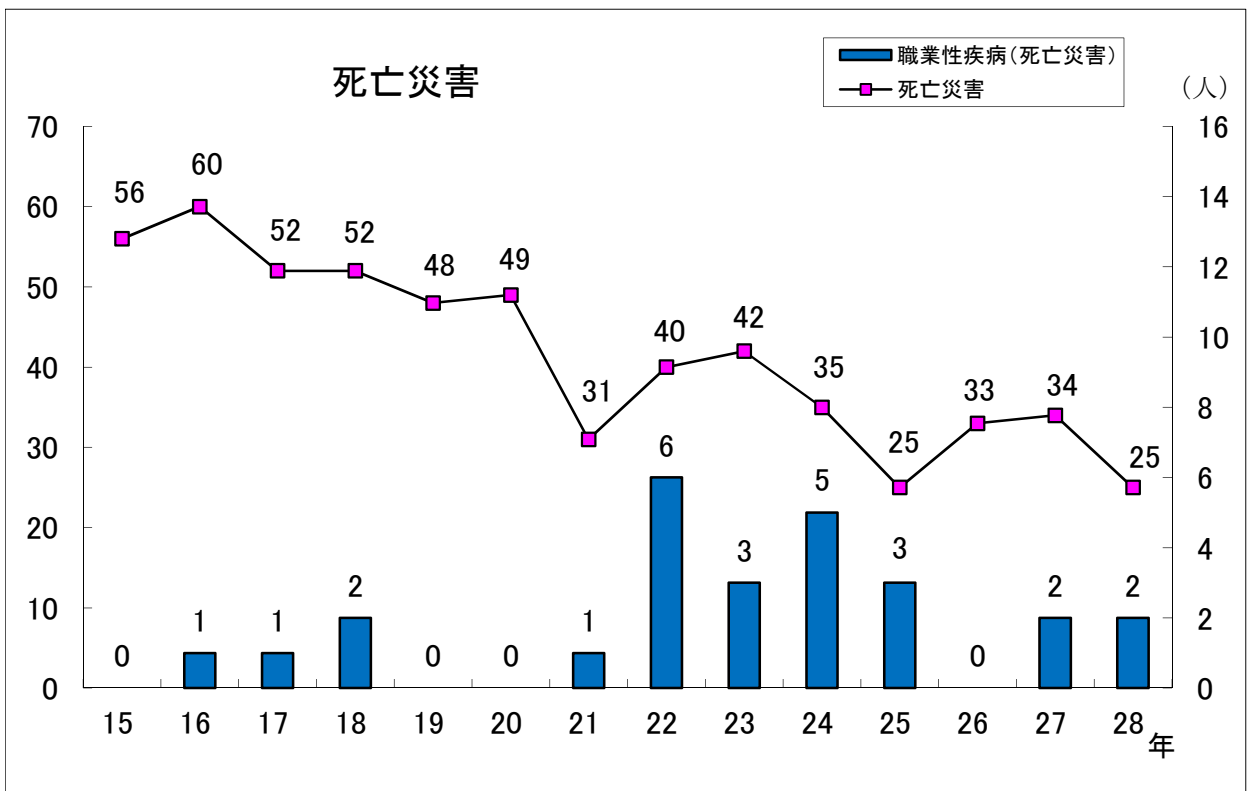
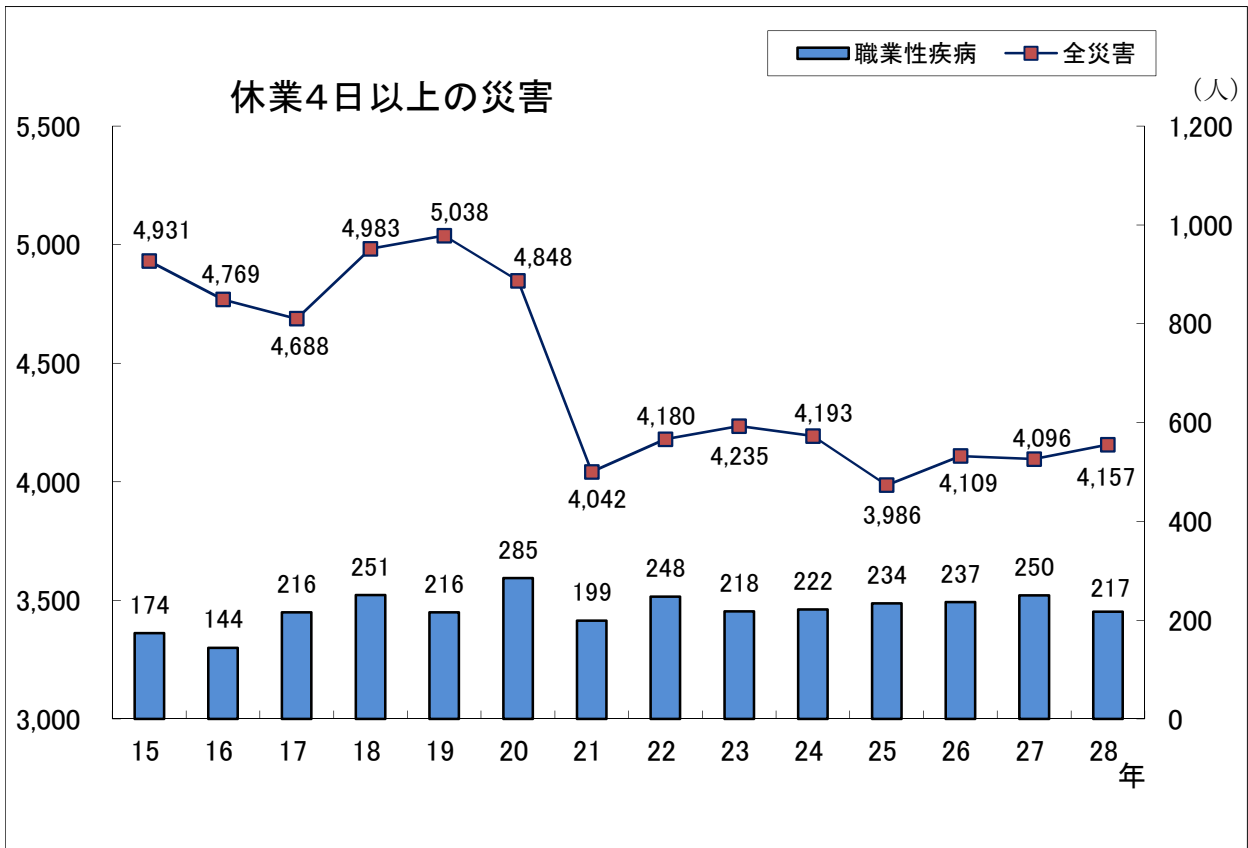
また、厚生労働省及び静岡労働局のホームページには、関連する労働衛生のパンフレット、様式等を多数掲載していますので、併せて御利用ください。



ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

静岡労働局ホームページ <http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

第1図 静岡県における労働災害の年次別推移

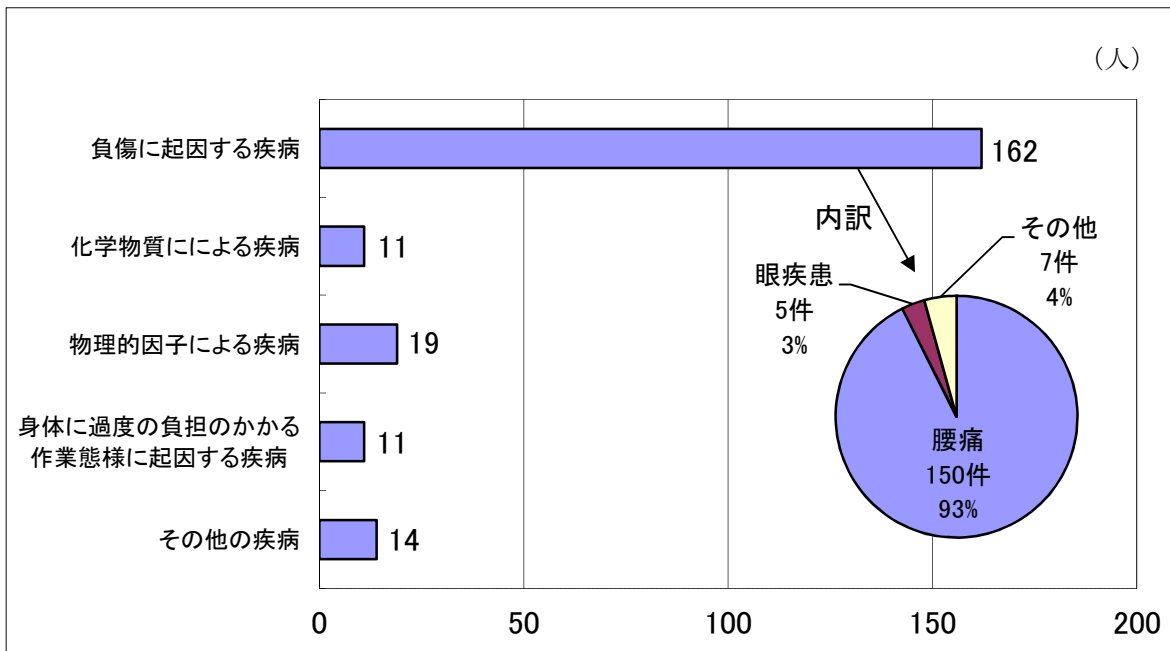


資料出所: 労働者死傷病報告

第2図 平成28年 静岡県における職業性疾病発生状況

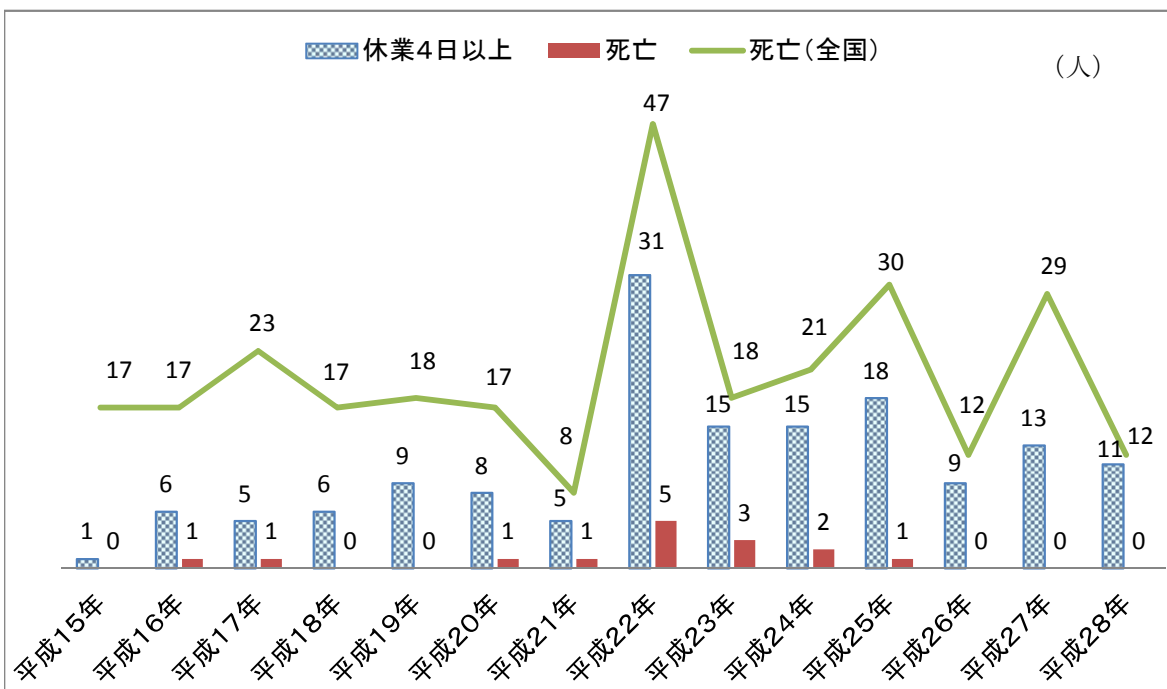
休業4日以上の職業性疾病

負傷に起因する疾病のうち150件(93%)が腰痛で、職業性疾病全体でも69%を腰痛が占めています。



資料出所：労働者死傷病報告

熱中症による死傷者数の年別推移



資料出所：労働者死傷病報告

平成28年の全国の死亡災害(12人)の概要について

- (1) 12人については、WBGT値の測定を行っていなかった。
- (2) 9人については、計画的な熱への順化期間が設定されていなかった。
- (3) 8人については、定期的な水分・塩分の摂取を行っていなかった。
- (4) 5人については、健康診断が行われていなかった。

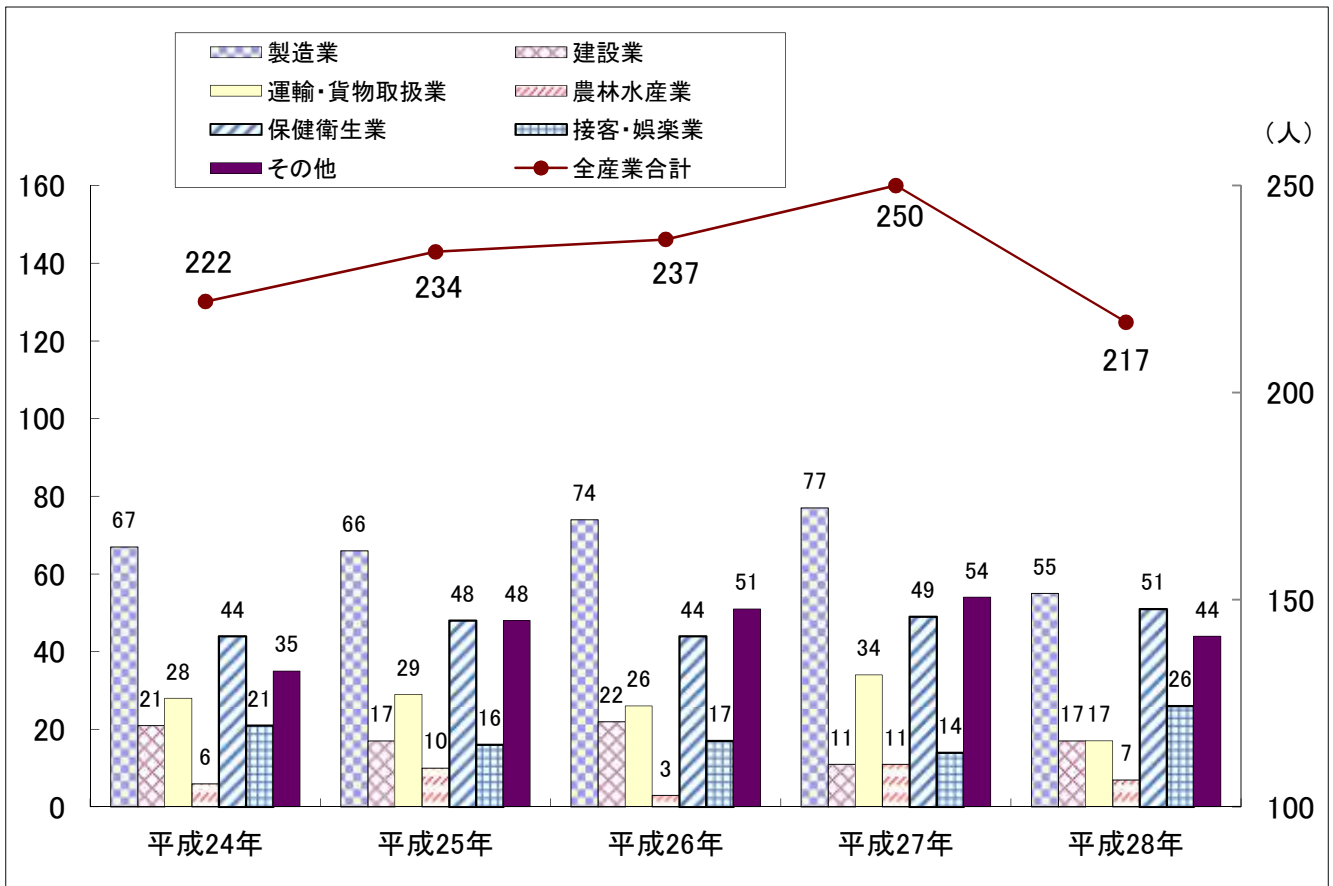
第1表 平成28年 静岡県における業種別・疾病別職業性疾病発生状況(休業4日以上)

業種	業										合							
	造																	
疾病分類	業										計							
	食料品製造業	繊維・繊維製品製造業	装木材・木製品・家具製造業	紙パルプ・印刷紙・紙加工業	化学工業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼・非鉄金属製品製造業	金属製品製造業	機械・電気・輸送用製造業	電気・ガス・水道業		その他の製造業						
(1)負傷に起因する疾病	5	2	2	2	7	2	2	3	13	1	4	6	20	42	18	8	5	162
うち腰痛	5	2	2	2	6	2	2	3	10	1	4	6	19	41	15	7	4	150
うち眼疾患								1	2				1		1			5
物理的因子による疾病																		
(2)有害光線による疾病																		
(3)電離放射線による疾病																		
(4)異常気圧下における疾病																		
(5)異常温度条件による疾病	1						1		2				1		5	1	3	19
(6)騒音による耳の疾病																		
(7)(2)~(6)以外の原因による疾病																		
起作																		
因業																		
する																		
態																		
様																		
疾	2								1				1					2
病に																		
(13)酸素欠乏症																		
(14)化学物質による疾病(がんを除く)	1				1		2	2					1	1	3			11
うち眼疾患																		
(15)病原体による疾病	2												1	5		1		9
がん																		
(16)電離放射線によるがん																		
(17)化学物質によるがん																		
(18)(16)、(17)以外の原因によるがん																		
(19)その他業務によることの原因不明な疾病								①					1					①
合計	11	2	2	2	8	3	6	①	18	1	4	7	26	51	①	26	10	②
																		217

(注) 1. じん肺を除く
2. 〇内は死亡者数で内数

資料出所: 労働者死傷病報告

第2表 静岡県における年別・業種別職業性疾病発生状況



業種別		年別				
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
製 造 業	食料品	(1) 30	12	13	16	11
	繊維・繊維製品		1			
	木材・木製品家具装備品	1	3	2	5	2
	パルプ・紙印刷・製本	3	3	6	7	2
	化学工業	5	9	12	4	8
	窯業・土石製品	2	1	1		
	鉄鋼・非鉄金属	2	5	8	3	3
	金属製品	6	13	9	10	6
	一般・電気・輸送用機械	(1) 14	13	17	21	(1) 18
	電気・ガス・水道業				2	1
その他	4	6	6	9	4	
小計		(2) 67	66	74	77	(1) 55
鉱業			2			
建設業	(1) 21	17	22	11	17	
運輸交通業	(1) 25	(2) 28	21	(1) 31	16	
貨物取扱業	3	1	5	3	1	
農林水産業	6	(1) 10	3	(1) 11	7	
そ の 他 の 事 業	商業・金融広告業・通信業・教育研究業	(1) 20	42	40	41	29
	保健衛生業	44	48	44	49	51
	接客・娯楽業	3	1	4	1	3
	ゴルフ場の事業 上記以外	18	15	13	13	(1) 23
	清掃・と畜業 ビルメンテナンス業 上記以外	5	1	3	2	2
	その他 上記以外	4	3	3	4	8
その他	6	2	3	7	5	
小計		(1) 100	112	110	117	(1) 121
全産業合計		(5) 222	(3) 234	237	(2) 250	(2) 217

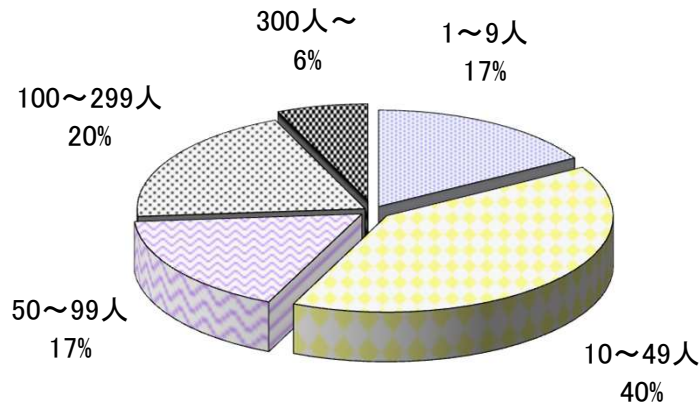
(注) 1. じん肺は除く

2. ()内数字は死亡者数で内数

資料出所: 労働者死傷病報告

第3表 平成28年 静岡県における業種別・規模別職業性疾病発生状況

事業場の規模別の割合



業種別		規模別					計	
		1~9人	10~49人	50~99人	100~299人	300人~		
製 造 業	食料製品	2	5	1	1	2	11	
	繊維・繊維製品	1	1				2	
	木材・木製品 家具 装備品							
	パルプ・紙印刷・製本		2				2	
	化学工業	1	2	1	3	1	8	
	窯業・土石製品							
	鉄鋼業・非鉄金属		1	2			3	
	金属製品		4	1	1		6	
	一般・電気・輸送用機械	4	(1) 4	6	1	3	(1) 18	
	電気・ガス・水道業				1		1	
その他の	2			1	1	4		
小計		10	(1) 19	11	8	7	(1) 55	
鉱業								
建設業		13	2	1	1		17	
運輸交通業			5	5	6		16	
貨物取扱業			1				1	
農林水産業		4	3				7	
その 他の 事業	商業・金融広告業・通信業・教育研究業	4	11	4	9	1	29	
	保健衛生業	1	19	13	15	3	51	
	接客娯楽業	ゴルフ場の事業			2	1		3
		上記以外	2	(1) 18		1	2	(1) 23
	清掃・と畜業	ビルメンテナンス業		1		1		2
		上記以外	1	5	1	1		8
その他の事業	1	3			1	5		
小計		9	(1) 57	20	28	7	(1) 121	
全産業合計		36	(2) 87	37	43	14	(2) 217	

(注) 1. じん肺は除く
2. ()内数値は死亡者数で内数

資料出所: 労働者死傷病報告

平成28年 職業性疾病発生事例(静岡労働局内)

《負傷に起因する疾病の事例》

※ この分類で、代表的なものは災害性腰痛で、「突発的なできごとで急激な力の作用により筋、筋膜、靭帯等を損傷する等」職業性疾病の中では最も多く、業種や年齢に関わらず発症しています。また、腰痛予防対策については、71ページを参考にしてください。
 眼の疾病は、取り扱っていた加工物などの破片が飛来するケースが多くみられ、場合によっては失明するおそれがありますので、作業に応じた適切な保護メガネ等の着用をお願いします。
 なお、蜂に刺されアナフィラキシーによる死亡災害も発生していますので、十分ご留意下さい。



発生日	業種	事業規模	被災者		休業見込	疾病名	災害発生のあらまし
			年齢	性別			
2月	小売業	10～30人	20代	男	30日	左眼角膜裂傷	しゃがんだ姿勢で商品整理作業中、ガラス酒瓶が床に落下し割れ、破片が左眼に飛び、裂傷を負った。
2月	金属製品製造業	50～99人	40代	男	8日	薬物性角膜炎 化学性結膜炎	穴加工機械を操作中、切粉が詰まり、停止したため、それを除去し再稼働しようとしたところ、切削油が噴き出し左眼に入った。
7月	旅館業	10人未満	50代	男	死亡	アナフィラキシーショックの疑い	エンジンリマーを用い植木の剪定作業を行っていたところ、蜂に刺され、市販の虫刺され薬を塗った。約20分後に「気分が悪い」と訴えた後、意識朦朧状態になったため救急搬送したが、病院で死亡した。
11月	運送業	50～99人	40代	男	2週間	ヘルニア	書類を保管するため、書棚の最下段のファイルを取ろうと腰をかがめたところ、腰に激痛が走り動けなくなった。
12月	自動車製品製造業	300人以上	40代	男	4日	腰部挫傷	部品組み付け作業のため、約10kgの部品を持ち上げて振り向いた際、腰に痛みが走り、動けなくなった。
12月	病院	100～299人	50代	女	40日	腰椎椎間板ヘルニア	患者の身体を支えながらトイレまで移動させたところ、内部が狭く介助に負担がかかり、腰部に違和感と痛みを感じた

《物理的因子による疾病の事例》

※ 有害光線や「異常温度」、「異常気圧」、「騒音」、「超音波」等の物理的因子による疾病で、事例としては「X線などによる放射線障害」、「アーク溶接の紫外線による目の障害」、「暑熱な場所における熱中症」、「寒冷な場所における凍傷」や、「騒音による難聴」などがあります。
 また、該当する業務に対しては「物理的因子の排除」、「適切な保護具の着用」などが必要不可欠です。



発生日	業種	事業規模	被災者		休業見込日数	疾病名	災害発生のあらまし
			年齢	性別			
2月	運送業	50～99人	30代	男	1週間	凍傷	指定された保護具を着用し冷凍庫内でピッキング作業中、作業時間が予定より長くなり右手中指が凍傷になった。
6月	旅館業	50～99人	30代	男	18日	肺水腫	富士山7合目(標高約3,000m)にある山小屋の屋根の被害状況を確認していたところ、急激な気圧の変化と酸素濃度の減少等により、いわゆる高山病による肺水腫を発症し意識不明となった。
6月	飲食店	10～29人	60代	男	40日	足蜂巣炎	天ぷら油の入った鍋を持っていたところ、客から声を掛けられ振り向いた際、鍋の油がこぼれ左足の長靴の中に入り、左足甲に火傷を負った。直ちに冷やしたが、数日後、症状が悪化し入院となった。
8月	警備業	30～49人	60代	男	7日	熱中症	道路工事のため、通行止めにした現場の工事車両の誘導をしていた被災者が「吐き気」を訴え受診した。暑さと水分補給不足による熱中症と診断された。
8月	産業廃棄物処理業	50～99人	40代	男	7日	熱中症 脱水症	民家の片付け作業をしていたが、昼頃から手がしびれ、時間の経過とともに足もしびれ痙攣してきた。作業終了後、会社に帰着した被災者がトラックから降り、しゃがみ込んでしまったので救急搬送した。
9月	運送業	10～29人	70代	男	3週間	熱中症 頭部打撲	荷役運搬先の倉庫で、トラック荷台の商品をパレットに手積みしていたが、暑さで意識朦朧となり、その場で倒れ、頭部を打撲した。
10月	金属製品製造業	10～29人	30代	男	1ヶ月	両手熱傷	製品の材料となる鉛を加熱し溶かす作業を行っていた。固型の鉛を補充したところ、水分を含んでいたため、溶けた際に飛散し両手、足等に付着し、熱傷を負った。

《身体に過度の負担がかかる作業態様に起因する疾病の事例》

※ 作業密度、作業姿勢等により、身体に過度の負担がかかる作業に起因する疾病で、事例としては「筋肉の疾患：筋断裂」、「腱の疾患：腱鞘炎」、「骨の疾患として：疲労骨折」、「関節の疾患として：関節炎」などで、削岩機やチェーンソーなどによる「振動障害」、保育士や荷役作業を長期間従事して発症する腰痛は、「非災害性腰痛」として分類される。これらの対策には作業時間管理、作業内容の見直し等が重要です



発生日	業種	労働者数	被災者		休業見込日数	疾病名	災害発生のおおらまし
			年齢	性別			
5月	社会福祉施設	100～299人	20代	男	2ヶ月	腰部脊柱管、下肢末梢神経障害	日頃の業務において、5ヶ月前頃から利用者の移動、オムツ交換、体位変換の際に、腰に痛みを感じていたが、夜勤の仮眠から目覚めた時、左腰から左足先まで痛みとしびれを感じ受診した。
8月	医療保健業	50～99人	20代	女	2週間	右手首舟状骨骨膜炎、骨挫傷	日頃から、エステの施術中に右手首に痛みを感じており、整体施術を行うたびに痛みが増し、しびれや腫れなどの症状も出てきたため受診した。
9月	電気機械器具製造業	10人未満	20代	男	2ヶ月	頸部筋炎、肩関節周囲炎、上腕骨炎	日頃から、電動釘打機を用いて木材加工を行い、右手首から肩まで痛みを感じていたが、肩が上がらない状態になったため受診した。

《化学物質等による疾病の事例》

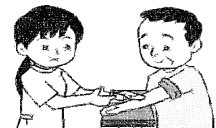
※ 薬品、農薬等に含まれる化学物質の化学的性質に基づく有害作用に起因する疾病で、酸素濃度が低い場所における酸欠も含まれます（「がん原生物質」は除く）。事例としては、皮膚障害、気道障害、一酸化炭素中毒、化学熱傷等がありますが、洗浄液等を用いる場合は、必ず「SDS等」を活用してください。なお、化学物質等の取扱いについては、31～35ページを参考にしてください。



発生日	業種	労働者数	被災者		休業見込日数	疾病名	災害発生のおおらまし
			年齢	性別			
5月	旅館業	300人以上	60代	男	35日	接触性湿疹	調理場で食器洗い作業を続けていたところ、「あかぎれ」を発症したので、自分で処置していたが、両手の甲部等が紫色に腫れ上がり、次第に物を握ることも困難となり、作業を継続することができず受診した。
5月	一般機械器具製造業	50～99人	60代	男	2週間	ガス中毒	停電により炉が停止したため、作業員2名が復旧作業に当たり、ガスが流れていないことが判明した。ガス栓を外し原因を調べていたところ、漏れたガスを吸い込み、意識を失い倒れ救急搬送された。
7月	化学工業	300人以上	40代	男	7日	薬傷及び感染症	反応釜から抜き出した配管が閉塞していたため、フランジ部のボルトを緩めた時に、クレゾール(有機溶剤)が流れ出し左手にかかった。
7月	金属製品製造業	50～99人	40代	男	1ヶ月	薬剤性接触皮膚炎	金属製品の脱脂のため、苛性ソーダ(水酸化ナトリウム)を用い、製品の入ったカゴごと洗浄していた。保護メガネと手袋を着用していたが、苛性ソーダが服を通し、汗と混ざり体に付着した。当初は「大したことない」と感じていたが、症状(かゆみ等)が悪化し受診した。
10月	旅館業	30～49人	60代	女	6日	薬物性気管支炎	浴場定期清掃の際、塩素を用いた。側溝の清掃を行っていた被災者が、流れ出した塩素ガスを吸い込み、のどに炎症を起こし、入院となった。
12月	その他の接客娯楽業	10～29人	40代	男	14日	一酸化炭素中毒	建屋脇の屋根付き通路に駐車したトラクター・ショベルが炎上したため、消火作業を行った。被災者は煙を吸引し、鎮火後に体調不良を訴え救急搬送された。

《細菌・ウイルス等の病原体による疾病》

※ 患者の診療若しくは看護の業務等において、病原体を取扱う業務における伝染病などが事例としてあります。また、疥癬などの伝染性の皮膚病もこの分類となります。



発生日	業種	労働者数	被災者		休業見込日数	疾病名	災害発生のおおらまし
			年齢	性別			
3月	社会福祉施設	30～49人	30代～50代	女	5日	感染性胃腸炎	入所者の介護に従事していた3名が、感染性胃腸炎を発症した。(感染ルート不明)
9月	社会福祉施設	50～99人	30代	女	20日	疥癬	入所者が疥癬に罹患していたが、潜伏中であつたため防疫対処ができずに接触し感染した。

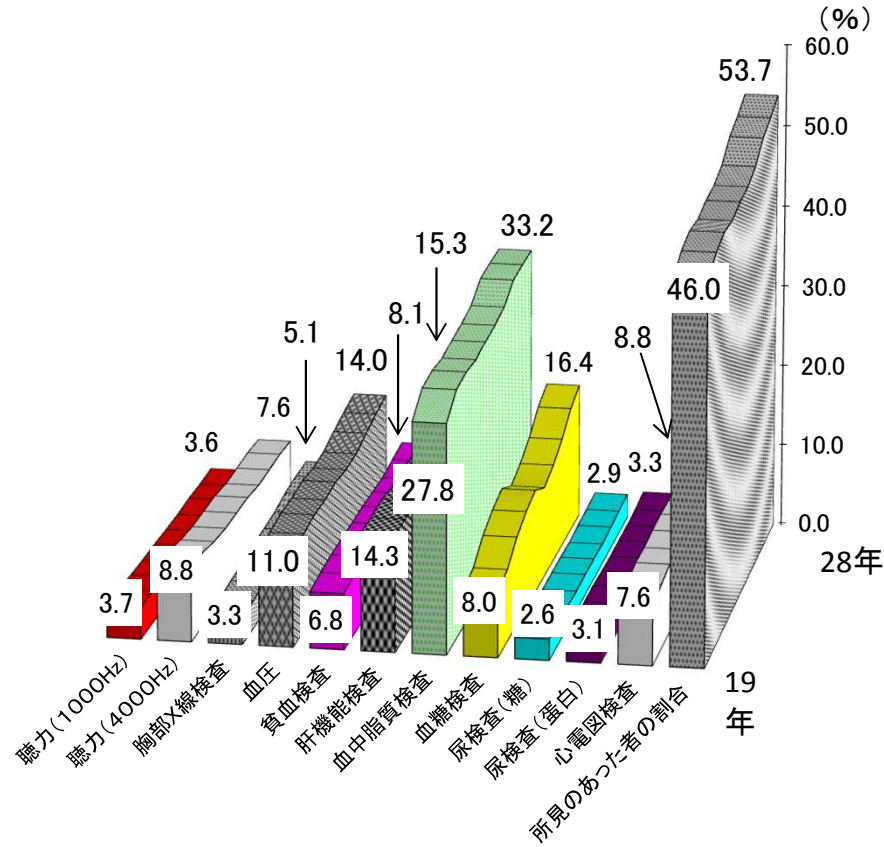
第4表 平成18年・27年・28年業種別定期健康診断実施状況（静岡労働局内）

上段は平成18年の実施状況
中段は平成27年の実施状況
下段は平成28年の実施状況

業種	聴力(4000Hz)		胸部X線検査		血圧		貧血検査		肝機能検査		血中脂質検査		尿検査(糖)		心電図検査		有所見率 (%)
	実施者数 (人)	有所見率 (%)	実施者数 (人)	有所見率 (%)	実施者数 (人)	有所見率 (%)	実施者数 (人)	有所見率 (%)	実施者数 (人)	有所見率 (%)	実施者数 (人)	有所見率 (%)	実施者数 (人)	有所見率 (%)	実施者数 (人)	有所見率 (%)	
製造業	235,732	10.17	219,008	3.02	235,663	10.71	178,691	6.11	183,539	14.90	180,878	26.24	234,517	2.47	155,420	7.92	44.58
	229,569	8.38	205,635	4.60	229,533	13.30	180,127	6.99	183,366	14.86	181,529	33.48	228,555	2.53	156,907	8.24	51.34
	226,694	8.32	203,059	4.67	226,574	14.04	179,509	7.15	182,779	15.98	181,324	33.52	225,743	2.77	156,789	8.21	52.50
建設業	8,904	10.78	8,122	4.58	8,758	13.50	7,042	6.48	7,567	20.02	7,539	33.93	8,717	3.36	7,043	7.34	53.91
	7,508	9.96	7,315	7.68	7,508	16.32	6,570	5.51	6,908	19.53	6,909	36.85	7,344	3.74	6,638	8.83	58.43
	8,138	8.88	8,004	6.68	8,138	15.38	7,182	5.86	7,525	19.12	7,491	33.33	7,909	4.29	7,153	8.61	57.47
運輸交通業	19,139	14.97	17,301	4.70	19,137	18.72	13,968	8.40	14,245	22.14	14,183	36.76	19,129	6.40	13,989	9.85	55.00
	19,235	13.56	17,548	6.66	19,234	20.84	14,984	8.29	15,172	18.94	15,164	39.57	19,068	4.93	14,810	10.74	60.31
	19,551	13.11	17,932	6.90	19,551	21.12	15,179	8.70	15,652	18.82	15,624	39.06	19,496	5.40	15,382	11.06	61.09
貨物取扱業	2,732	15.77	2,690	2.90	2,732	11.13	2,207	8.07	2,207	15.95	2,207	29.81	2,714	2.80	2,116	8.03	46.89
	2,834	11.68	2,582	3.80	2,834	15.00	2,004	9.78	2,085	14.48	2,085	31.75	2,711	3.17	2,139	8.37	44.88
	3,038	10.20	2,894	4.35	3,038	14.09	2,439	10.62	2,521	16.30	2,521	31.26	3,030	3.17	2,434	8.92	49.90
農林業	188	31.91	188	2.66	188	30.85	117	4.27	188	26.06	188	34.04	188	0.53	188	26.06	76.60
	205	22.60	205	4.88	205	17.56	147	8.84	147	19.73	147	33.33	181	6.63	147	14.97	55.61
	219	27.44	219	3.65	219	18.26	164	10.37	164	18.90	164	36.59	219	7.31	164	5.49	63.01
商業	29,940	5.59	28,995	3.72	29,939	11.92	22,844	8.40	22,705	12.46	22,612	31.93	29,523	2.35	20,610	6.77	46.32
	32,387	5.79	31,358	5.72	32,387	15.84	26,064	9.22	26,116	13.92	26,107	37.97	32,189	2.91	24,612	9.06	56.00
	34,789	5.58	33,982	6.20	34,789	16.49	28,047	9.09	27,934	13.97	27,864	37.26	34,425	2.78	26,310	9.10	55.86
全産業計	418,765	9.08	393,699	3.20	418,490	11.25	330,387	7.27	337,382	14.49	333,856	27.96	415,090	2.65	285,757	8.01	46.42
	423,617	7.78	385,217	5.12	423,481	13.51	345,508	7.81	349,668	14.57	347,378	33.13	420,651	2.67	302,269	8.85	52.50
	440,085	7.59	402,797	5.11	439,905	14.00	363,663	8.05	368,103	15.28	366,158	33.16	437,098	2.87	318,945	8.75	53.70

注：本表は、労働安全衛生法第66条に基づき、事業場より提出された定期健康診断結果報告書を集計したものである。

第5表 定期健康診断における有所見率の年別推移（静岡労働局内）



項目		有所見率 (%)									
		19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
項目別の有所見率	他覚所見	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	聴力(1000Hz)	3.7	3.9	3.7	3.6	3.6	3.5	3.5	3.6	3.5	3.6
	聴力(4000Hz)	8.8	8.9	8.3	8.0	8.0	8.0	7.6	7.7	7.8	7.6
	聴力(その他)	0.6	0.9	0.7	0.8	0.6	0.5	0.8	0.9	0.6	0.7
	胸部X線検査	3.3	3.3	3.6	3.7	4.1	4.2	4.4	4.9	5.1	5.1
	喀痰検査	3.0	2.3	1.2	1.6	2.1	0.6	0.4	0.7	0.6	2.0
	血圧	11.0	11.8	12.2	12.1	12.4	12.1	12.2	12.9	13.5	14.0
	貧血検査	6.8	7.2	7.4	7.5	7.5	7.6	7.5	7.4	7.8	8.1
	肝機能検査	14.3	14.2	14.5	14.0	14.3	14.0	13.7	14.1	14.6	15.3
	血中脂質検査	27.8	30.0	30.3	30.0	30.5	30.8	31.3	32.9	33.1	33.2
	血糖検査	8.0	8.7	10.7	11.9	12.6	11.0	11.9	13.3	15.3	16.4
	尿検査(糖)	2.6	2.6	2.5	2.4	2.5	2.5	2.4	2.6	2.7	2.9
尿検査(蛋白)	3.1	3.0	3.2	3.2	3.0	2.9	2.9	2.9	3.0	3.3	
心電図検査	7.6	7.8	8.3	8.2	8.4	8.5	8.3	8.8	8.9	8.8	
所見のあった者の割合(注)		46.0	47.7	48.4	48.1	48.7	48.9	49.7	51.6	52.5	53.7

(注)：「所見のあった者の割合」は、労働安全衛生規則第44条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見を除く)の人数を受診者数で割った値である。

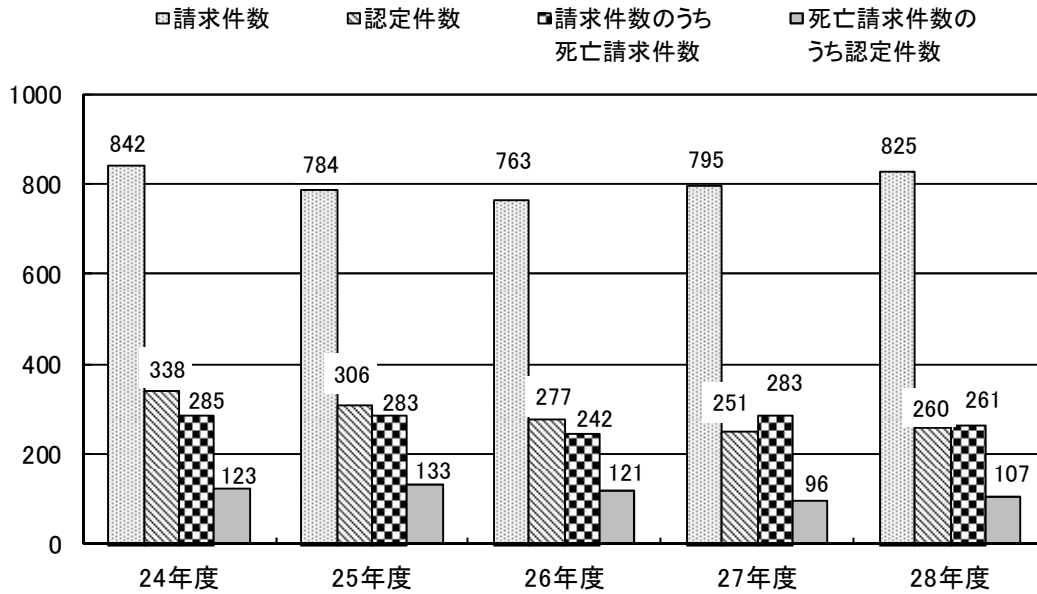
第6表 平成28年 有害業務従事労働者の特殊健康診断実施状況（静岡労働局内）

区分	有害業務の種類	対象事業場数	対象労働者数	実施事業場数	受診労働者数	受診率(%)	所見者数	所見率(%)	
法令によるもの	粉 じ ん	1,602	23,946	792	11,599	48.44	0 (新規)	0.00	
	有機溶剤	2,013	34,581	1,669	31,035	89.75	1,666	5.37	
	鉛	196	3,213	168	3,063	95.33	16	0.52	
	四アルキル鉛	0	0	0	0	0.00	0	0.00	
	電離放射線	531	11,389	494	10,751	94.40	840	7.81	
	高気圧 潜	高気圧室内	2	11	2	10	90.91	0	0.00
		水	13	62	11	59	95.16	0	0.00
	特化物（1類・2類）	1,191	31,994	1,038	30,060	93.96	370	1.23	
	石	61	1,135	57	703	61.94	29	4.13	
	小計	5,609	106,331	4,231	87,280	82.08	2,921	3.35	
	指導勧奨によるもの	紫外線・赤外線	155	3,264	131	3,197	97.95	95	2.97
騒音		369	22,231	304	20,973	94.34	3,132	14.93	
手エンソ一		54	518	40	405	78.19	5	1.23	
手エンソ一以外		90	2,558	69	2,314	90.46	222	9.59	
V D T		165	15,559	107	11,502	73.93	864	7.51	
超音波溶着機		9	298	9	298	100.00	2	0.67	
その他を含む小計		639	55,689	501	49,214	88.37	4,787	9.73	
合計		6,248	162,020	4,732	136,494	84.25	7,708	5.65	

(注) 粉じんの所見者数は新規有所見者数、また管理区分1(所見なし)の場合は3年に1回の実施であるため受診率は減少する。
「指導勧奨によるもの」の「その他を含む小計」欄の対象事業場数、実施事業場数、実施事業場数は実事業場数である。

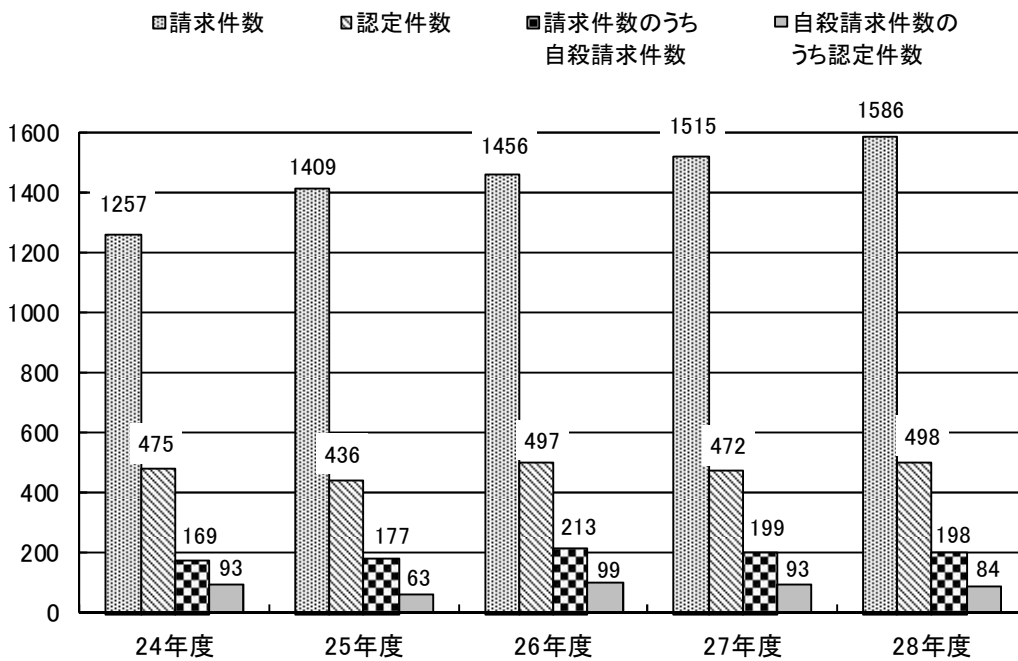
第3図 脳心疾患・精神障害等の労災補償状況（全国）

脳血管疾患及び虚血性心疾患等（過労死等）の
労災補償状況



※ 静岡労働局内における平成 28 年度中の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等」の請求は 10 件でした。

精神障害等の労災補償状況



※ 静岡労働局内における平成 28 年度中の「精神障害等」の請求は 39 件でした。

安全衛生管理体制の概要

		総括安全衛生管理者	安全管理者	第1種衛生管理者 (○は第2種衛生管理者で可)
選任すべき 事業場	業種1	100人以上	50人以上	50人以上
	業種2	300人以上	50人以上	50人以上
	業種3	1,000人以上	/	○50人以上
	業種5	300人以上	50人以上	○50人以上
	業種6	1,000人以上	/	50人以上
行わせるべき業務 調査審議させるべき事項		① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること ③ 健康診断の実施その他健康保持増進のための措置に関すること ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること ⑤ 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの	総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち 安全に係る技術的事項	総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち 衛生に係る技術的事項
資 格 者 委員とすべき者		事業場においてその事業の実施を統括管理する者	① 以下のいずれかに該当するもので厚生労働大臣の定める研修を修了した者 イ 大学、高等専門学校の理科系統の学科卒業者で2年以上の産業安全の実務の経験者 ロ 職業訓練大学校長課程卒業者で2年以上の産業安全の実務の経験者 ハ 高等学校の理科系等の学科卒業者で4年以上の産業安全の実務の経験者 ニ 大学、高等専門学校の理科系等以外の学科卒業者で4年以上の産業安全の実務の経験者 ホ 高等学校の理科系統以外の学科卒業者で6年以上の産業安全の実務の経験者 ヘ 7年以上産業安全の実務の経験者 ② 安全コンサルタント	① 衛生管理者免許を有する者 ② 医師 ③ 歯科医師 ④ 労働衛生コンサルタント ⑤ ほかに厚生労働大臣が定める者
選任した場合の措置		労働基準監督署に選任報告を提出		

業種1	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
-----	-------------------

業種2	製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、自動車整備業、機械修理業
-----	---

業種3	業種1, 2, 5, 6以外の業種
-----	-------------------

安全衛生推進者	衛生推進者	産業医	安全委員会	衛生委員会
10人～49人		50人以上	業種4～50人以上 その他-100人以上	50人以上
10人～49人		50人以上		50人以上
10人以上は 安全推進者 (ガイドラインに基づく配置 H26.3.28基発0328第6号 P12参照)	10～49人	50人以上		50人以上
10人～49人		50人以上	100人以上	50人以上
10人以上は 安全推進者 (ガイドラインに基づく配置 H26.3.28基発0328第6号 P12参照)	10～49人	50人以上		50人以上
総括安全衛生管理者が行うべき業務と同様	総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち衛生に係る業務	① 健康診断の実施、面接指導の実施及びこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事 ② 作業環境の維持管理に関する事 ③ 作業の管理に関する事 ④ 前3号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関する事 ⑤ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関する事 ⑥ 衛生教育に関する事 ⑦ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事	① 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関する事 ② 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関する事 ③ 前2号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項	① 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事 ② 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事 ③ 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する事 ④ 前3号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
① 大学、高専卒業で、1年以上安全衛生の実務経験を有する者 ② 高校卒業で、3年以上安全衛生の実務経験を有する者 ③ 5年以上安全衛生の実務経験を有する者 ④ 「安全衛生推進者養成講習」を修了した者 ⑤ 「安全推進員講習」、「労働衛生管理員講習」を修了した者等、「昭和63年12月9日基発第748号」で示す者	① 大学、高専卒業で、1年以上衛生の実務経験を有する者 ② 高校卒業で、3年以上衛生の実務経験を有する者 ③ 5年以上衛生の実務経験を有する者 ④ 「衛生推進者養成講習」を修了した者 ⑤ 「安全推進員講習」、「労働衛生管理員講習」を修了した者等、「昭和63年12月9日基発第748号」で示す者	医師法による医師であつて、以下のいずれかに該当する者 ① 厚生労働大臣の定める研修(日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座)の修了者 ② 労働衛生コンサルタント試験の保健衛生区分の合格者 ③ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、常勤講師の経験のある者 ④ 産業医として3年以上経験のある者(平成10年9月末時点)	① 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等から事業者が指名した者 ② 安全管理者のうちから事業者が指名した者 ③ 安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者 ①以外の委員のうち半数以上は、労働組合又は労働者の過半数を代表する者の推薦により指名する必要がある	① 左と同様 ② 衛生管理者のうちから事業者が指名した者 ③ 産業医のうちから事業者が指名した者 ④ 衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者 左と同様
氏名を事業場内の見やすい箇所に掲示する等により周知		労働基準監督署に選任報告を提出	議事録を作成 安全衛生委員会とすることもできる	

業種4	林業、鉱業、建設業、自動車整備業、機械修理業、清掃業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業、港湾運送業
-----	--

業種5	通信業、各種商品卸売業、各種商品小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、家具・建具・じゅう器等卸売業、家具・建具・じゅう器小売業
-----	--

業種6	農畜水産業、医療業
-----	-----------

化学物質による健康障害防止対策について

現在、職場で幅広く取扱われている化学物質は、約6万物質以上ともいわれています。

労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出も、年間1,100件程あり、化学物質の種類は増加の一途をたどっています。これらのうち、特に危険または健康障害を生じるおそれの高い100余りの化学物質については、有機溶剤中毒予防規則等の「特別規制」に基づき、個別に具体的な措置が規定され、事業者が管理が義務づけられています。

しかし、化学物質に起因する労働災害は、毎年500人程発生しており、その中には、危険な化学物質の容器等にラベル表示がなく、危険有害性情報の伝達および活用が不十分であったため、労働者の不安全な取り扱いを誘発したと思われる災害や、リスクアセスメントが未実施、または不適切であるため、十分な健康障害防止措置が講じられていなかった事案が多く認められます。

特別規制（厚生労働省令）には次のものがあります

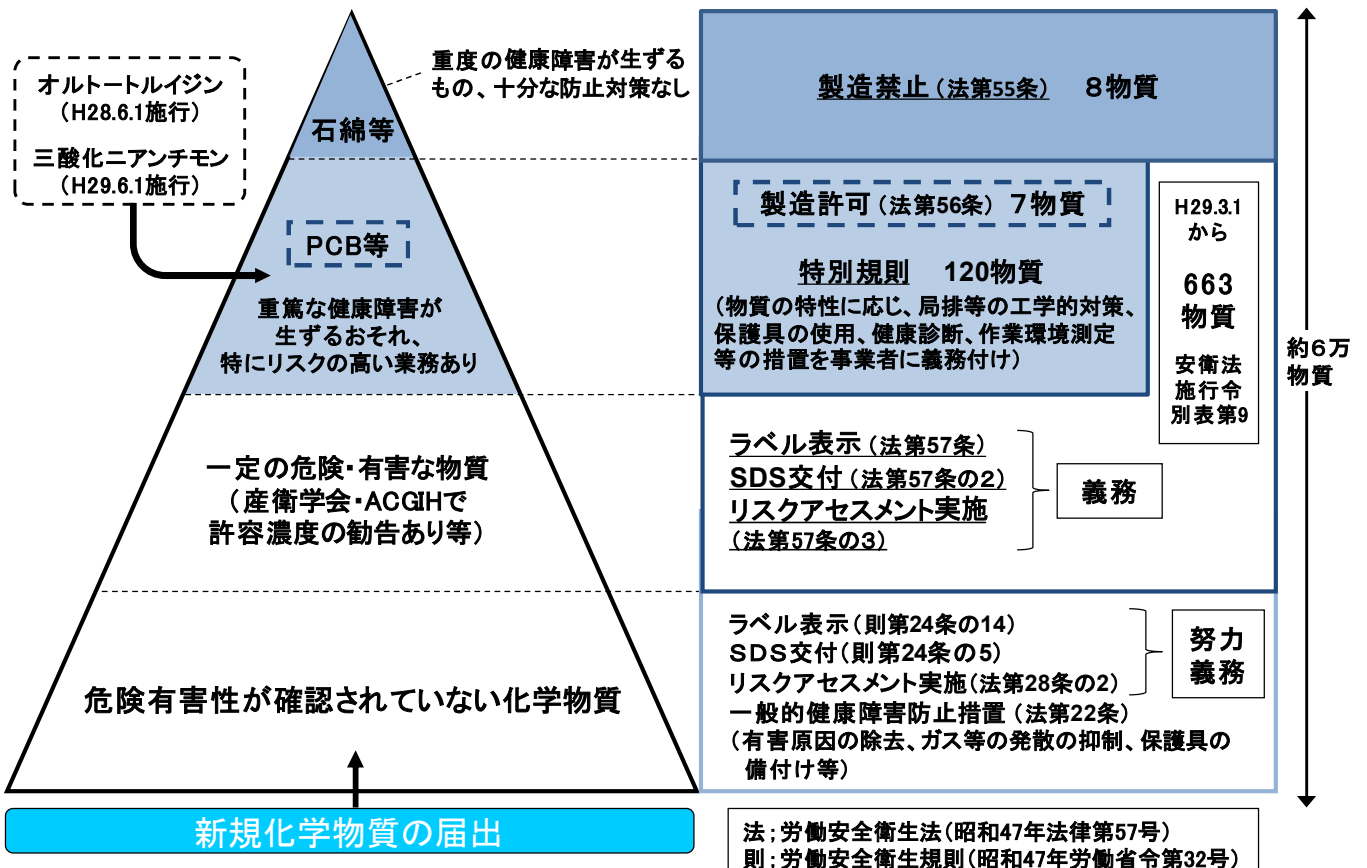
- 有機溶剤中毒予防規則 昭和47年9月30日労働省令第36号
- 特定化学物質障害予防規則 昭和47年9月30日労働省令第39号
- 鉛中毒予防規則 昭和47年9月30日労働省令第123号
- 四アルキル鉛中毒予防規則 昭和47年9月30日労働省令第38号
- 石棉障害予防規則 平成17年2月24日厚生労働省令第21号

これらの規則では、物質の有害性、取扱い状況等に応じて密閉設備、局所排気装置等の発散抑制措置等の発生源対策や作業環境測定の実施、作業主任者の選任、保護具の使用、健康診断の実施、有害性の表示等、必要な措置を定めており、適切な管理が必要です。

厚生労働省では、人体に対する有害性が未確定なものであっても、健康障害を生ずるおそれがあれば、未然にこれを防止する観点から適切な対策の実施が可能となるよう、必要に応じ健康障害を防止するための指針等を示しています。また、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質については、リスク評価を実施して必要な規制を定めています。

このリスク評価を行うにあたり、事業場において労働者が有害物にさらされる（ばく露）状況を把握するため、法令に基づく「有害物ばく露作業報告制度」を設けています。

化学物質管理の法規制について



労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正の概要

改正の趣旨

三酸化ニアンチモンについて、国が行う「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価」を行ったところ、リスクが高く規制が必要であるとの結論となったことから、必要な改正を行うもの。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

物質名	三酸化ニアンチモン
政令	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定化学物質(第2類物質)に追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③特殊健康診断の実施の義務付け ◆ 配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務に追加 等
特化則	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 物質の類型として、「特定化学物質(第2類物質)」のうち、「管理第2類物質」に追加 <ul style="list-style-type: none"> ※「樹脂等により固化された物を取り扱う業務」については特化則の適用を除外 ➢ 局所排気装置の設置、容器の使用、作業・貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け等の義務付け ◆ 作業主任者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆ 特殊健康診断(配置転換後のものを含む。)の項目を設定 ◆ 作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等の義務付け(=「特別管理物質」に追加) ◆ 三酸化ニアンチモンの製造、取扱作業における、特殊な作業の管理を規定

施行期日等

- ・ 平成29年6月1日施行 ※ ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。

三酸化ニアンチモンに係る有識者検討会における検討結果(概要)

三酸化ニアンチモンの個人ばく露値及び統計的推計値が二次評価値を超えており、リスクは高いと判断、職業がんの予防の観点から、「管理第2類物質」に指定し、**作業環境測定の実施、発散抑制措置、特殊健康診断の実施等を義務付けることが必要である。なお、特殊な管理を要する作業、適用除外作業がある。**

対象物質の性質等

物質名	事業場数*1	用途の例	性状と有害性
三酸化ニアンチモン	(平成23年度) 360事業場	各種樹脂、ビニル電線、帆布、繊維、塗料等の難燃助剤、高級ガラス清澄剤、ほうろう、吐酒石、合成触媒、顔料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白色の結晶性粉末 ・ 沸点 1550℃、融点 656℃、密度 5.2/5.7(結晶構造により異なる)g/cm³ ・ 水溶性 0.0014g/100ml(30℃)、蒸気圧 130Pa(574℃) ・ IARC*2による発がん性分類 2B(ヒトに対して発がんの可能性がある)

リスク評価報告書

「化学物質のリスク評価検討会報告書」(平成27年8月12日発表)

個人ばく露の測定結果が二次評価値を上回っており、さらに、ばらつきを考慮した区間推定についても、二次評価値を超えていたことから、適切なばく露防止対策が講じられていない状況では、労働者の健康障害のリスクは高いと考えられるため、制度的対応を念頭に置いてばく露リスク低減のための健康障害防止措置の検討を行うべきである。

必要な措置の検討結果

「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」(平成28年10月18日発表)

三酸化ニアンチモン及び三酸化ニアンチモンを含有する製剤その他の物を特化則の「管理第2類物質」に指定し、事業者に対して、これらを製造し、又は取り扱う作業については、発散抑制措置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等を義務付けることが必要である。ただし、三酸化ニアンチモンの製造炉等に付着した物(錆付き等)のかき落とし作業及び製造炉からの湯出し作業(滓取り、ノロ除去等)は特殊な作業等の管理が必要である。また、三酸化ニアンチモンはヒトに対して発がん性の可能性があることを勘案し、特化則の特別管理物質に指定し、作業の記録の保存(30年間)等を義務付けることが必要である。なお、樹脂等で固化されることにより粉じんの発散するおそれがない三酸化ニアンチモンを取り扱う作業においては、ばく露リスクが低いことが認められたため、措置の対象から除外しても差し支えない。

*1 有害物ばく露作業報告のあった数(対象物質の取扱量が500kg以上)

*2 IARC: 国際がん研究機関の略称。2B以外の分類は、以下のとおり。

1(発がん性がある)、2A(おそらく発がん性がある)、3(発がん性について分類できない)、4(おそらく発がん性はない)

◆措置検討の結果と措置内容(特殊な作業の管理)

- ・製造炉に付着した物(鑄付き等)のかき落とし作業
- ・製造炉からの湯出し作業(滓取り、ノロ除去等)

以下の措置を講じた場合には、局所排気装置等の設置を要しない。

- 全体換気装置(除じん装置付設)を設置し、有効に稼働
- 労働者に有効な呼吸用保護具及び粉じんの付着しにくい作業衣又は保護衣を使用させること
- 左記の作業を行う場所に当該作業に従事する労働者以外の労働者(有効な呼吸用保護具及び粉じんの付着しにくい作業衣又は保護衣を使用した労働者を除く。)の立入禁止及びその旨の掲示

左記の作業を行う作業場は、作業環境測定の実施除外とする(上記の措置を講じた場合に限る。)

発じん、2次発じんの防止

- 床、窓枠、棚等は、水洗、超高性能フィルター付き真空掃除機等により容易に掃除できる構造
- 毎日一回以上粉じんの飛散しない方法により掃除
- 使用した器具、工具、呼吸用保護具、作業衣等は、付着した三酸化ニアンチモンを除去しなければ、作業場外に持ち出し不可

粉状のものを湿潤な状態(スラリー化したもの、溶媒に溶解したもの)にして取り扱う場合

- 密閉化、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の設置は必ずしも必要としない(作業環境測定、特殊健康診断等は必要。)

オルトートルイジンと MOCA (3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン) の特殊健康診断について

労働安全衛生法および関係法令に基づき、事業者には一定の有害業務に従事する労働者に対し、特殊健康診断を行うことが義務付けられています。

この度、国内のオルトートルイジン 取扱い労働者、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン (略称MOCA) 取扱い労働者に膀胱がんが発生したことなどを踏まえて、これら2つの物質の特殊健康診断について、特定化学物質障害予防規則 (特化則) などが改正されました。

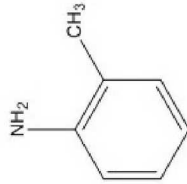
それぞれの物質について、健康診断を適切に実施いただくようお願いいたします。

特定化学物質障害予防規則 (特化則) などの改正のポイント

- 1 **オルトートルイジンが新たに特殊健康診断の対象**となり、膀胱がんや溶血性貧血などを予防・早期発見するための検査項目が定められました。(平成29年1月1日施行)
- 2 **MOCAの特殊健康診断の検査項目に、膀胱がんなどを予防・早期発見するための項目が追加**されました。(平成29年4月1日施行)

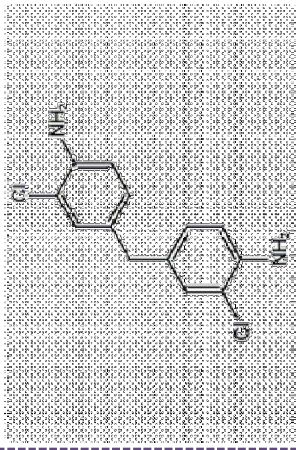
オルトートルイジン

オルトートルイジンは、主に染料や顔料を製造する際の中間原料として使用されている物質です。



3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン (略称MOCA)

MOCAは、主にワレタン樹脂の硬化剤として、製造業や建設業で使用されている物質です。



オルトートルイジン等の特殊健康診断について (特化則第39条～第42条)

(1) 事業者は、①と②の特殊健康診断の実施が新たに義務付けられました。

①	オルトートルイジン、これを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物 (以下「 オルトートルイジン等 」) の製造・取扱業務に常時従事している労働者【 業務従事労働者 】に対する健康診断 (雇入れまたは当該業務への配置替えの際、その後6か月以内ごとに1回)
②	過去にオルトートルイジン等の製造・取扱業務に常時従事させたことのある労働者で、他の業務に配置転換した後も雇用している労働者【 配置転換後労働者 】に対する健康診断 (6か月以内ごとに1回)

(2) 検査項目は3ページのとおりです。

(3) 事業者には、次のことも新たに義務付けられました。

- オルトートルイジン等の特殊健康診断の結果を労働者に通知すること
- 「特定化学物質健康診断個人票」(特化則様式第2号)を作成し30年間保存すること
- 異常所見があった場合に医師の意見を聴き、就業上の措置等を講じること
- 「特定化学物質健康診断結果報告書」(特化則様式第3号)を労働基準監督署長に提出すること
- オルトートルイジン等の漏洩により労働者が汚染された場合に緊急診断を実施すること

MOCA等の特殊健康診断について (特化則第39条～第42条)

(1) 事業者には従来から、①と②の特殊健康診断の実施が義務付けられています。

①	MOCA、これを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物 (以下「 MOCA等 」) の製造・取扱業務に常時従事している労働者【 業務従事労働者 】に対する健康診断 (雇入れまたは当該業務への配置替えの際、その後6か月以内ごとに1回)
②	過去にMOCA等の製造・取扱業務に常時従事させたことのある労働者で、他の業務に配置転換した後も雇用している労働者【 配置転換後労働者 】に対する健康診断 (6か月以内ごとに1回)

(2) 今回の改正で、検査項目について主に下記のような変更がありました。

(改正後の検査項目は4ページのとおりです。)

★検査項目の主な変更点★

- ◇ これまでの健康診断は、呼吸器の障害 (腫瘍等)、消化器の障害、腎臓の障害等を予防・早期発見するための検査項目を規定していましたが、**膀胱がん等の尿路系の障害 (腫瘍等) を予防・早期発見するための項目を追加**しました。
- ◇ 配置転換後労働者に対する健康診断は、がん等の遷移性の健康障害を予防・早期発見するために行うものであることから、**業務従事労働者と配置転換後労働者とで検査項目に差異を設けました。**

(3) 事業者には従来から、MOCA等の特殊健康診断の結果を労働者に通知することなども義務付けられています。

オルトートルイジン等の健康診断項目（特化則別表第3，別表第4）

一次健康診断

＜必須項目＞	
①	業務の経歴の調査（業務従事労働者の健康診断に限る。）
②	作業条件の簡易な調査（業務従事労働者の健康診断に限る。）
③	オルトートルイジンによる他覚症状または自覚症状の有無の検査 ③、④の具体的内容：頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等
④	他覚症状または自覚症状の有無の検査 ※下線部の急性症状は、業務従事労働者の健康診断に限る。
⑤	尿中の潜血検査
＜医師が必要と認める場合に行う検査項目＞（*）	
⑥	尿中のオルトートルイジンの量の測定（業務従事労働者の健康診断に限る。）
⑦	尿沈渣鏡検の検査
⑧	尿沈渣のババニコラ法による細胞診の検査

二次健康診断（一次健康診断の結果、医師が必要と認める場合を実施）

＜必須項目＞	
①	作業条件の調査（業務従事労働者の健康診断に限る。）
＜医師が必要と認める場合に行う検査項目＞（*）	
②	膀胱鏡検査
③	腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
④	赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（業務従事労働者の健康診断に限る。）

（*）

「医師が必要と認める場合に行う検査項目」について

◇ 検査が必要か否かを判断する「医師」とは

それぞれの検査について必要か否かの判断は、健康診断を実施する医師、事業場の産業医、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場において健康管理を行う医師等が行います。

◇ 検査が必要か否かの判断方法

- 一次健康診断の「医師が必要と認める場合に行う検査項目」
一次健康診断における必須項目（業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、他覚症状および自覚症状（既往および現在）の有無の検査など）の結果、前までの健康診断の結果等を踏まえて判断します。
- 二次健康診断の「医師が必要と認める場合に行う検査項目」
一次健康診断の結果、前までの健康診断の結果等を踏まえて判断します。

MOCA等の健康診断項目（特化則別表第3，別表第4）

注）下線部が、今回の改正による変更点です。（*）については、前のページをご参照ください。

一次健康診断

＜必須項目＞	
①	業務の経歴の調査（業務従事労働者の健康診断に限る。）
②	作業条件の簡易な調査（業務従事労働者の健康診断に限る。）
③	MOCAによる他覚症状または自覚症状の有無の検査 ③、④の具体的内容：上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等
④	他覚症状または自覚症状の有無の検査
⑤	尿中の潜血検査
＜医師が必要と認める場合に行う検査項目＞（*）	
⑥	尿中のMOCAの量の測定（業務従事労働者の健康診断に限る。）
⑦	尿沈渣鏡検の検査
⑧	尿沈渣のババニコラ法による細胞診の検査 （※1）一次健康診断の必須項目から変更するもの。 （※2）二次健康診断の医師が必要と認める場合に行う検査項目から変更するもの。
⑨	肝機能検査（※1）
⑩	腎機能検査（※2）

二次健康診断（一次健康診断の結果、医師が必要と認める場合を実施）

＜必須項目＞	
①	作業条件の調査（業務従事労働者の健康診断に限る。）
＜医師が必要と認める場合に行う検査項目＞（*）	
②	膀胱鏡検査
③	腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
④	胸部の工ツクス線直接撮影若しくは特殊な工ツクス線撮影による検査
⑤	喀痰の細胞診
⑥	気管支鏡検査

◇ 改正内容に関する法令、通達など、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
（フルートリンク関係）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142342.html>



厚生労働省 特定化学物質

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei54/index.html>

MOCA関係

◇ 改正内容についてのお問合せは、都道府県労働局または労働基準監督署へ



労働署 所在案内

◇ 健康診断の受診に関するお問合せは、健康診断機関※または医療機関（泌尿器科など）へ

※ 健康診断機関一覧（公益社団法人全国労働衛生団体連合会（全衛連）のホームページ）

<http://www.zeneiren.or.jp/cgi-bin/pdfdata/tokusyuu-kenshin.pdf>

（平成29年3月作成）

特定化学物質障害予防規則の物質ごとの規制早見表(その3)

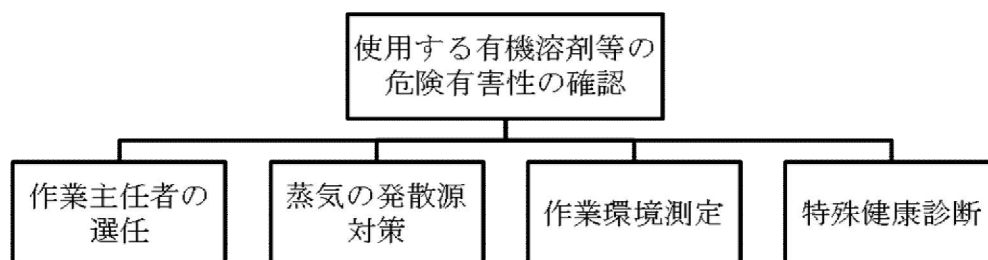
法令	区 分	労働安全衛生法																									特 定 化 学 物 質 障 害 予 防 規 則															
		55	56	57	59	67	3	4		5		7	9~12			12の2	第4章	24	27	36	36の2		37	38	38の2	38の3	38の4	第5章の2	39・40			42	53									
		特定化学物質					製造等の禁止	製造の許可	表示	雇入れ時の教育	健康管理手帳	第1類物質の取扱い設備	特定第2類物質等の製造等に係る設備	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	密閉式	局排	フッシユンプル	密閉式	局排	フッシユンプル	局排の性能	用後処理装置の設備	除じん	排ガ	排液	残さい物処理	ぼろ等の処理	漏えいの防止	立入り禁止の措置	作業主任者の選任	作業環境測定	作業環境測定の結果の評価	管理濃度	休憩室	洗浄設備	飲食等の禁止	掲示	作 業 記 録	特 別 規 定	健康診断	緊急診断	記録の報告
2	一酸化炭素																																									
3	塩化水素																																									
4	硝酸																																									
5	二酸化硫黄																																									
6	フェノール																																									
7	ホスゲン																																									
8	硫酸																																									
その他	アクロレイン																																									
	硫化ナトリウム																																									
	1・3-ブタジエン																																									
	1・4-ジクロロ-2-ブテン																																									
	硫酸ジエチル																																									
1・3-プロパンスルホン																																										

本表及び下記注では特定化学物質予防規則→特化則、有機溶剤中毒予防規則→有機則と略記しています。

注1「健康管理手帳」の「要件」の欄中の数値は、健康管理手帳の交付要件としての当該業務の従事期間を示す。

- 2 「局排の性能」の欄中、数値は「厚生労働大臣が定める値」（空気1m³当たり占める重量、容積）を示し、「制」とあるのは「厚生労働大臣が定める値」で、ガス状の物質は制御風速0.5m/sec、粒子状の物質は1.0m/secである。（リフラクトリーセラミックファイバーは除く）
- 3 「作業環境測定」及び「健康診断」の「記録の保存」の欄中の数字は、保存年数を示す。
- 4 両肺野にベリリウムによる慢性の結節性陰影があること。
- 5 定期健康診断の○印は6月以内ごとに1回行う。ただし注6は1年以内ごとに1回胸部エックス線直接撮影による検査を行うこと。
- 6 ①両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること（これについては、石綿を製造し、又は取り扱う業務以外の周辺の業務の場合も含む。）②石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の貼り付け、補修、除去の作業、石綿等の吹き付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物の解体、破碎等の作業に1年以上従事した経験を有し、かつ初めて石綿等の粉じんにはばく露した日から10年以上経験していること。③石綿等を取り扱う作業（②の作業を除く）に10年以上従事した経験を有していること、等のいずれかに該当すること。
- 7 のエチレンオキシド、ホルムアルデヒドについては、特化則健康診断はないが、安衛則第45条に基づき一般定期健康診断を6月以内ごとに1回行う必要がある。
- 8 ◆は該当条文と同様の内容を特別規定（特化則第38条17～第38条の19）で定めていることを示す。
- 9 △：特定化学物質障害予防規則第4条では、該当物質を製造する設備は密閉式の構造とし、労働者に取り扱わせる場合は遠隔室での遠隔操作としなければならないとなっているが、製造する該当物質を計量し、容器に入れ、又は袋詰めする作業において前述の措置が困難で、該当物質が労働者の身体に直接接触しない方法により行う場合に限った措置。
- 10 作業主任者の選任にある「○有」は有機溶剤作業主任者技能講習修了者から選任する必要があることの意味です。
- 11 作業環境測定、作業環境測定の結果の評価、健康診断の欄にある「○有」は有機則の準用規定によることを示している。
- 12 特別有機溶剤等について、単品の含有量が1%を超えるもので、有機溶剤とあわせて5%を超えるものは、「作業環境測定」、「作業環境測定の結果の評価」、「管理濃度」について、下段の有機則準用の規定による措置もあわせて適用があります。ただし、有機溶剤のみで5%を超えるものは、特化則と有機則の両方が適用となる。
- 13 特別有機溶剤等又は、有機溶剤の含有量が5%を超えるものは、特別有機溶剤を含む混合有機溶剤について測定評価（管理区分決定）を行います。
- 14 ジクロロメタンの配転後の健康診断（○△）は有機溶剤業務のうち洗浄・払拭業務に限る。
- 15 エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1・4-ジオキサン、1・2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、ステレン、1・1・2・2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソプテルケン、コバルト及びその無機化合物、酸化プロピレン、1・2-ジクロロプロパン、ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト、ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバー、三酸化ニアンチモンは、作業の種類によって適用除外の規定がある。

有機溶剤を正しく使いましょう



有機溶剤とは

有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称であり、様々な職場で、溶剤として塗装、洗浄、印刷等の作業に幅広く使用されています。

有機溶剤は常温では液体ですが、一般に揮発性が高いため、蒸気となって作業者の呼吸を通じて体内に吸収されやすく、また、油脂に溶ける性質があることから皮膚からも吸収されます。



規制の対象となる有機溶剤

有機溶剤中毒予防規則（有機則）の対象となる有機溶剤は次ページの44種類です。

有機溶剤等とは、有機溶剤または有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤の含有率が5%（重量パーセント）を超えるもの）をいいます。

有機溶剤業務とは

- イ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
- ロ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのもので中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務
- ハ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
- ニ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
- ホ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
- ヘ 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
- ト 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務
- チ 有機溶剤等を用いて行う洗浄（ヲに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は払しょくの業務
- リ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（ヲに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）
- ヌ 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
- ル 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務
- ヲ 有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。）の内部における業務

屋内作業場等とは

- 屋内作業場
- 船舶の内部
- 車両の内部
- タンク等の内部
- 地下室の内部その他通風が不十分な屋内作業場
- 船倉の内部その他通風が不十分な船舶の内部
- 保冷貨車の内部その他通風が不十分な車両の内部
- タンクの内部
- ピットの内部
- 坑の内部
- ずい道の内部
- 暗きよ又はマンホールの内部
- 箱桁の内部
- ダクトの内部
- 水管の内部
- そのほか通風が不十分な場所（航空機、コンテナ、蒸気管、煙道、ダム、船体ブロックの各内部等）

有機溶剤の種類と区分

有機溶剤中毒予防規則の対象となる有機溶剤は下記の44種類です

	物質名	CASNo.	沸点	参考IARC	がん原性 指針
第一種	1,2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)	540-59-0	60℃		
	二硫化炭素	75-15-0	46℃		
第二種	アセトン	67-64-1	56℃		
	イソブチルアルコール	78-83-1	108℃		
	イソプロピルアルコール	67-63-0	83℃	3	
	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	123-51-3	132℃		
	エチルエーテル	60-29-7	35℃		
	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)	110-80-5	135℃		
	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)	111-15-9	156℃		
	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)	111-76-2	171℃	3	
	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)	109-86-4	125℃		
	オルト-ジクロロベンゼン	95-50-1	180℃	3	
	キシレン	1330-20-7	138℃	3	
	クレゾール	1319-77-3	191℃		
	クロルベンゼン	108-90-7	132℃		
	酢酸イソブチル	110-19-0	118℃		
	酢酸イソプロピル	108-21-4	89℃		
	酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)	123-92-2	142℃		
	酢酸エチル	141-78-6	77℃		
	酢酸ノルマルブチル	123-86-4	126℃		
	酢酸ノルマルプロピル	109-60-4	102℃		
	酢酸ノルマルペンチル(別名酢酸ノルマルアミル)	628-63-7	149℃		
	酢酸メチル	79-20-9	57℃		
	有機溶剤	シクロヘキサノール	108-93-0	161℃	
シクロヘキサノン		108-94-1	156℃	3	
N,N-ジメチルホルムアミド		68-12-2	153℃	3	○
テトラヒドロフラン		109-99-9	66℃		
1,1,1-トリクロロエタン		71-55-6	74℃	3	○
トルエン		108-88-3	111℃	3	
ノルマルヘキサン		110-54-3	69℃		
1-ブタノール		71-36-3	117℃		
2-ブタノール		78-92-2	100℃		
メタノール		67-56-1	65℃		
メチルエチルケトン		78-93-3	80℃		
メチルシクロヘキサノール		25639-42-3	174℃		
メチルシクロヘキサノン		1331-22-2	163℃		
メチルノルマルブチルケトン		591-78-6	126℃		
第三種有機溶剤	ガソリン	8006-61-9	38~204℃	2B	
	コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む。)	65996-79-4	120~200℃		
	石油エーテル	8032-32-4	35~60℃		
	石油ナフサ	-	30~170℃		
	石油ベンジン	8032-32-4	50~90℃		
	テレピン油	-	149℃		
	ミネラルスピリット(ミネラルシナー、ペトロウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)	64742-47-8	130~200℃		

注：左記有機溶剤が5%を超えて含有されている物質も該当します。有機溶剤かどうかわからない場合は、その製品に添付されるSDS(安全データシート)等により確認することが必要です。

注：IARC(国際がん研究機関)の発がん性分類
1：ヒトに対して発がん性がある。2A：ヒトに対しておそらく発がん性がある。2B：ヒトに対する発がん性が疑われる。3：ヒトに対する発がん性が分類できない。

注：物質名中、「クロル」は「クロロ」と表記されることもあります。

譲渡提供するとき

容器・包装への表示

有機溶剤を一定*1以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて他の事業者へ譲渡、提供する場合は、容器・包装に下の事項の表示が必要です。
(注)主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

①名称、②成分、③人体に及ぼす影響、④貯蔵または取扱い上の注意、⑤表示者の氏名、住所、電話番号、⑥注意喚起語、⑦安定性及び反応性、⑧標章

*1 エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、キシレン、N,N-ジメチルホルムアミド、トルエン、二硫化炭素、メタノールについては、0.3%以上、その他の有機溶剤については、1%以上

※ 平成28年6月1日から通知対象物質については、すべて表示が必要となりました

文書の交付等

有機溶剤を一定*2以上含有する製剤その他の物を他の事業者へ譲渡、提供 する場合は、安全データシート(SDS)の交付等により右の事項の通知が必要です。

注)主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

*2 オルト-ジクロロベンゼン、クレゾール、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸エチル、酢酸ノルマルブチル、酢酸ノルマルプロピル、酢酸メチル、テトラヒドロフラン、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン、メチルノルマルブチルケトン、コールタールナフサ、石油エーテル、石油ナフサ、石油ベンジン、ミネラルスピリットについては、1%以上その他の有機溶剤については、0.1%以上

①名称、②成分及びその含有量、③物理的及び化学的性質、④人体に及ぼす作用、⑤貯蔵又は取扱い上の注意、⑥流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置、⑦通知者の名称、住所、電話番号、⑧危険性又は有害性の要約、⑨安定性及び反応性、⑩適用される法令、⑪その他参考となる事項

作業主任者の選任

屋内作業場等において、有機溶剤業務を行うときは、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要です。

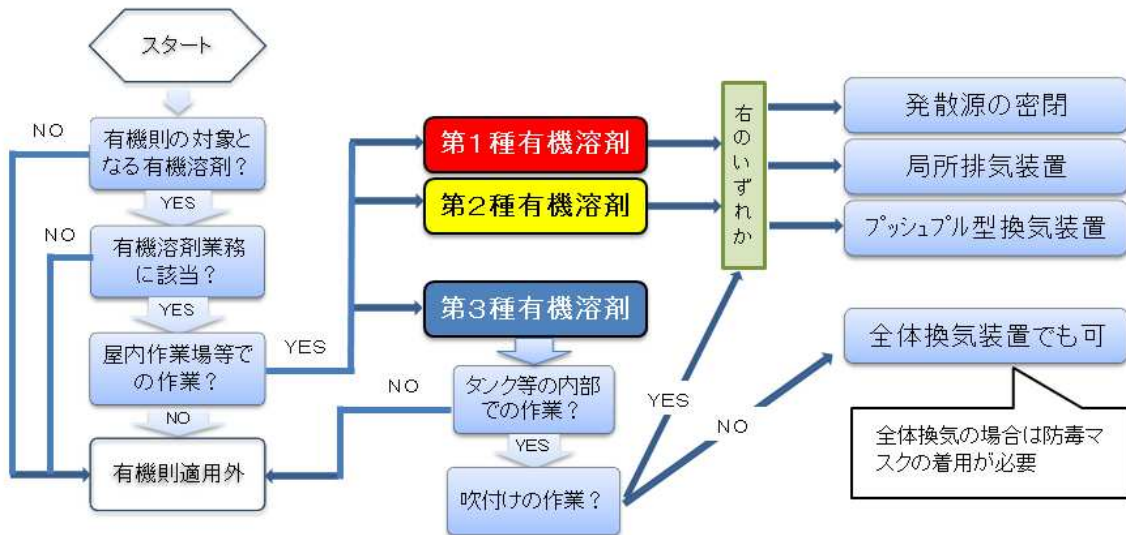
注)試験研究の業務を除く

○作業主任者の職務

- ① 作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置または全体換気装置を1月以内ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を監視すること。
- ④ タンク内作業における措置が講じられていることを確認すること。

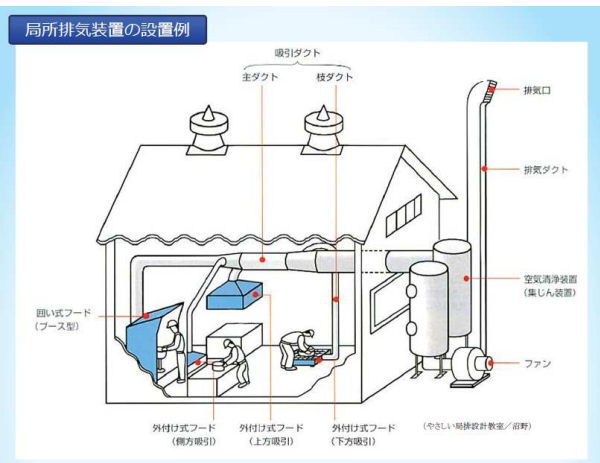
有機溶剤蒸気の発散減対策

有機溶剤の発散減対策を確認してみましょう



屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、その作業場所に有機溶剤の蒸気の出発源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等を設けなければなりません。

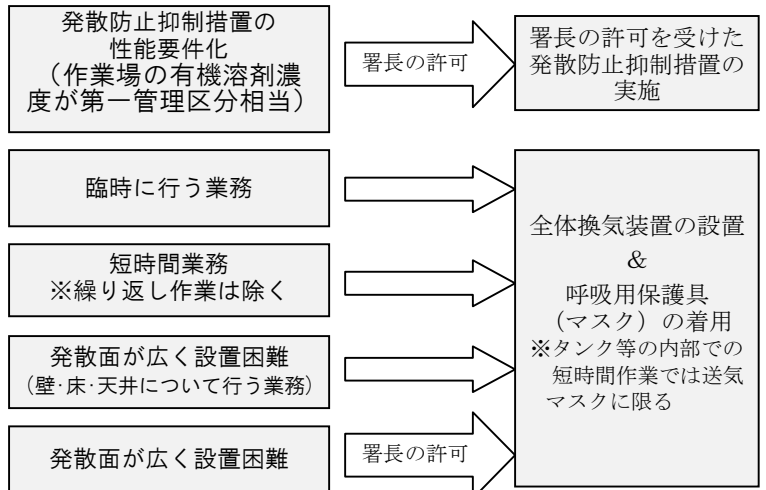
有機則適用外であっても、作業の内容、使用する溶剤の有害性の程度に応じて、換気装置の設置、保護具の使用など労働者の健康障害を予防するための措置を講じるよう努めましょう。



* 局所排気装置等の設置、移転、変更については、事前に労働基準監督署長への届出が必要です。
* 局所排気装置は1年以内ごとに1回の定期自主検査と、1月以内ごとに1回の点検が必要です。

局所排気装置など設置の例外

(局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けなくてもよい例外)



呼吸用保護具

臨時に行う有機溶剤業務、短時間の有機溶剤業務、発散面の広い有機溶剤業務等を行う場合で、局所排気装置等を置かない場合、送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクを使用させなければなりません（タンク等の内部での短時間の業務、有機溶剤等を入れたことのあるタンクの内部での業務については、送気マスクに限ります。）。
 なお、有機ガス用防毒マスクは有効時間に注意が必要です。



作業環境測定

第1種有機溶剤および第2種有機溶剤に係る有機溶剤業務を行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。

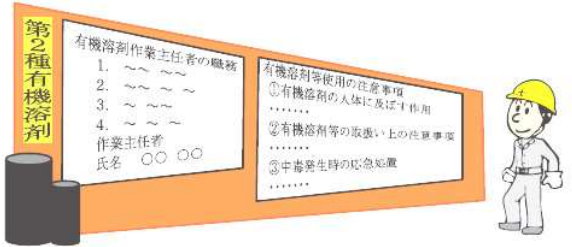
- 6月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定士（国家資格）による作業環境測定を実施
 - 結果について作業環境評価基準（告示）に基づいて評価を行い、第3管理区分の場合には、直ちに改善のための措置を講じること。第2管理区分の場合も改善に努める必要があります。
 - 測定の記録および評価の記録を3年間保存
- 注：作業環境測定士が事業場内にいないときは、登録を受けた作業環境測定機関に測定を委託する必要があります。

物質名	管理濃度 ppm	物質名	管理濃度 ppm	物質名	管理濃度 ppm
アセトン	500	酢酸イソブチル	150	テトラヒドロフラン	50
イソブチルアルコール	50	酢酸イソプロピル	100	1,1,1-トリクロロエタン	200
イソプロピルアルコール	200	酢酸イソペンチル（別名酢酸アミル）	50	トルエン	20
イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）	100	酢酸エチル	200	二硫化炭素	1
エチルエーテル	400	酢酸ノルマルブチル	150	ノルマルヘキサン	40
エチルグリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	5	酢酸ノルマルプロピル	200	1-ブタノール	25
エチルグリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）	5	酢酸ノルマルペンチル（別名酢酸ノルマルアミル）	50	2-ブタノール	100
エチルグリコールモノノルマルブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）	25	酢酸メチル	200	メタノール	200
エチルグリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	0.1	シクロヘキサノール	25	メチルエチルケトン	200
オルト-ジクロロベンゼン	25	シクロヘキサン	20	メチルシクロヘキサノール	50
キシレン	50	1,2-ジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）	150	メチルシクロヘキサン	50
クレゾール	5	N,N-ジメチルホルムアミド	10	メチルノルマルブチルケトン	5
クロルベンゼン	10				

掲 示

以下の事項を作業中でも容易にわかるよう見やすい場所に掲示する。

- ・ 作業主任者の氏名・職務の掲示（労働安全衛生規則第18条）
- ・ 有機溶剤が人体に及ぼす作用等の掲示（有機則第24条）
- ・ 取り扱う有機溶剤等の区分の表示（有機則第25条）
 （第1種：赤、第2種：黄、第3種：青）



貯蔵及び空容器の処理

貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、または発散するおそれのない栓等をした堅固な容器を用い、施錠できる換気の良い場所に保管しなければなりません。

空容器は、当該容器を密閉するか、または当該容器を屋外の一定の場所に集積しなければなりません。



適用除外認定

消費する有機溶剤等の量が少量で、許容消費量を超えないときは、所轄労働基準監督署長の適用除外認定を受けることができます。

この認定を受けていない場合には、たとえ消費量が少量であっても、作業環境測定や健康診断等の実施が必要です。

消費する有機溶剤等の区分	有機溶剤等の許容消費量
第1種有機溶剤	$W = \frac{1}{15} \times A$
第2種有機溶剤	$W = \frac{2}{5} \times A$
第3種有機溶剤	$W = \frac{3}{2} \times A$
備考 W=有機溶剤等の許容消費量(単位グラム) A=作業場の気積(床面から4mを超える高さにある空間を除く。単位m ³)。ただし、気積が150m ³ を超える場合は、150m ³ とする。	

○屋内作業場等(タンク等の内部以外の場所)
作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量が、常態として許容消費量を超えないとき。

○タンク等の内部
一日に消費する有機溶剤等の量が、許容消費量を常に超えないとき。



有機溶剤健康診断

有機溶剤業務に常時従事する労働者に対して、雇入れの際、又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、次の項目について健康診断を実施

* 第3種有機溶剤等にあつては、タンク等の内部における業務に限る

【必須項目】

- ①業務の経歴の調査
- ②有機溶剤による健康障害の既往歴の調査
有機溶剤による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査
尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に係る既往の検査結果の調査
有機溶剤による④⑤及び⑦～⑩に掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査
- ③有機溶剤による自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
- ④尿中の蛋白の有無の検査
- ⑤下の表の区分に応じ、右欄に掲げる項目



【医師が必要と認める場合に行う項目】

- ⑥作業条件の調査
- ⑦貧血検査(下の表の貧血検査対象の物質についての貧血検査は、血色素量及び赤血球数以外のヘマトクリット値、網状赤血球数の検査等を行い、それ以外の物質は血色素量及び赤血球数の検査を含む貧血に関する検査を行う。)
- ⑧肝機能検査(下の表の肝機能検査対象の物質についての肝機能検査は、GOT、GPT、γ-GTP以外の血清の総蛋白、ビリルビン、アルカリフォスファターゼ、乳酸脱水素酵素等の検査を行い、それ以外の物質はGOT、GPT、γ-GTPの検査を含む肝機能に関する検査を行う。)
- ⑨腎機能検査(尿中の蛋白の有無の検査を除く)
- ⑩神経内科学的検査(筋力検査、運動機能検査、腱反射の検査、感覚検査等)

有機溶剤の種類	検査項目			
	尿中の代謝物	肝機能	貧血	眼底
エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチル、エーテルアセテート、エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル			○	
オルト-ジクロロベンゼン、クレゾール、クロロベンゼン、1,2-ジクロロエチレン		○		
キシレン、1,1,1-トリクロロエタン、トルエン、ノルマルヘキサン	○			
N,N-ジメチルホルムアミド	○	○		
二硫化炭素				○

有機溶剤による自覚症状及び他覚症状

- 1、頭重 2、頭痛 3、めまい 4、悪心
- 5、嘔吐 6、食欲不振 7、腹痛
- 8、体重減少 9、心悸亢進 10、不眠
- 11、不安 12、焦燥感
- 13、集中力の低下 14、振戦
- 15、上気道又は眼の刺激症状
- 16、皮膚又は粘膜の異常
- 17、四肢末端部の疼痛 18、知覚異常
- 19、握力減退 20、膝蓋腱・アキレス腱反射異常 21、視力低下 22、その他

※尿中の代謝物の量の検査：右表参照
※肝機能検査：GOT、GPT、γ-GTP
※貧血検査：血色素量、赤血球数

有機溶剤の種類	検査内容
キシレン	尿中メチル馬尿酸
1,1,1-トリクロロエタン	尿中トリクロロ酢酸又は総三塩化物
トルエン	尿中馬尿酸
ノルマルヘキサン	尿中2,5-ヘキサジオン
N,N-ジメチルホルムアミド	尿中N-メチルホルムアミド

- 労働者が有機溶剤に著しく汚染され、または多量に吸入した時は速やかに医師による診察または処置を受けさせる
- 健康診断の結果(個人票)を5年間保存
- 健康診断の結果を労働者に通知
- 有機溶剤等健康診断結果報告書(様式第3号の2)を所轄労働基準監督署に提出

がん原性指針について

動物実験で発がん性が確認された化学物質の中には、有機溶剤として使用されているものもあります。(「有機溶剤の種類と区分」の表で、がん原性指針欄に○印のある2物質が対象となります。) 国では、そうした化学物質について予防的な観点から指針を発出し、事業者が適切な管理を行うよう要請しています。(労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害防止指針)

上記2物質で有機則が適用される業務については、有機則の措置に加えて当該指針で示されている措置のうち「労働衛生教育」及び「労働者の把握」(作業記録の作成と作業記録の30年間の保存)を行ってください。

有機溶剤中毒予防規則の適用早見表

	条文	規制内容	第1種 有機溶剤	第2種 有機溶剤	第3種 有機溶剤	
労働安全衛生法	57条	表 示	○	○	×	
	57条の2	文 書 の 交 付	○	○	○	
	88条	計 画 の 届 出	○	○	○	
有機溶剤中毒予防規則(有機則)	5条	第1種、第2種有機溶剤に係る設備	密閉装置	○ (いずれか)	○ (いずれか)	—
			局所排気装置			
			フッシュアップ型換気装置			
	6条	第3種有機溶剤に係る設備(タンク等の内部)	密閉装置	—	—	○
			局所排気装置			○
			フッシュアップ型換気装置			○
			全体換気			吹き付け以外○ 吹付け×
	14条~17条	局所排気装置等の性能要件	○	○	○	
	18条	局所排気装置等の稼働時の要件	○	○	○	
	19条	作業主任者の選任	○	○	○	
	20条~21条	定期自主検査	○	○	○	
	22条~23条	点検、補修	○	○	○	
	24条	掲 示	○	○	○	
	25条	区 分 の 表 示	○	○	○	
	26条	タ ン ク 内 作 業	○	○	○	
	27条	事 故 の 場 合 の 退 避 等	○	○	○	
	28条~28条の3	作業環境の測定	実 施	○	○	×
			結 果 の 評 価	○	○	×
			評 価 に 基 づく 措 置	△	△	×
	29条~30条の3	健 康 診 断 の 実 施	○	○	△	
32条~33条	送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用	△	△	△		
33条の2、34条	保 護 具 の 数 等	○	○	○		
35条、36条	貯 蔵 と 空 容 器	○	○	○		

○: 義務の対象となるもの

△: 特定の場合において、義務の対象となるもの

労働災害を防止するため リスクアセスメントを実施しましょう

労働安全衛生法が改正されました（平成28年6月1日施行）

＜平成29年3月1日より対象物質が663物質に増えました＞

一定の危険有害性のある化学物質（640物質）について

1. 事業場におけるリスクアセスメントが義務づけられました。
2. 譲渡提供時に容器などへのラベル表示が義務づけられました。

＜リスクアセスメントとは＞

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することを行います。

＜対象となる事業場は＞

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。
製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

＜リスクアセスメントの実施義務の対象物質＞

事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。対象は安全データシート（SDS）の交付義務の対象である**640物質**です。

640物質は以下のサイトで公開しています。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

職場のあんぜんサイト

SDS

検索

対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。



あなたの職場でも化学物質を使っていませんか？
リスクアセスメントのやり方を見てくださいましょう

1. リスクアセスメントの実施時期

（安衛則第34条の2の7第1項）

施行日（平成28年6月1日）以降、該当する場合に実施します。

＜法律上の実施義務＞

1. 対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき
2. 対象物を製造し、または取り扱う業務の作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき
3. 前の2つに掲げるもののほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったりするとき
※新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など

＜指針による努力義務＞

1. 労働災害発生時
※過去のリスクアセスメント（RA）に問題があるとき
2. 過去のRA実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき
3. 過去にRAを実施したことがないとき
※施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にRAを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合

2. リスクアセスメントの実施体制

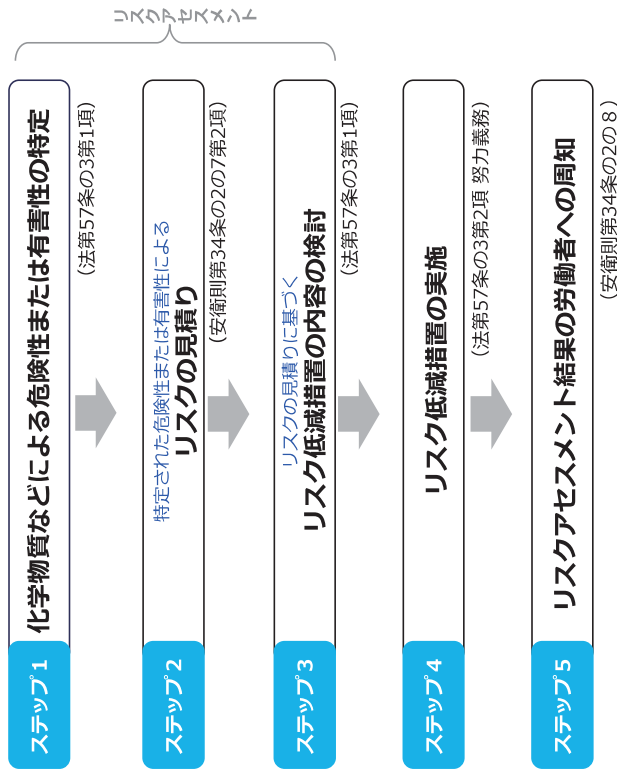
リスクアセスメントとリスク低減措置を実施するための体制を整えます。安全衛生委員会などの活用などを通じ、労働者を参画させます。

担当者	説明	実施内容
総括安全衛生管理者など	事業の実施を統括管理する人（事業場のトップ）	リスクアセスメントなどの実施を統括管理
安全管理者または衛生管理者 作業主任者、職長、班長など	労働者を指導監督する地位にある人	リスクアセスメントなどの実施を管理
化学物質管理者	化学物質などの適切な管理について必要な能力がある人の中から指名	リスクアセスメントなどの技術的業務を実施
専門的知識のある人	必要に応じ、化学物質の危険性と有害性や、化学物質のための機械設備などについての専門的知識のある人	対象となる化学物質、機械設備のリスクアセスメントなどへの参画
外部の専門家	労働衛生コンサルタント、労働安全コンサルタント、作業環境測定士、インダストリアル・ハイジニストなど	より詳細なリスクアセスメント手法の導入など、技術的な助言を得るために活用が望ましい

※事業者は、上記のリスクアセスメントの実施に携わる人（外部の専門家を除く）に対し、必要な教育を実施するようにします。

3. リスクアセスメントの流れ

リスクアセスメントは以下のような手順で進めます。



「ラベルでアクション」運動実施中！職場で扱っている製品のラベル表示を確認しましょう

「ラベルでアクション」

GHSマーク（絵表示）があったら、SDSの確認とリスクアセスメントの実施につなげましょう



ステップ1 化学物質などによる危険性または有害性の特定

化学物質などについて、リスクアセスメントなどの対象となる業務を洗い出した上で、SDSに記載されているGHS分類などに即して危険性または有害性を特定します。



＜危険有害性クラスと区分（強さ）に応じた絵表示と注意書き＞

【炎】 	可燃性/引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	【円上の炎】 	変燃性/酸化性ガス 酸化性液体・固体	【爆弾の爆発】 	爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化化物
【腐食性】 	金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な損傷性	【ガスボンベ】 	高圧ガス	【どくろ】 	急性毒性 (区分1～3)
【感嘆符】 	急性毒性 (区分4) 皮膚刺激性 (区分2) 眼刺激性 (区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分3) など	【環境】 	水生環境有害性	【健康有害性】 	呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1, 2) 吸引性呼吸器有害性

＜GHS国連報告に基づくSDSの記載項目＞

1	化学品および会社情報	9	物理的および化学的性質 (引火点、蒸気圧など)
2	危険有害性の要約 (GHS分類)	10	安定性および反応性
3	組成および成分情報 (CAS番号、化学名、含有量など)	11	有害性情報 (LD ₅₀ 値、IARC区分など)
4	応急措置	12	環境影響情報
5	火災時の措置	13	廃棄上の注意
6	漏出時の措置	14	輸送上の注意
7	取扱いおよび保管上の注意	15	通用法令 (安衛法、化管法、消防法など)
8	ばく露防止および保護措置 (ばく露限界値、保護具など)	16	その他の情報

ステップ2 リスクの見積り

リスクアセスメントは、対象物を製造し、または取り扱う業務ごとに、次のア〜ウのいずれかの方法またはこれらの方法の併用によって行います。(危険性についてはアとウに限る)

ア. 対象物が労働者に危険を及ぼし、または健康障害を生ずるおそれの程度(発生可能性)と、危険または健康障害の程度(重篤度)を考慮する方法

具体的には以下のような方法があります。

マトリクス法	発生可能性と重篤度を相対的にR度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ発生可能性と重篤度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法
数値化法	発生可能性と重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算または乗算などとしてリスクを見積もる方法
枝分かれ図を用いた方法	発生可能性と重篤度を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法
コントロール・バンディング	化学物質リスク簡易評価法(コントロール・バンディング)などを用いてリスクを見積もる方法
災害のシナリオから見積もる方法	化学プラントなどの化学反応のプロセスなどによる災害のシナリオを仮定して、その事象の発生可能性と重篤度を考慮する方法

イ. 労働者が対象物にさらされる程度(ばく露濃度など)とこの対象物の有害性の程度を考慮する方法

具体的には以下のような方法があります。このうち実測値による方法が望ましいです。

実測値による方法	対象の業務について作業環境測定などによって測定した作業場所における化学物質などの 気中濃度 などを、その化学物質などの ばく露限界 (日本産業衛生学会の許容濃度、米国産業衛生専門家会議(ACGIH)のTLV-TWAなど)と 比較する方法
使用量などから推定する方法	数理モデルを用いて 対象の業務の作業を行う労働者の周辺の化学物質などの 気中濃度を推定し 、その化学物質の ばく露限界と比較する方法
あらかじめ尺度化した表を使用する方法	対象の化学物質などへの労働者の ばく露の程度 とこの化学物質などによる 有害性を相対的にR度化し 、これらを縦軸と横軸とし、あらかじめ ばく露の程度と有害性の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法

ウ. その他、アまたはイに準じる方法

危険または健康障害を防止するための具体的な措置が労働安全衛生法関係法令の各条項に規定されている場合に、これらの規定を確認する方法などがあります。

- ①特別則(労働安全衛生法に基づく化学物質等に関する個別の規則)の対象物質(特定化学物質、有機溶剤など)については、特別則に定める具体的な措置の状況を確認する方法
- ②安衛令別表1に定める危険物および同等のGHS分類による危険性のある物質について、安衛則第四章などの規定を確認する方法

例1: マトリクスを用いた方法

※発生可能性「②比較的高い」、重篤度「②後遺障害」の場合の見積り例

危険または健康障害を生ずるおそれの程度(発生可能性)	極めて高い	5	5	4	3
	比較的高い	5	4	3	2
可能性あり	4	3	2	2	1
ほとんどない	4	3	1	1	1

(発生可能性) ← 比較的高い ← 5 → 後遺障害 (重篤度)

リスク	優先度
4~5	直ちにリスク低減措置を講じる必要がある。措置を講じるまで作業停止する必要がある。
2~3	速やかにリスク低減措置を講じる必要がある。措置を講じるまで使用しないことが望ましい。
1	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

例2: 化学物質などの有害性とばく露の量を相対的にR度化し、リスクを見積もる方法の例

①SDSを用い、GHS分類などを参照して有害性のレベルを区分する。

②作業環境レベルと作業時間などから、ばく露レベルを推定する。
(作業レベルは以下のような式で算出)

$$\text{作業環境レベル} = (\text{取引量}) + (\text{揮発性} \cdot \text{飛散性}) - (\text{換気})$$

取引量	揮発性・飛散性	換気
多量: 3 中量: 2 少量: 1	高: 3 中: 2 低: 1	遠隔操作・完全密閉: 4 局所排気: 3 全体換気・屋外作業: 2 換気なし: 1

ばく露レベル	作業環境レベル				
	5以上	4	3	2	1以下
年間	V	V	IV	IV	III
作業時間	V	IV	IV	III	II
作業時間	IV	IV	III	III	II
作業時間	IV	III	III	II	II
作業時間	III	II	II	II	I

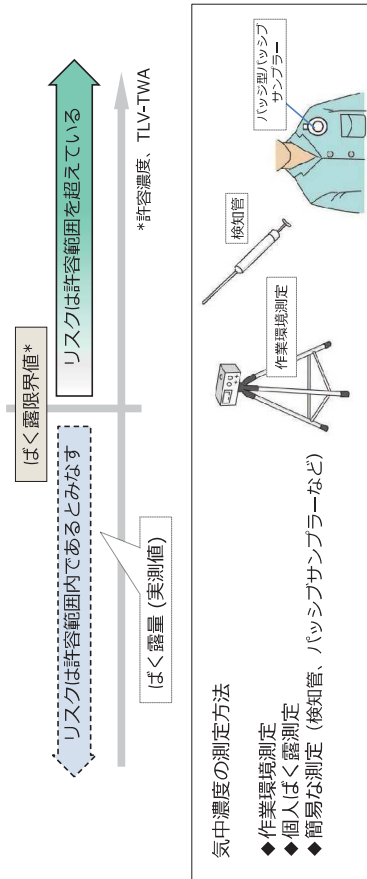
③有害性のレベルとばく露レベルからリスクを見積る。

有害性のレベル	ばく露レベル				
	V	IV	III	II	I
有害性	E	5	5	4	4
有害性	D	5	4	4	3
有害性	C	4	4	3	3
有害性	B	4	3	3	2
有害性	A	3	2	2	2

※これらの表はリスクの見積り方を例示するものであり、有害性のレベル分け、ばく露レベルの推定は仮のもの。

例3：実測値を用いる方法

実際に、化学物質などの気中濃度を測定し、ばく露限界値と比較する方法は、最も基本的な方法として推奨されます。



例4：コントロール・バンディングを用いた方法

「コントロール・バンディング」は簡易なリスクアセスメント手法です。

これは、ILO（国際労働機関）が、開発途上国の中小企業を対象に、有害性のある化学物質から労働者の健康を守るために、簡単に実用的なリスクアセスメント手法を取り入れて開発した化学物質の管理手法です。

厚生労働省のホームページ「職場のあんぜんサイト」で、支援システムを提供しており、サイト上で必要な情報を入力すると、リスクレベルと、それに応じた実施すべき対策と参考となる対策シートが得られます。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzhen/kag/ras_start.html

コントロール・バンディング

検索

なお、対策シートはリスク低減措置の検討の参考としていただく材料です。

換気設備、保護具などの必要性について検討いただくとともに、より詳細なリスクアセスメントに向けたスクリーニングとしても使用することが可能です。

例5：ECETOC-TRA（ばく露推定モデルの一つ）を用いた方法

欧州化学物質生態毒性・毒性センター（ECETOC）が提供するリスクアセスメントツール（ECETOC-TRA）は定量的評価が可能なツールとして普及しています。

<http://www.ecetoc.org/tra>（英語）

化学物質の物理化学的性状、作業工程（プロセスカテゴリ）、作業時間、換気条件などを入力することによって、推定ばく露濃度が算出されます。

その他

危険物については、化学プラントのサーフェイ・アセスメントなどの方法があります。



ステップ3 リスク低減措置の内容の検討

リスクアセスメントの結果に基づき、労働者の危険または健康障害を防止するための措置の内容を検討してください。

◆労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則などの特別則に規定がある場合は、その措置をとる必要があります。

◆次に掲げる優先順位でリスク低減措置の内容を検討します。

ア. 危険性または有害性より低い物質への代替、化学反応のプロセスなどの運転条件の変更、取り扱い化学物質などの形状の変更など、またはこれらの併用によるリスクの低減
※危険有害性の不明な物質に代替することは避けるようにしてください。

イ. 化学物質のための機械設備などの防爆構造化、安全装置の二重化などの工学的対策または化学物質のための機械設備などの密閉化、局所排気装置の設置などの衛生工学的対策

ウ. 作業手順の改善、立入禁止などの管理的対策

エ. 化学物質などの有害性に応じた有効な保護具の使用



ステップ4 リスク低減措置の実施

検討したリスク低減措置の内容を速やかに実施するよう努めます。

死亡、後遺障害または重篤な疾病のおそれのあるリスクに対しては、暫定的措置を直ちに実施してください。

リスク低減措置の実施後に、改めてリスクを見積もるとよいでしょう。

リスク低減措置の実施には、例えば次のようなものがあります。

◆危険有害性の高い物質から低い物質に変更する。

物質を代替する場合には、その代替物の危険有害性が低いことを、GHS区分やばく露限界値などをとくに、しっかり確認します。
確認できない場合には、代替すべきではありません。危険有害性が明らかでない物質でも、適切に管理して使用することが大切です。

◆温度や圧力などの運転条件を変えて発散量を減らす。

◆化学物質などの形状を、粉から粒に変更して取り扱う。

◆衛生工学的対策として、蓋のない容器に蓋をつける、容器を密閉する、局所排気装置のフード形状を囲い込み型に改良する、作業場所に拡散防止のためのパーテーション（間仕切り、ビニールカーテンなど）を付ける。

◆全体換気により作業場全体の気中濃度を下げる。

◆発散の少ない作業手順に見直す、作業手順書、立入禁止場所などを守るための教育を実施する。

◆防毒マスクや防じんマスクを使用する。

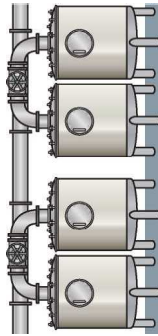
使用期限（破過など）、保管方法に注意が必要です。

ステップ5

リスクアセスメント結果の労働者への周知

リスクアセスメントを実施したら、以下の事項を労働者に周知します。

- 1 周知事項
 - ① 対象物の名称
 - ② 対象業務の内容
 - ③ リスクアセスメントの結果（特定した危険性または有害性、見積もったリスク）
 - ④ 実施するリスク低減措置の内容
- 2 周知の方法は以下のいずれかによります。 ※SDSを労働者に周知する方法と同様です。
 - ① 作業場に常時掲示、または備え付け
 - ② 書面を労働者に交付
 - ③ 電子媒体で記録し、作業場に常時確認可能な機器（パソコン端末など）を設置
- 3 法第59条第1項に基づき雇入れ時の教育と同条第2項に基づく作業変更時の教育において、上記の周知事項を含めるものとします。
- 4 リスクアセスメントの対象の業務が継続し、上記の労働者への周知などを行っている間は、それらの周知事項を記録し、保存しておきましょう。



〇〇業務のリスクアセスメント結果

1 化学物質の名称 ○○
業務の内容 ……を～する業務
X作業、Y作業の工程

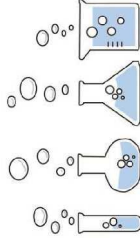
2 リスクアセスメントの結果
(1) 特定した有害性 発がん性 (区分2)
(2) 見積もったリスク 発熱性・発汗性
○○を～する作業のため、速やかに低減措置が
必要

3 実施するリスク低減措置の内容
* 換気装置の設置 (〇) 作業時間短縮 (〇)
* 作業時間短縮 (〇) 作業時間短縮 (〇)
* 年〇月まで毎時〇分まで作業

実施者 実施日

その他

法に基づくリスクアセスメント義務の対象とならない化学物質などであっても、法第28条の2に基づき、リスクアセスメントを行う努力義務がありますので、上記に準じて取り組むように努めてください。



ラベル（表示）を作成する譲渡提供者（メーカーなど）の皆さまへ

ラベル（表示）は、安衛令別表第9に掲げる640の化学物質などが対象です

化学物質などを譲渡提供する際には、次の事項を記載したラベルを容器に貼付します。

- ① 名称
- ② 注意喚起語
- ③ 人体に及ぼす作用、安定性、反応性
- ④ 貯蔵または取扱い上の注意
- ⑤ 標章（絵表示）
- ⑥ 表示をする人の氏名、住所、電話番号

注）「成分」の表示については、平成28年6月1日以降、記載義務がなくなりますが、適切と考えられる成分の表示を行うことが望まれます。

ラベル（表示）に関する固形物の適用除外（令第18条および安衛則第30条関係）

純物質	金属*については、粉状以外（塊、板、棒、線など）の場合は適用除外 *イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバジウム、マンガン、モリブデン、ロジウム
混合物	640物質に掲げる物を含有する製剤のうち、 運輸中や貯蔵中で固体以外の状態にならず、かつ、粉状*にならない物は適用除外 *粉状とは、流体力学的粒子径が0.1mm以下のインハラブ（吸入性）粒子を含むものをいいます。 *具体的には、飼料、ワイヤ、プラスチックのペレットなどは原則適用除外となりません。

<適用除外とならない危険物または皮膚腐食性のあるもの>

以下のものは適用除外となりません。

- 1 危険物（安衛令別表第一に掲げるもの）
 - 2 可燃性の物等爆発または火災の原因となるおそれのある物
 - 3 皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（例えば酸化カルシウム、水酸化ナトリウムなどを含む製剤）
- ※具体的には、GHS分類の危険有害性クラスで物理化学的危険性または皮膚腐食性を有するもの

ラベル（表示）の適用除外（一般消費者の生活の用）

主として一般消費者の生活の用に供するための製品は除きます。これには以下のものが含まれます。

- ◆「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）に定められている**医薬品、医薬部外品、化粧品**
- ◆「農薬取締法」（昭和23年法律第125号）に定められている**農薬**
- ◆労働者による取扱いの過程で**固体以外の状態**にならず、かつ、**粉状または粒状にならない製品**
- ◆表示対象物が**密封された状態**で取り扱われる製品
- ◆**一般消費者のもとに提供される段階の食品**
ただし、水酸化ナトリウム、硝酸、酸化チタンなどが含まれた食品添加物、エタノールなどが含まれた酒類など、表示対象物が含まれているものであって、譲渡・提供先において、労働者がこれらの食品添加物を添加し、または酒類を希釈するなど、**労働者が表示対象物にばく露するおそれのある作業が予定されるもの**については、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」には該当しないこと。

注）**固形物の適用除外は、ラベル表示のみです。固形物の場合も、SDSの交付はこれまでどおり必要です。**

注）ラベル作成の詳細、裾切値については、関係法令、JISZ7253などを参照してください。

化学物質のSDS活用&リスクアセスメント自主点検票

事業場名	点検実施日
責任者名（衛生管理者など）	担当者職氏名

1.事業場内で化学物質を取り扱っていますか。 ※塗料、洗浄剤、加工材など、身近なものにも化学物質が使われています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、点検終了										
2.その製品にSDS（安全データシート）は添付されていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、納入元から入手してください										
3.その化学物質は何ですか。法令上①～③のどれに当てはまりますか。 ①特定化学物質・有機溶剤 ②①以外のSDS対象物 ③その他	⇒SDSの「15.適用法令」の欄を確認！または「職場のあんぜんサイト」などで検索！										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>化学物質名</th> <th>CAS番号(SDSに記載)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>() ()</td> <td><input type="checkbox"/>① <input type="checkbox"/>② <input type="checkbox"/>③</td> </tr> <tr> <td>() ()</td> <td><input type="checkbox"/>① <input type="checkbox"/>② <input type="checkbox"/>③</td> </tr> <tr> <td>() ()</td> <td><input type="checkbox"/>① <input type="checkbox"/>② <input type="checkbox"/>③</td> </tr> <tr> <td>() ()</td> <td><input type="checkbox"/>① <input type="checkbox"/>② <input type="checkbox"/>③</td> </tr> </tbody> </table>	化学物質名	CAS番号(SDSに記載)	() ()	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③	() ()	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③	() ()	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③	() ()	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③	
化学物質名	CAS番号(SDSに記載)										
() ()	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③										
() ()	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③										
() ()	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③										
() ()	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③										
4.その化学物質の取扱い業務について、リスクアセスメントを実施したことはありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ										
はいの場合、その結果を確認することはできますか。 ⇒はいの場合、6.へ ⇒いいえの場合、 リスクアセスメントを実施しましょう	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ										
いいえの場合、 リスクアセスメントを実施しましょう	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ										
5.リスクアセスメントの方法を選択しましょう。（詳しくは5ページ） SDSのGHS分類による危険有害性情報を参照して確認します。 危険性についての方法 → <input type="checkbox"/> 災害シナリオを想定して見積もる方法（マトリクス法など） <input type="checkbox"/> 法令規定を確認する方法 <input type="checkbox"/> その他 有害性についての方法 → <input type="checkbox"/> ばく露濃度の測定（実測） <input type="checkbox"/> コントロール・バンディング <input type="checkbox"/> ECETOC-TRAなど <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 危険性 <input type="checkbox"/> 有害性										
6.リスクアセスメントの結果を労働者に周知していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、改善しましょう										
7.SDSの内容を労働者に周知していますか。 ※作業場に備付け、各労働者に配布、パソコンなどで閲覧などの方法があります。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、改善しましょう										
8.SDS対象物（3.の①または②）に当たる場合、納入された容器などにラベル表示がされていますか。 ⇒はいの場合、事業場内でもラベル表示したままにしましょう ⇒いいえの場合、納入元にラベル表示について照会しましょう	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ										

<化学物質管理に関する相談窓口>

SDSの活用やリスクアセスメントの実施について、専門家に相談することができます。
問い合わせ先は、厚生労働省のホームページでお知らせしています。

厚生労働省 化学物質管理 相談窓口 **検索**

事業者のみなさまへ

労働安全衛生法に関する 化学物質管理の 無料相談窓口のご案内

GHS対応ラベル・SDS、リスクアセスメントなどのご質問に
お答えします。



- ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学用品ですか？
- ラベルやSDSの内容が分からないのですが？
- 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか？
- 「コントロール・バンディング」というものの使い方を教えてください。
- 担当者が、化学の専門に詳しくないので困っています。



050-5577-4862



soudan@technohill.co.jp

事務局HPからメールアドレスをご利用いただけます。テクノヒルと検索ください。

受付時間 月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00を除く) ※土日祝日、年末年始を除く

*相談は無料ですが、通話料がかかります。

*相談窓口開設期間は平成29年4月3日～平成30年3月20日までとなります。

*メールでのお問い合わせについては、内容に応じて電話での回答になる場合がございますのでご了承ください。

労働安全衛生法が改正され、平成28年6月から施行されました。この改正により、一定の危険有害性のある化学物質（平成29年3月1日より対象物質が663物質に増えました）について

1. 化学物質のリスクアセスメントを行うことが義務化されました。
 2. 譲渡提供時に容器などへのラベル表示義務の対象になります。
- この相談窓口では、ラベルやSDSの記載内容の理解やこれを活用したリスクアセスメントの方法にお困りの事業者や担当者の皆様からのご質問にお答えしています。お気軽にご相談下さい。本事業では、リスクアセスメントに係る訪問支援も行っています。併せてご利用ください。

平成29年度厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業」
【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門
東京都中央区日本橋蛸割町2-5-3 3F 和ビル4F
TEL : 03-6231-0133 FAX : 03-5642-6145 E-mail : soudan@technohill.co.jp
<http://www.technohill.co.jp/>

「化学物質のリスクアセスメント」 訪問支援のご案内

無料

中小規模事業場に専門家が訪問します

改正労働安全衛生法に対応されていますか？

労働安全衛生法の改正に伴い、危険有害性のある化学物質を取り扱う全ての業者に、化学物質のリスクアセスメントを行うことが義務化されます。平成29年度厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業」では、無料で中小規模事業場に、専門家が訪問し、化学物質のリスクアセスメント支援と対策のアドバイスをを行います。

中小規模事業場を対象に専門家が訪問します（無料）

- ◆ 化学物質のリスクアセスメントの仕方を説明します
- ◆ GHSラベルやSDSの読み方をお教えます
- ◆ 化学物質の危険性や有害性を調べる方法をご紹介します
- ◆ リスクを低減するための対策をアドバイスいたします
- ◆ リスクアセスメント結果の内容を説明します

※お申込み受付締切：平成30年1月31日
※訪問お申込みは一事業場につき一回となります

こんな疑問にお答えします



- ◇ 化学物質のリスクアセスメントは、どのように行えばよいのですか？
- ◇ すでに自社でリスクアセスメントを行っていますが、本当にこれで問題ないか不安です。アドバイスいただけますか？

訪問支援お申込みについて

事務局（テクノヒル株式会社）ホームページよりお申込みください。

テクノヒル 検索

で検索または URL : <http://www.technohill.co.jp>

WEBお申込み入力送信後、自動送信の【受付完了メール】が届きましたら、お申込み完了となります。24時間以内に【受付完了メール】がない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。お申込み後、指導員または事務局より訪問日程等のご連絡をさせていただきます。

テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

東京都中央区日本橋蛸割町2-5-3 和ビル4F

TEL : 03-6231-0133 FAX : 03-5642-6145 E-mail : chemical@technohill.co.jp

石綿障害予防規則の改正について（平成 26 年 6 月 1 日施行）

石綿による健康障害防止対策は、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）等により、様々な措置が義務付けられています。石綿等が使用されている建築物の老朽化による解体等の工事は、今後も増加することが予想され（平成 40 年がピークと推定されている。）、現在の技術的知見等も踏まえ、一層の石綿ばく露防止対策等の充実が求められています。

厚生労働省では、このような状況を踏まえ、吹き付け石綿の除去についての措置、石綿を含む保温材や耐火被覆材などの取り扱いに関する規定を強化するため、石綿障害予防規則を改正し、平成 26 年 6 月 1 日から施行しました。



「石綿障害予防規則」（石綿則） 主な改正ポイント

■ 吹き付けられた石綿の除去などについての措置

集じん・排気装置（第 6 条関係）

作業開始後、速やかに、装置の排気口からの石綿漏えいの有無を点検する必要があります。異常があれば、作業を中止し、装置の補修やその他の措置を直ちに取る必要があります。

漏洩の監視には、スモークテスターに加え、粉じん相対濃度計（いわゆるデジタル粉じん計）、又は繊維状粒子自動測定機（いわゆるリアルタイムモニター）を使用することが望ましい。

■ 作業場所の前室（第 6 条関係）

前室を設置する際には、洗身室と更衣室を併設する必要があります。作業開始前に、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の使用によって、前室が負圧に保たれているかどうかを点検する必要があります。異常があれば、直ちに、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の増設やその他の措置を取る必要があります。

■ 石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の措置

保温材、耐火被覆材、断熱材（第 10 条など）

事業者は、労働者が常時就業する建築物などの天井などの石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などで石綿粉じんを発散するおそれがある場合は、石綿の除去、封じ込めや囲い込みの措置が必要です。

■ 封じ込め、囲い込み作業では、次の措置が必要になります

措置内容	参照条文 [石綿則、労働安全衛生規則（安衛則）]
・発注者による工事請負人への石綿使用状況などの情報提供の努力 ・注文者による法令遵守のための配慮	石綿則第 8 条、第 9 条 ※発注者とは、注文者のうち作業を行う仕事を他者から請け負わずに注文している者
・事前調査	石綿則第 3 条
・特別教育	石綿則第 27 条、安衛則第 36 条
・作業計画	石綿則第 4 条
・作業の届出	石綿則第 5 条 ※粉じんの著しい発散のおそれがある場合
・隔離装置 ・ろ過集じん方式集じん・排気装置 ・負圧の保持 ・前室の設置	石綿則第 6 条 ※切断を伴う作業で粉じんの著しい発散のおそれがある場合
・立入禁止措置・その表示 ・特定元方事業者から関係請負人への通知・作業時間帯などの調整など	石綿則第 7 条 ※切断を伴わない囲い込み作業で粉じんの著しい発散のおそれがある場合
・湿潤化	石綿則第 13 条
・呼吸用保護具・作業衣または保護衣の使用	石綿則第 14 条

石綿の除去などの作業についての規制の体系

この表は、建築物などの解体などの作業時に、石綿則がどのように適用されるかを示したものです。作業を行う際の参考にしてください。

	吹き付け石綿				保温材、耐火被覆材、断熱材 (著しい粉じん発散のおそれがある場合)				その他 材料
	耐火建築物・準耐火建築物における除去	その他除去	封じ込め・囲い込み (切断などを伴う)	囲い込み (切断などを伴わない)	除去 (切断などを伴う)	除去 (切断などを伴わない)	封じ込め・囲い込み (切断などを伴う)	囲い込み (切断などを伴わない)	除去
注文者の配慮 (第9条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事前調査 (第3条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業計画 (第4条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14日前届出 (安衛則第90条関係)	○								
事前届出 (第5条関係)		○	○	○	○	○	○	○	
特別教育 (第27条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業主任者の選任 (第19条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護具の着用 (第14条関係)	●	●	○	○	○	○	○	○	○
湿潤化 (第13条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
隔離の措置 (第6条関係)	○	○	○		○		○		
作業者以外立入禁止 (第7条関係)				○		○		○	
関係者以外立入禁止 (第15条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- 印の呼吸用保護具については、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上のものに限ります。
- すべての除去作業、封じ込め・囲い込み作業について、発じんを防止有効なばく露防止措置をとるとともに、廃材は関係法令に基づき適切に分別・廃棄する必要があります。
(関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

建築物に吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材などの管理

- 事業者は、その労働者を就業させる建築物などに吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などにより粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、その石綿の除去、封じ込め、囲い込みの措置を取らなければなりません。
- 事務所または工場として使用される建築物の貸与者は、その建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁などに吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などにより粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、上記と同様の措置を取らなければなりません。
- 臨時に就業させる建築物などの壁などに吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などによりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、呼吸用保護具・保護衣または作業衣を使用させなければなりません。



粉じん障害の防止対策について

じん肺とは

鉱物、金属、研磨材、炭素原料、アーク溶接のヒューム等の粉じんのうち、微細な粉じんは肺の奥深く肺胞まで入り込み、そこに沈着します。これらの粉じんを吸い続けると、肺内では、繊維増殖が起こり、肺が固くなって呼吸が困難になります。これが「じん肺」です。じん肺になると、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎等の病気にかかりやすくなり、また、かかった場合は治りにくくなるといわれています。

じん肺の初期にはほとんど自覚症状がありませんが、進んでくると息切れが起こり、せきやたんが出たりします。さらに進むと息切れがひどくなり、歩いただけでも息が苦しく、動悸がして仕事もできなくなります。今日吸い込んだ粉じんが明日すぐに発病するというのではなく、長期間吸入し続けると、その後の粉じん作業を離れてしまっても、数年あるいは10数年を経てじん肺が発症することがあります。



粉じん障害の防止に係る法規制について

このような粉じんによる障害を防止する対策としては、まず、粉じんへのばく露を低減する粉じん発散源対策や防じんマスクの着用等の作業環境管理及び作業管理を行うと共に、粉じん作業従事労働者に対する健康管理、労働衛生教育を行うことが重要であり、それらの対策は、それぞれ粉じん障害防止規則及びじん肺法に規定されています。

また、国は昭和56年以降7次にわたって粉じん障害防止総合対策を進め、平成25年度からは第8次粉じん障害防止総合対策を展開しているところです。

新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、粉じん障害防止規則が全面施行された昭和56年と比べ、大幅に減少し、近年、全国では200人台で推移しており、平成23年においては初めて200人を下回り(174人)、粉じん障害の防止対策の効果はあがっております。

じん肺法によるじん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定について

じん肺法では、じん肺にかかるおそれがあると認められる一定の作業を「粉じん作業」と定義(粉じん障害防止規則に同じ。)し、常時粉じん作業に従事する労働者に対するじん肺健康診断の実施、及び当該じん肺健康診断でじん肺の所見のあった者に対するじん肺管理区分の決定により、じん肺の症状の悪化を防止するための措置のほか、じん肺管理区分が4の者及び合併症にかかっている者については療養を要すること等が定められています。

(合併症とは「じん肺と合併した肺結核その他のじん肺の進展経過に応じてじん肺と密接な関係があるとみとめられる疾病」を言います。)

じん肺健康診断の実施時期等

じん肺健康診断は、就業時、定期、定期外、離職時について行うこととされています。

1 就業時健康診断

新たに常時粉じん作業に従事することになったとき。ただし、次の者を除く。

- (1) 当該就業日前に粉じん作業従事歴がない者
- (2) 当該就業日前1年以内にじん肺健康診断を受けてじん肺管理区分が管理1、管理2又は管理3イである者
- (3) 当該就業日前6月以内にじん肺健康診断を受けてじん肺管理区分が管理3ロである者

2 定期健康診断

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	頻度
常時粉じん作業に従事している者	管理1	3年以内ごとに1回
	管理2、管理3	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事している者	管理2	3年以内ごとに1回
	管理3	1年以内ごとに1回

3 定期外健康診断

- (1) 常時粉じん作業に従事する労働者（じん肺管理区分が管理2、管理3又は管理4と決定された者を除く。）が安衛法第66条第1項又は第2項の健康診断において、じん肺の所見があり、又はじん肺にかかっている疑いがあると診断されたとき。
- (2) 合併症により1年を超えて療養のため休業した労働者が、医師により療養のための休業を要しなくなったと診断されたとき。
- (3) 合併症により1年を超えて療養した労働者が、医師により療養を要しなくなったと診断されたとき。
- (4) 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理2である労働者が安衛則第44条又は第45条の健康診断（胸部エックス線検査及び喀痰検査に限る。）において肺がんにかかっている疑いがないと診断されたとき以外

4 離職時健康診断

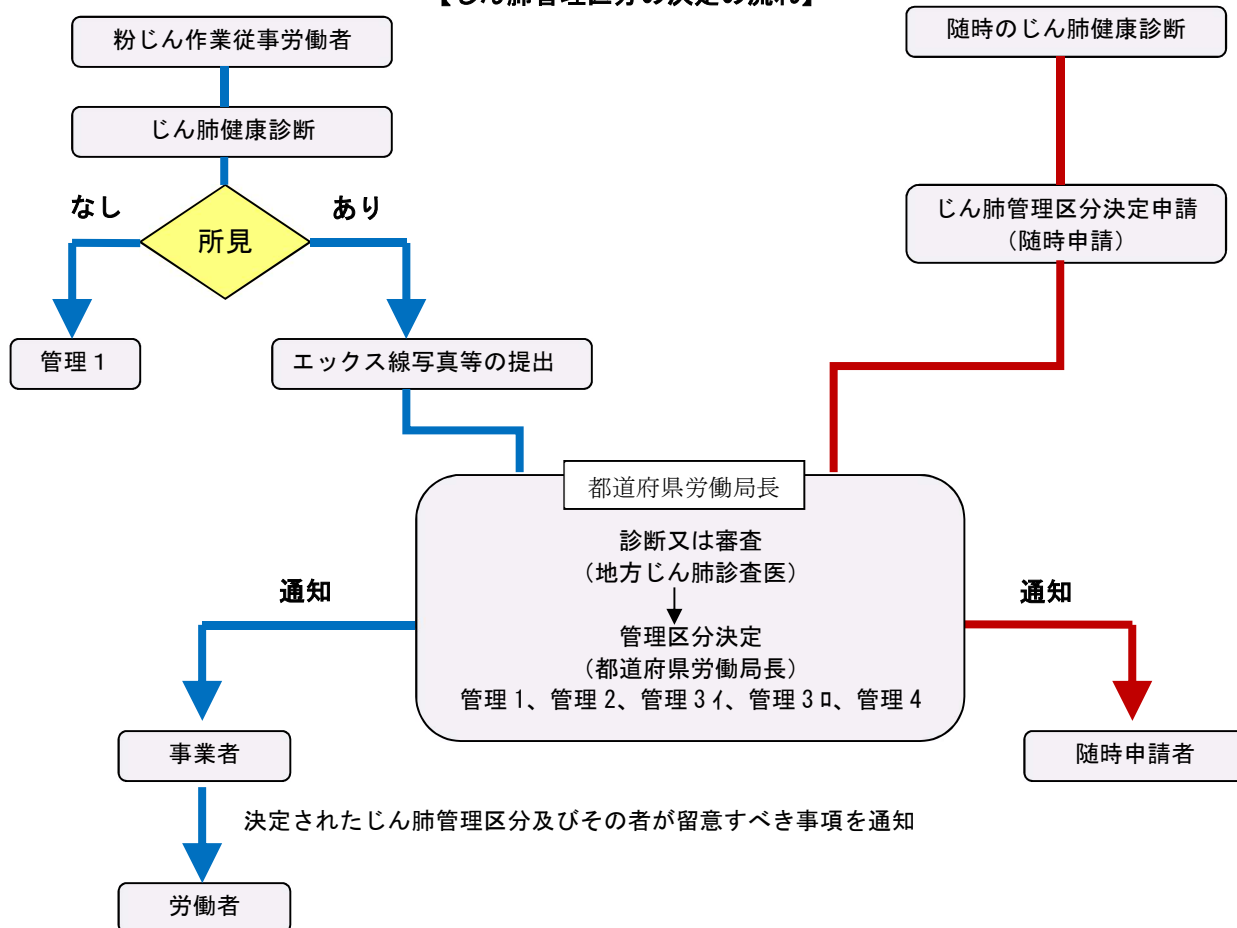
離職の日まで1年を超えて使用していた労働者が当該離職の際にじん肺健康診断を行うように求めたとき。ただし、直前にじん肺健康診断を受けた日から離職までの期間が下表の期間に満たないときは、この限りではありません。

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	直前のじん肺健康診断から離職までの期間
常時粉じん作業に従事している者	管理1	1年6月以上
	管理2、管理3	6月以上
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事している者	管理2、管理3	6月以上

じん肺管理区分決定等

じん肺健康診断の結果「じん肺の所見あり」とされた者については、都道府県労働局長あてエックス線写真等を提出し、じん肺管理区分の決定を受ける必要があります。また、常時粉じん作業に従事する労働者であった者は、いつでも、じん肺健康診断を受けて、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長にじん肺管理区分を決定すべきことを申請することができます。

【じん肺管理区分の決定の流れ】

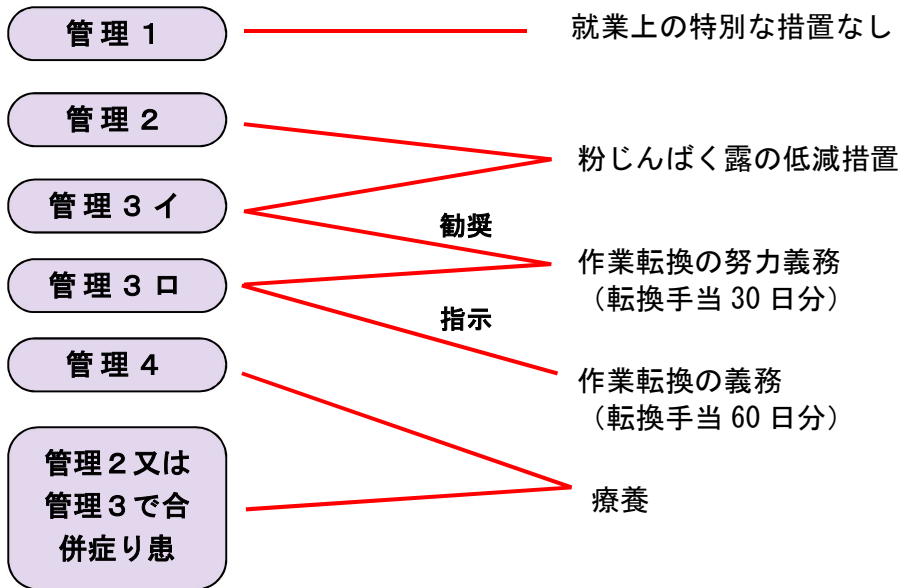


健康管理のための措置

じん肺健康診断を行った結果、管理区分が2以上の者については、就業上の措置が定められています。

[じん肺管理区分]

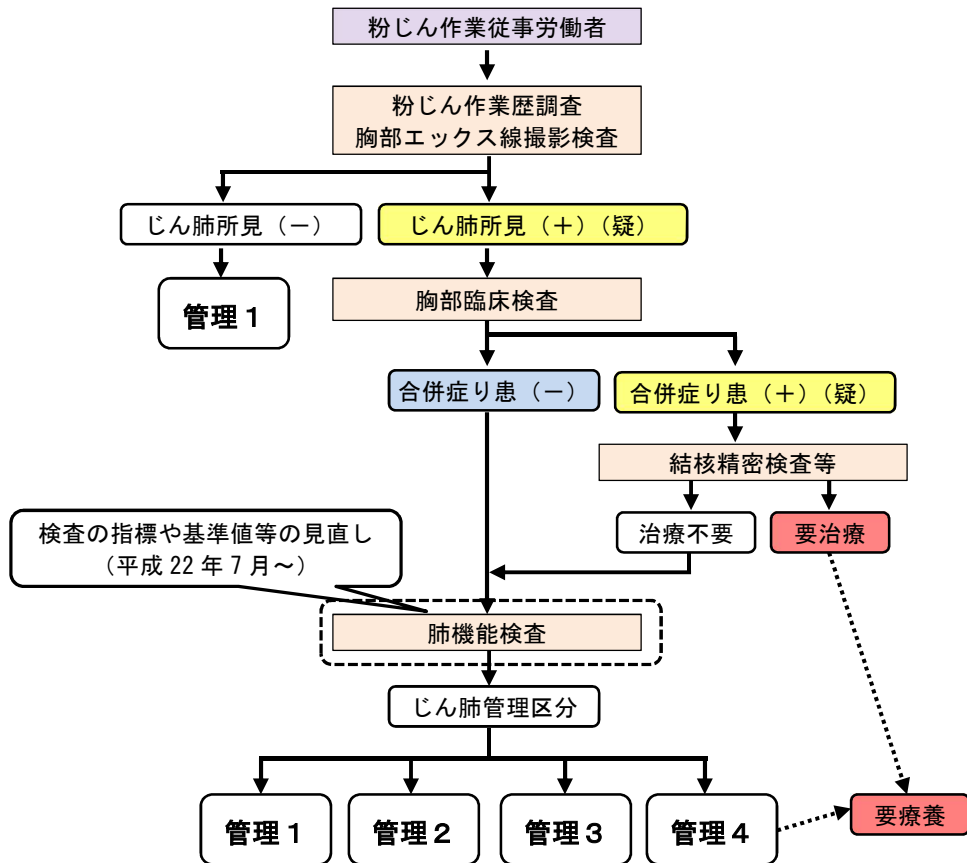
[措置]



作業転換の勧奨及び指示は、じん肺法第 21 条により都道府県労働局長が行う。

じん肺法上の合併症
 (1)肺結核、(2)結核性胸膜炎、(3)続発性気管支炎、(4)続発性気管支拡張症、(5)続発性気胸、(6)原発性肺がん

じん肺健康診断と管理区分の関係について



エックス線写真の像

・第1型	両肺野にじん肺による 粒状影又は不整形陰影が少数あり 、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
・第2型	両肺野にじん肺による 粒状影又は不整形陰影が多数あり 、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
・第3型	両肺野にじん肺による 粒状影又は不整形陰影が極めて多数あり 、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
・第4型	じん肺による 大陰影がある と認められるもの

じん肺管理区分

・管理1	じん肺所見がないと認められるもの
・管理2	エックス線写真の像が 第1型 で じん肺による 著しい肺機能の障害がない と認められるもの
・管理3イ	エックス線写真の像が 第2型 で じん肺による 著しい肺機能の障害がない と認められるもの
・管理3ロ	エックス線写真の像が 第3型又は第4型 (大陰影の大きさが 一側の肺野の3分の1以下 のものに限る。)で じん肺による 著しい肺機能の障害がない と認められるもの
・管理4	1. エックス線写真の像が 第4型 (大陰影の大きさが 一側の肺野の3分の1を超える ものに限る。)と認められるもの 2. エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型又は第4型(大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。)で じん肺による 著しい肺機能の障害がある と認められるもの

じん肺法に基づくじん肺健康診断で実施されている肺機能検査の判定基準等が見直されました

○肺機能検査の判定基準の見直し

肺機能検査の判定基準等については、以下のとおりとなります。

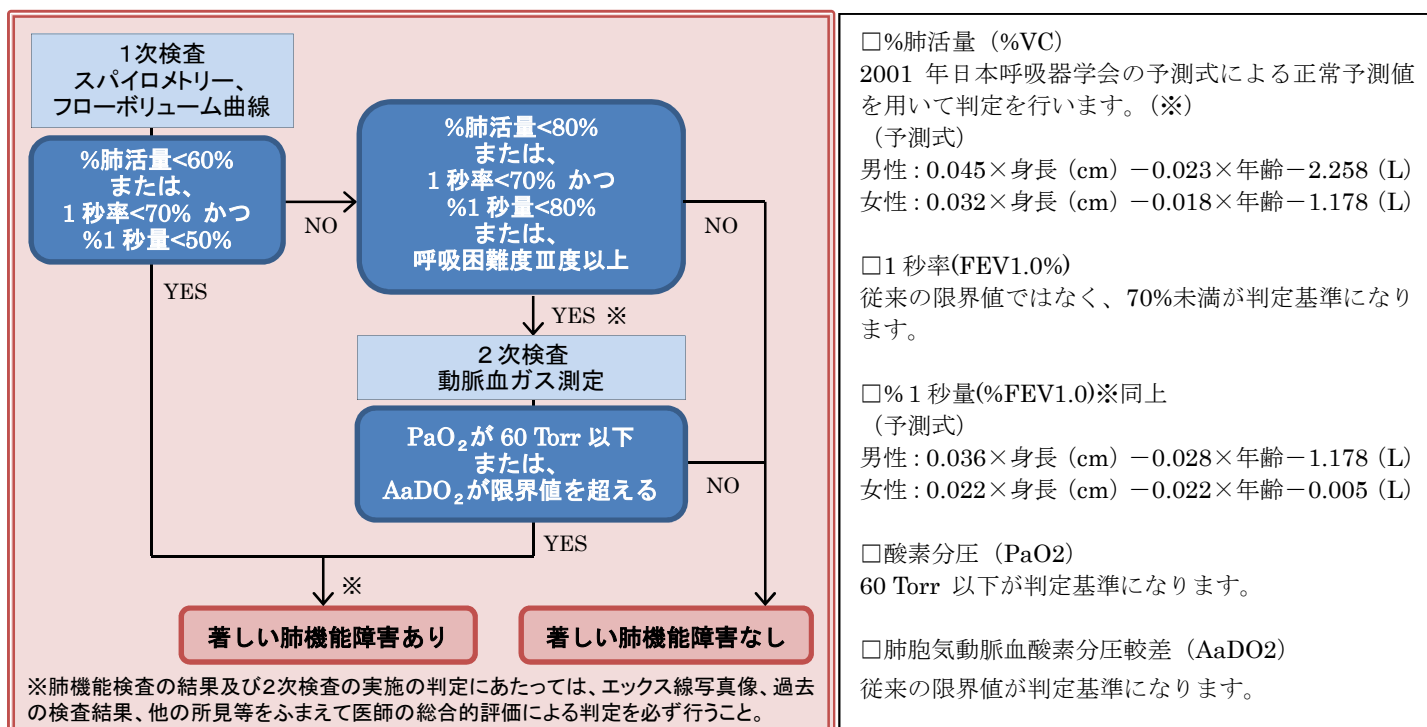
- ・閉塞性換気障害の指標として、「1秒率」に加え「%1秒量」を追加
- ・%肺活量、%1秒量について、2001年日本呼吸器学会の予測式を用いて判定
- ・動脈血ガスの指標として、「酸素分圧」を追加

○健康診断結果等の様式の変更

肺機能検査の判定基準の見直しに伴い、「%1秒量」が追加され、「V25/身長」が削除されました。また健康管理に役立てるため、「喫煙歴」が追加されました。

○肺機能検査結果の確認

じん肺管理区分決定の申請にあたって、著しい肺機能障害が疑われる場合、肺機能検査の結果の写し等の提出をお願いすることになりました。



□%肺活量 (%VC)

2001年日本呼吸器学会の予測式による正常予測値を用いて判定を行います。(※)
(予測式)

男性: $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢} - 2.258$ (L)
女性: $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)

□1秒率(FEV1.0%)

従来の限界値ではなく、70%未満が判定基準になります。

□%1秒量(%FEV1.0)※同上

(予測式)
男性: $0.036 \times \text{身長 (cm)} - 0.028 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)
女性: $0.022 \times \text{身長 (cm)} - 0.022 \times \text{年齢} - 0.005$ (L)

□酸素分圧 (PaO₂)

60 Torr 以下が判定基準になります。

□肺泡気動脈血酸素分圧較差 (AaDO₂)

従来の限界値が判定基準になります。

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の改正について

- 1 平成29年6月1日より鉱物の運搬船倉内の清掃作業等に従事させる場合は、呼吸用保護具の着用が義務づけられました。
- 2 平成27年10月1日より鑄物を製造する工程の砂型を成型する作業に従事させる場合は、呼吸用保護具の着用が義務づけられました。
- 3 平成26年7月31日より屋外での岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業に従事させる場合は、呼吸用保護具の着用が義務づけられました。
- 4 平成24年4月1日より屋外での岩石・鉱物の切断等の作業及び屋外のアーク溶接作業に従事させる場合は、呼吸用保護具の着用が義務づけられました。

平成29年6月1日より「粉じん障害防止規則」等の改正により、鉱物等（湿潤な鉱物等は除く）を運搬する船舶の船倉内での、鉱物等のかき落とし・かき集め作業に伴う清掃作業において、次の措置が必要となりました。

- 措置1 「休憩設備の設置」（粉じん作業以外の場所に休憩設備の設置が必要）
- 措置2 「有効な呼吸用保護具」の使用（国家検定合格品の防じんマスク）
- 措置3 「じん肺法に基づく健康診断」（常時性がある場合）
- 措置4 「じん肺健康管理実施状況報告の提出」（常時性がある場合）

平成27年10月1日より「鑄物を製造する工程において、砂型を成型する等を行う場所における作業」が「粉じん作業」に追加されました。また、呼吸用保護具の使用を義務づけている規程の「粉じん則」別表第3に「砂型を成型する作業」が追加され、前記の措置1～措置4に加え、その作業場が屋内であれば、措置5として全体換気装置による換気やこれと同等の措置として密閉化・湿潤化の措置が必要となりました。



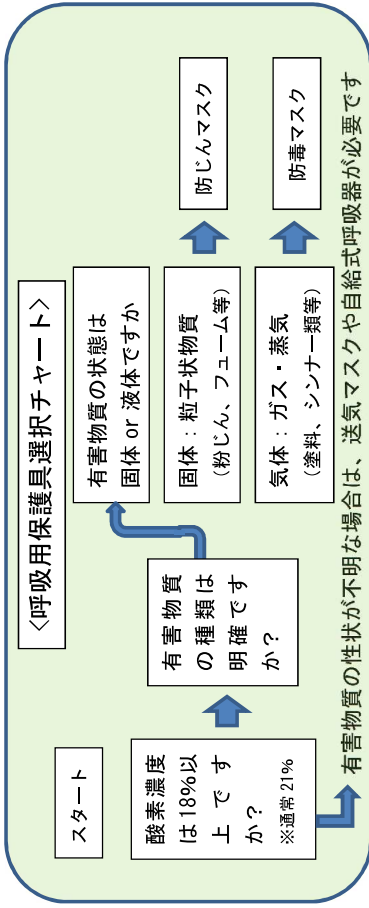
平成26年7月31日より「粉じん障害防止規則」の改正により、手持式又は可搬式動力工具を使用した岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業を行う事業者は、屋内・屋外を問わず、その作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具（防じんマスク）が義務づけられました。これにより、前記の措置1～措置4が必要です。

※ 屋外とは、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部」以外の場所です



平成24年4月1日より「屋外における岩石又は鉱物の切断等の作業」について、呼吸用保護具の使用が義務づけられています。また、「屋外での金属をアーク溶接する作業」については、その作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具（防じんマスク）が義務づけられました。これにより、前記の措置1～措置4が必要となりました。

【呼吸用保護具の選定について】



※吹き付け塗装の際に、防じんマスクを着用されているケースがありますのでご注意ください

《防じんマスクの正しい使用について》

防じんマスクは、発生する粒子状物質（粉じん・フェウム・ミスト等）を吸入するおそれがある場合に使用する呼吸用保護具であり、取替え式と使い捨て式の2種類があります。選定する際は単に粉じん捕集効率だけでなく、顔面との密着性の良いマスク、作業内容に合致したマスクの形状やサイズ重さ等を配慮し、作業環境に応じ正しく使用して下さい。

《防じんマスクの三原則》

- 1 確実な使用
粉じん作業には、常時防じんマスクを着用しなければ効果がありません。例えば粉じん捕集効率が99.9%の高性能マスクでも、装着していない時間が作業時間中の半分ならば、実質的な捕集効率は50%になってしまいます。
- 2 確実な性能
確実に装着していても、マスクの性能が低ければ、効果を上げることができません。作業場所の粉じんの環境状況に応じたマスク性能の選定が必要です。
※ 石綿の除去作業等では、呼吸に合わせて（または常時）、清浄空気をマスク内へ供給することのできる「電動ファン付防じんマスク」等の着用が義務づけられています。
- 3 確実な密着性
防じんマスクは、吸気した際に面体内部が陰圧になるため、マスクと顔面の密着性が悪いと隙間から粉じんが入り込むので、密着性の良いマスクの選定が大切です。特に、使い捨て式防じんマスクは、鼻の形状に金具等フィットさせることが重要です。また、取替え式のマスクの接続部に汗をかき「ゴムかぶれ」等を発症するので、マスクと顔面との間にタオルを挟むなど誤った着用をせず（詳細はメーカー等にお尋ね下さい）方には、専用の接続カバーの取り付けを推奨します。（詳細はメーカー等にお尋ね下さい）

※ 国家検定合格品には合格番号が必ず付記されます（下表は国家検定の規格概要を示す）

試験粒子の種類	DOP 液体: フタル酸ジブチル	NaCl (固体: 塩化ナトリウム)	粒子捕集効率
取替え式防じんマスク (R)	RL1 RL2 RL3	RS1 RS2 RS3	区分1 (80.0%) 区分2 (95.0%) 区分3 (99.9%)
使い捨て式防じんマスク (D)	DL1 DL2 DL3	DS1 DS2 DS3	区分1 (80.0%) 区分2 (95.0%) 区分3 (99.9%)

第 8 次粉じん障害防止総合対策

粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

第 1 趣旨

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）の各規定に定める措置を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害防止のための自主的取組を推進することが望まれる。

「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」は、これら事業者が講じなければならない措置等のうち事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置をとりまとめたものである。なお、近年実施した調査結果等を踏まえ、屋外におけるアーク溶接作業及び岩石等の裁断等作業においては、当該作業における粉じん障害防止対策を強化するため、粉じん則及びじん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号）が改正され、平成 24 年 4 月に施行されたこと、金属等の研磨作業は、じん肺新規所見労働者の占める割合が高いこと、ずい道等建設工事においては、当該建設工事における粉じん障害防止対策を引き続き推進する必要があること、また、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要があること等から、第 8 次粉じん障害防止総合対策においては、「アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業」、「金属等の研磨作業」、「ずい道等建設工事」及び「離職後の健康管理」を重点事項として、これら事項において事業者が重点的に講ずべき措置について記述している。

第 2 具体的実施事項

1 アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

(1) 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則の内容に基づく措置の徹底

事業者は、粉じん則の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、屋外での金属をアーク溶接する作業が、粉じん則第 23 条（休憩設備）の規定の適用を受けることとなったので、この措置を確実に講じること。

併せて、じん肺法施行規則の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、金属をアーク溶接する作業について、屋外でのみ行う者やその大半が屋外であり屋内での作業に常時性が認められない者に対しても、じん肺法に定める健康診断を実施し、また、これらの者に関する、じん肺法施行規則第 37 条に定める健康管理実施状況報告を提出する必要があるため、これらの措置を確実に講じること。

また、事業者は、アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業が、じん肺にかかるおそれがある「粉じん作業」であることを認識するとともに、労働者に対し、当該作業が粉じん作業であり、当該作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、アーク溶接等の作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

なお、当該事項の周知徹底については、衛生委員会等も活用すること。

(2) 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善

事業者は、屋内でアーク溶接作業を行う場合、粉じん則第 5 条に基づき、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならないこと。この措置に当たっては、より効果的に粉じんの発散防止を図るため、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、ヒューム吸引トーチ等が望ましいため、その使用を推進すること。



(3) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

事業者は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。

ア 保護具着用管理責任者の選任

作業場ごとに、「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任すること。

イ 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 0207006 号「防じんマスクの選択、使用等について」に基づき、「保護具着用管理責任者」に対し、次の適正な選択、使用及び保守管理を行わせること。

- ① 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- ② 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄
- ③ 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理

ウ 電動ファン付き呼吸用保護具の使用について

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクと比べて、一般的に防護係数が高く労働者の健康障害防止の観点からより有用であることから、その着用が義務付けられている特定の作業以外の作業においても、その防護係数等の性能を確認した上で、これを着用することが望ましいため、その着用を推進すること。

(4) 健康管理対策の推進

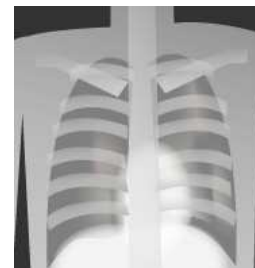
ア じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、事業者は、じん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

イ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけを行うこと。



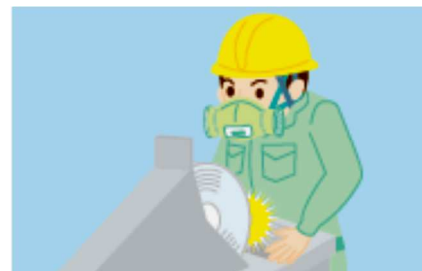
(5) じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

事業者は、アーク溶接作業に常時従事する労働者に対して、じん肺法第6条に基づき、じん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育を実施しなければならないこと。この教育は、粉じん則第22条に定める特別教育の科目に準じて実施すること。

2 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

(1) 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等

事業者は、金属等の研磨作業に係る特定粉じん発生源（粉じん則別表第2に掲げる箇所をいう。以下同じ。）については、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置の措置等を講じるとともに、粉じん則第10条に基づき、除じん装置を設置すること。



(2) 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善

事業者は、屋内で手持式又は可搬式動力工具を用いて金属等の研磨作業を行う場合には、第2の1の(2)と同様の措置が望ましいため、その実施を図ること。

(3) 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

ア 局所排気装置等における検査・点検責任者の選任

事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置のそれぞれの設備ごとに、局所排気装置等の定期自主検査者講習を修了した者から「検査・点検責任者」を選任すること。

イ 局所排気装置等の検査及び点検の実施

事業者は、選任した「検査・点検責任者」に対し、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置について、定期自主検査及び点検を行わせるとともに、当該検査・点検の結果に基づく補修等の必要な措置を講じること。

(4) 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底

事業者は、粉じん則第26条及び第26条の2に基づき、作業環境測定を実施するとともに、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）に基づき評価し、第3管理区分又は第2管理区分に区分された作業場については、施設、設備、作業工程及び作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するために必要な措置を講じること。

(5) 特別教育の徹底

事業者は、特定粉じん作業（粉じん発生源が特定粉じん発生源である粉じん作業をいう。）に常時従事する労働者に対し、粉じん則第22条に基づき、特別教育を実施すること。

(6) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

局所排気装置等の設置を要しない場合には、事業者は、第2の1の(3)と同様の措置を講じること。

(7) たい積粉じん対策の推進

ア たい積粉じん清掃責任者の選任

事業者は、粉じん則第24条に基づく粉じん作業を行う場所の清掃を行う責任者として、「たい積粉じん清掃責任者」を選任すること。

イ たい積粉じん除去のための清掃の推進

事業者は、選任した「たい積粉じん清掃責任者」の指揮の下で、毎日の清掃及び1月に1回以上、定期的に、たい積粉じん除去のための清掃を行わせること。

(8) 健康管理対策の推進

事業者は、第2の1の(4)と同様の措置を講じること。

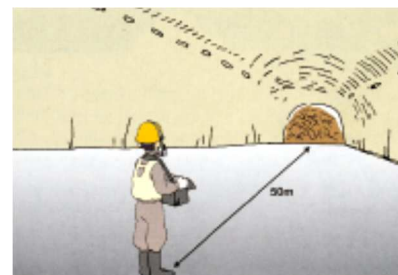
3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

(1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

事業者は、平成12年12月26日付け基発第768号の2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づくその措置を講じること。また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」(平成24年3月)も参照すること。

特に、次の作業において、労働者に着用させなければならない呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られることに留意すること。また、その使用に当たっては、粉じん作業中にファンが有効に作動することが必要であるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付け等を行うこと。

- ① 動力を用いて鉋物等を掘削する場所における作業
 - ② 動力を用いて鉋物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
 - ③ コンクリート等を吹き付ける場所における作業
- なお、事業者は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は労働基準監督署長に提出する場合には、ガイドライン内記載の「粉じん対策に係る計画」を添付すること。



(2) 健康管理対策の推進

事業者は、第2の1の(4)と同様の措置を講じること。

(3) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

4 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

事業者は、その他の粉じん作業又は業種についても、作業環境測定の結果、新規有所見者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、上記の措置に準じて、粉じん障害防止対策を推進すること。

5 離職後の健康管理

事業者は、粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」(平成23年3月)(以下「ガイドブック」という。)を配付するとともに、ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。

その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。なお、定期的な健康管理の中で禁煙指導に役立てるため、粉じん作業に係る健康管理手帳の様式に、喫煙歴の記入欄があることに留意すること。



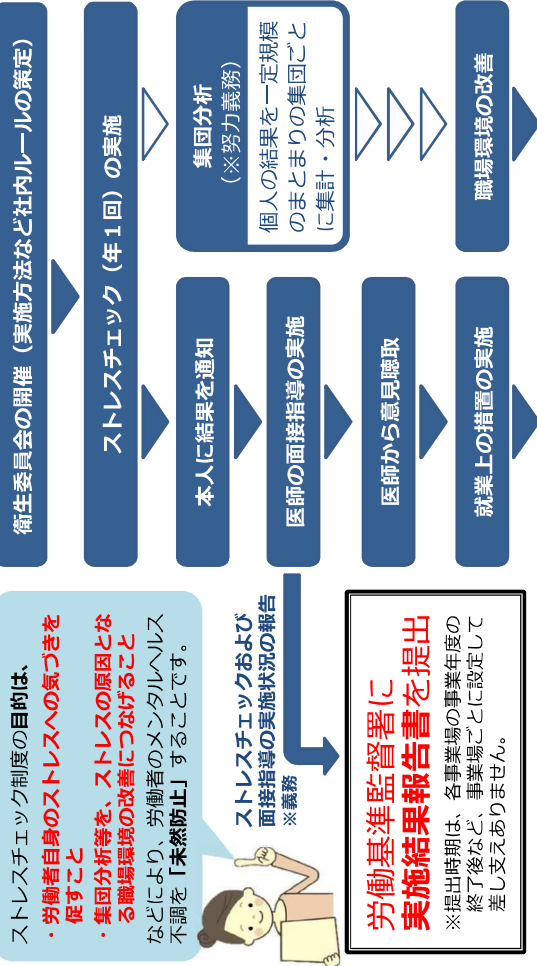
また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。

事業者の皆さまへ

ストレスチェックを実施しましょう

労働安全衛生法の改正により、**労働者数50人以上の事業場**において、**年1回のストレスチェック**が義務づけられています。(平成27年12月から適用)

ストレスチェック制度の実施手順



「うつ」などの、メンタルヘルスを未然防止！！

《ストレスチェック実施までのポイント》

- ☑ 「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施する」旨の**基本方針**を、まず事業場内に明示しましょう。
- ☑ **衛生委員会**で、ストレスチェックの実施方法について話し合います。
- ☑ **社内規程**として明文化して、全ての労働者にその内容を知らせましょう。

- 実施に向けた検討事項**
- ① ストレスチェックは誰に実施させるか
 - ② ストレスチェックはいつ実施するか
 - ③ どんな質問票を使ってストレスチェックを実施するか
 - ④ どんな方法でストレスの高い人を選ぶか
 - ⑤ 面接指導の申出は誰にすれば良いか
 - ⑥ 面接指導は産業医又はどの医師に依頼して実施するか
 - ⑦ 集団分析はどんな方法で行うか
 - ⑧ ストレスチェックの結果は誰が、どこに保存するのか 等
- 右のような項目について、話し合いましょう。



H29.1

「ストレスチェックって、どのように実施すればいいの？」とお悩みの方へ

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム

をご活用いただくことで、**簡単・便利**に実施することができます。

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム（無料ツール）とは？

- ストレスチェックの受検、結果出力、結果管理までを一括で実施できるプログラムです。厚生労働省ホームページから**無料**でダウンロードいただけます。

➔ <http://stresscheck.mhlw.go.jp/>

厚生労働省版ストレスチェック

検索



「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」ダウンロードサイト

- 本プログラムの利用に関する詳細やご不明点などは、**専用のコールセンター**（フリーダイヤル）にお問い合わせください。

【電話番号】 **0120-65-3167**（フリーダイヤル）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）

▼ **他にも、事業者の皆さまにご利用いただける相談窓口があります。**

ストレスチェック制度サポートダイヤル

- ストレスチェックに関わる方（産業医、保健師、事業者、衛生管理者、など）からの、ストレスチェック制度に関するお問い合わせ（事業場における実施方法、実施体制など）に、**専門家**がお答えします。

【電話番号】 0570-03-1050（通話料がかかります）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

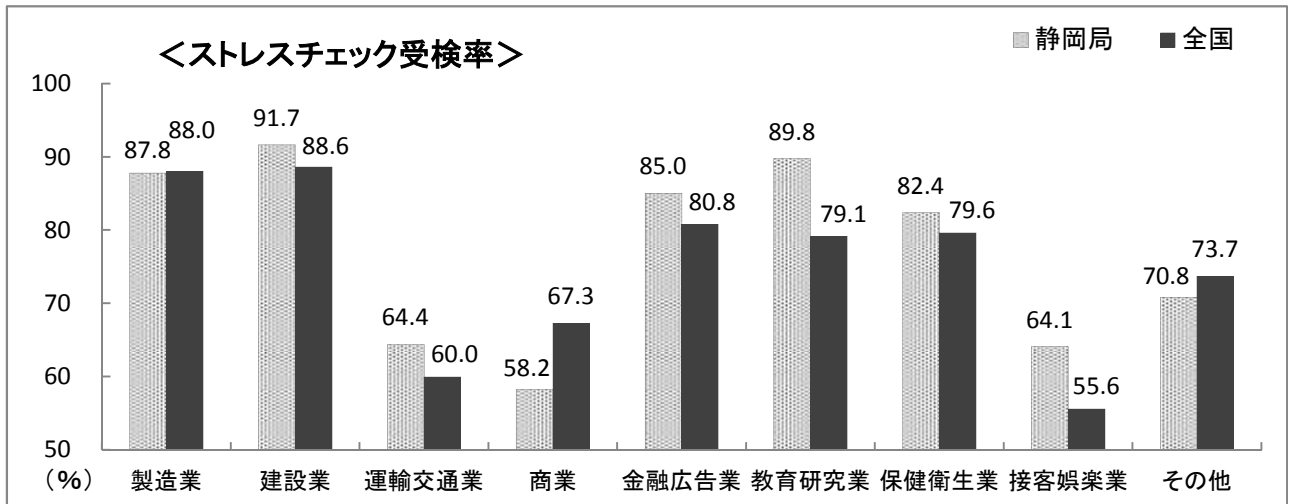
- ストレスチェック制度をはじめとすると、メンタルヘルス対策全般の情報を掲載しています。

➔ <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

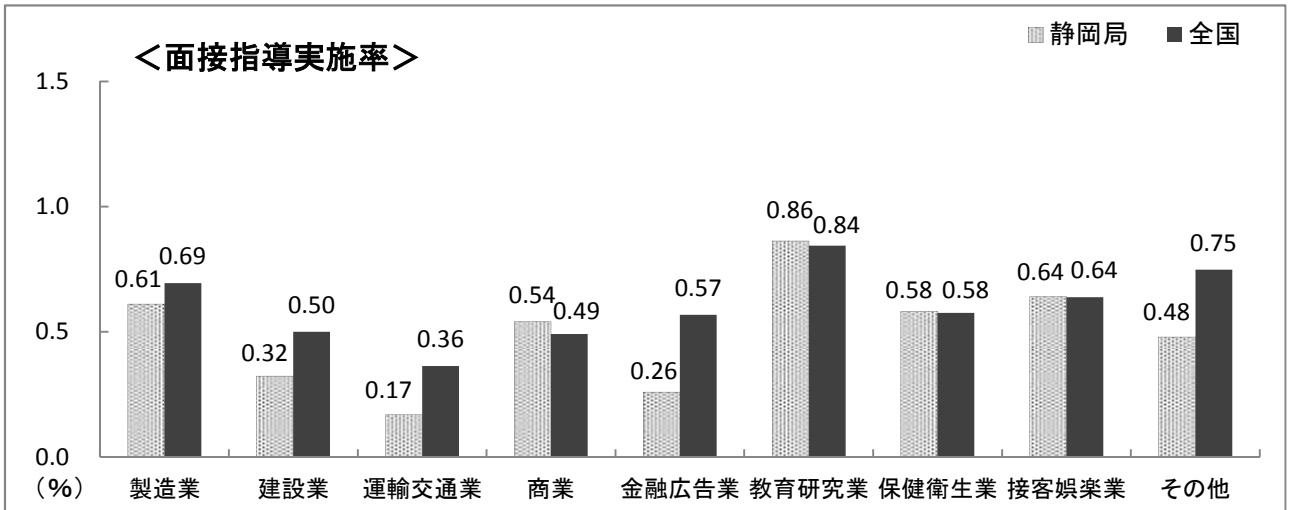
こころの耳 検索

平成28年 ストレスチェックの実施状況 (対象期間1月1日～12月末まで)

平成27年12月1日より労働者数50名以上の事業場について、ストレスチェックの実施及び「ストレスチェック報告書」による報告が義務化され、その結果を取りまとめました。 (平成29年3月末現在)

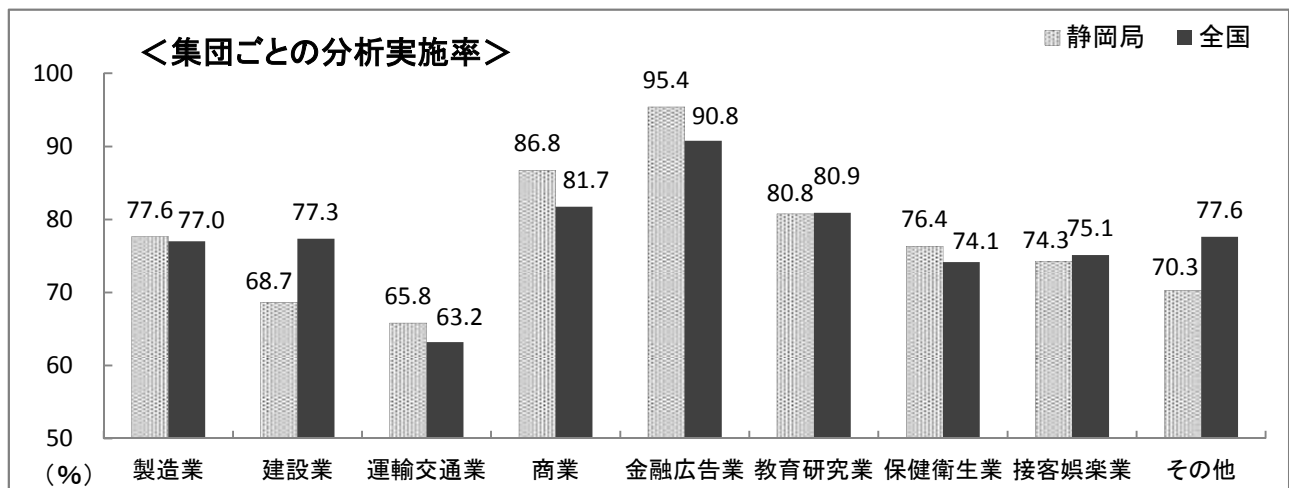


労働者数50名以上事業場において、約8割の労働者がストレスチェックの受検をしています。
 ※ 全業種の検査実施率 静岡;80.7%、全国;77.6%



「高ストレス者」と選定されても、面接指導を受検する割合が低いので高める工夫が必要です。
(全業種;静岡0.57%、全国0.65%)

- ※ 厚生労働省が示しているストレスチェック制度マニュアルでは、約20万人のデータを元に受検者の約10%が高ストレス者となる数値基準(例)を示しています。
- ※ 面接指導の際は、事業者が勤務状況等の情報を提供し、医師が確認できるよう配慮が必要です。



集団分析の実施率は、比較的第三次産業が高い。(全業種;静岡77.5%、全国77.3%)

- ※ 集団分析は平均値など、個人が特定されるおそれがなければ、10人を下回っていても実施可能です。

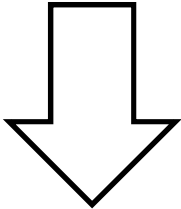
《ストレスチェック制度の実施手順とポイント》

(ストレスチェック制度導入ガイド参照)

【ポイント】

①導入前の準備

- ・会社として方針を示す
- ・実施方法や社内規定の策定等、衛生委員会等で事前に話し合い決定する
- ・決定した事項を明文化する



②調査票の配布、記入、回収、入力

調査票の回収は、実施者、実施事務従事者が行い、入力等の作業時には、他人の目に触れないよう、十分な配慮が必要



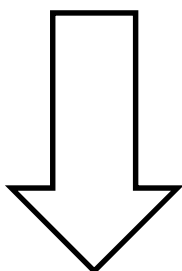
③ストレス状況の評価・医師の面接指導の要否の判定

記入済調査票は実施者、実施事務従事者以外は閲覧できません



④本人に結果を通知

- ・結果は事業者には通知されないこと
- ・事業者が結果を入手するには、本人に結果を通知後、本人の同意が必要



■衛生委員会で話し合う事項

- ①いつ実施する
- ②調査票（57項目等）の選定
- ③高ストレスの選定基準
- ④面接指導の申し出方法
- ⑤面接指導を実施する医師
- ⑥結果を事業者へ提供する場合の本人の同意取得方法
- ⑦集団分析の方法
- ⑧結果の保存方法（誰が等）

※実施方法等を「ストレスチェック実施規程」により労働者に周知

■労働者には、ストレスチェックを受ける義務はないが、メンタル不調未然防止のため、全労働者に受検させる努力が必要

※ITシステムを用いるのも可能
(厚生労働省が実施プログラムを無料提供)

■決定した高ストレス選定基準に基づき、高ストレス者を選び、面接指導の要否を判定する

※厚生労働省が示しているマニュアルでは、20万人のデータを元に約10%が、高ストレス者となる数値を示していますが、実施者の提案や助言、衛生委員会の調査審議を経て事業者が決定します

■結果（評価結果、高ストレスか否か、面接指導の要否）は、実施者又は実施事務従事者から直接本人へ通知

■受検者に通知すべき事項

- ①ストレスチェック結果
 - ・ストレスの特徴
 - ・ストレスの程度
 - ・面接指導の要否判定結果
- ②セルフケアのアドバイス
- ③面接指導の申出方法等（窓口等）

※医師による面接指導を申し出た場合、ストレスチェック結果が53ページの様式例などにより事業者へ提供され、「就業上の措置」が行われる場合があること等を事前に説明することが重要

【事業者と産業医等の役割】

- 産業医は、委員会の委員として参加し、意見を述べる
- 委員会での調査審議結果、実施者の提案・助言を経て事業者が決定する
- 産業医は、実施者又は共同実施者になることが望ましい

■調査票の回収、結果の入力等は実施事務従事者が行う
(守秘義務あり)

■事業者は、全ての労働者が受検するよう勧奨し環境整備を図る

■実施者（医師）が選定基準に基づき高ストレス者選定し、評価結果を踏まえ面接指導の要否を判断する（実施者には共同実施者も含まれる）

■実施者からの結果通知は、他人に見られないよう、封書、又は電子メール等で個別に直接通知する。また面接指導の要否が他者に類推されないよう配慮する

■結果通知後、本人の同意がなければ、ストレスチェック結果を実施者から事業者へ通知することはできない

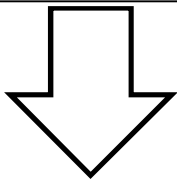
⑤ 本人からの面接指導の申出

面接指導を希望したいが、ストレスチェック結果が事業者提供されるため、申出を躊躇する者もいるので、面接指導の申出という正式なもの以外にも、保健師等に気軽に相談できる体制づくりも検討する



⑥ 医師による面接指導の実施

・日時の設定に関しては、曜日や時間帯を柔軟にして、受けやすい環境を整えることが必要
・医師からの意見を聴取する際、就業区分として
①通常勤務
②就業制限
③要休業
の要否と、必要に応じ職場環境の改善に関する意見も含めましょう



⑦ 就業上の措置の要否・内容について医師から意見聴取

⑧ 就業上の措置の実施

・面接指導を実施した後、遅くとも1ヶ月以内には聴くようする
・職場の管理監督者の理解も得ることが不可欠で、プライバシーに配慮しつつ、理解が得られるよう必要な説明を行う

【ポイント】

- 医師等の実施者が面接指導の申し出を行うよう勧奨する
- 本人の同意により面接指導が必要であるという評価結果が事業者が把握している労働者に対しては、事業者が申出を勧奨することも可能
- 面接指導を受けやすい職場環境づくりが必要

※面接指導を申し出ない場合であっても、気軽に相談できる方法があることを労働者に広く周知すること

【事業者と産業医等の役割】

- 実施者は、面接指導を申し出るよう勧奨する
- 事業者は、面接指導の申出をした労働者が、面接指導対象者に該当するかを確認する
- 面接指導を受けるのは、あくまでも本人の選択によりますが、ストレスチェック制度の趣旨等を十分理解させる

- 面接指導は、申出後約1ヶ月以内に実施する
- 面接指導での医師の聴き取りによる確認事項
 - ①勤務状況（労働時間、業務内容、特別な要因等）
 - ②心理的な負担の状況
 - ③その他の心身の状況（過去の健診結果を提供してもらう、生活状況（アルコール、たばこ、運動、食習慣、睡眠等）について聞き取る

※「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル」を参考

※面接指導による評価を踏まえ、労働者本人への指導・助言を行う
※面接指導マニュアルの面接時の生活習慣・セルフケアのアドバイス(例)が示されている

- 面接指導を実施する医師は、産業医が望ましい（精神科医や心療内科医でなくてもよい）
- 面接指導を実施する医師は、事前に事業者（人事・労務担当）から必要な情報を提供させる
- 事前に事業者や労働者が提供された資料等に基づき労働者への質問や聴き取りにより確認する

- 面接指導の結果は、「面接指導結果報告書」として、「就業上の措置に係る意見書」とともに事業者へ報告する

※面接指導マニュアルを参照

- 面接指導を実施した医師は、導「面接指導結果報告書」及び「就業上の措置に関する意見書」を作成し、事業者へ報告する

- 医師の意見に基づき、必要がある場合には、本人の実情を考慮して就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜労働の回数の減少等の措置を検討し、実施につなげるよう努める

※措置の決定は、あらかじめ本人の意見を聴き、話し合いを通じ、了解が得られるよう努め、不利益にならないよう留意が必要

- 就業上の措置を実施する場合、産業医、産業保健スタッフ等との連携が重要となる
- 就業上の措置を講じた後、ストレス状態の改善がみられた場合には、産業医等の意見を聴いたうえで、通常の勤務に戻す等、適切な措置を講じる



⑨ 集団ごとの集計・分析 (努力義務)

- ・実施者はストレスチェック結果を職場ごととストレスの状況を把握する
- ・集計・分析の単位が 10 人を下回る場合は、個人が特定されないよう次の方法とする
- ① ストレスチェックの平均値を求める方法
- ② ストレス判定図を用いる方法

【ポイント】

- 一次予防を主な目的とする制度の趣旨から、集計・分析を実施し、高ストレス者の多い部署等を明らかにする
- 分析結果等は、集団の責任者にとって、評価につながる不利益が生ずるおそれがある情報であることから、事業場内で無制限に共有しないこと

【事業者と産業医等の役割】

- 事業者は産業医と連携し、集団ごとの集計・分析結果を、各職場における業務改善、管理監督者向けの研修、衛生委員会での検討事項とする
- 事業者は実施者などの産業医の意見を十分聴いた上で、労働時間、仕事の量、質、周囲の支援等、職場環境等の改善を図る

※集団ごとの集計・分析結果は、経年の状況を把握する必要があることから5年間保存する



⑩ 労働基準監督署への報告

- 事業者は、面接指導の実施後に、ストレスチェックと面接指導の実施状況を所轄労働基準監督署に報告する
- 部署ごとに順次実施している等、年間を通じてストレスチェックを実施している事業場は、暦年1年間の受検者数を記入する

※報告用紙は厚生労働省のHPからダウンロードできます。法令様式第6号の2（第52条の21関係）「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を用いる別途「ストレスチェックの実施義務と報告書の記入・提出について」を参照

〈実施時における注意点〉

ストレスチェック制度は、労働者の個人情報適切に保護され、不正な目的で利用されないようにすることで、すべての労働者が安心して受検し、適切な対応や職場改善につなげる仕組みとなっていることから、プライバシーの保護のため情報の取扱いには十分留意し、受検者に不利益な取扱いを防止しましょう。

〔プライバシーの保護〕

- ◎ 事業者は、ストレスチェック制度に関する労働者の情報を、不正に入手してはなりません。
- ◎ ストレスチェックや面接指導で個人の情報を取扱った者(実施者と実施事務従事者)には、法律で守秘義務が課され、違反した場合は処罰の対象となります。
- ◎ 実施者に提供されたストレスチェック結果や面接指導結果などの個人情報は、適切に管理し、社内で共有する場合にも、必要最低限の範囲に留めましょう。

〔不利益取扱いの防止〕

- ◎ 事業者が以下の行為を行うことは禁止されています。
 - ① 次のことを理由に労働者に対して不利益な取扱いを行うこと
 - ・ 医師による面接指導を受けたい旨の申出を行ったこと
 - ・ ストレスチェックを受けないこと
 - ・ 医師による面接指導の申出を行わないこと
 - ② 面接指導の結果を理由として、解雇、雇い止め、退職勧奨、不当な動機・目的による配置転換・職位の変更を行うこと

【医師による面接指導結果の報告書・意見書の様式例】

※本様式は事業者が面接指導の結果としてそのまま保存することも可能

面 接 指 導 結 果 報 告 書			
対 象 者	氏 名		所 属
			男・女 年 齢 歳
勤務の状況 (労働時間、労働時間以外の要因)			
心理的な負担の状況		ストレスチェック結果 A. ストレスの要因 点 B. 心身の自覚症状 点 C. 周囲の支援 点	医学的所見に関する特記事項
その他の心身の状況		O. 所見なし 1 所見あり ()	
面接医師判定	本人への指導区分	O. 措置不要 1. 要保健指導 2. 要経過観察 3. 要再面接(時期:) 4. 現病治療継続 又は 医療機関紹介	その他の特記事項
	※複数選択可		

就 業 上 の 措 置 に 係 る 意 見 書				
就業区分	O. 通常勤務 1. 就業制限・配慮 2. 要休業			
就業上の措置	労働時間の短縮 (考えられるものに○)	O. 特に指示なし		4. 変形労働時間制又は裁量労働制の対象からの除外
		1. 時間外労働の制限	5. 就業の禁止 (休暇・休養の指示)	
		2. 時間外労働の禁止		
		3. 就業時間を制限 時 分 ~ 時 分	6. その他	
	労働時間以外の項目 (考えられるものに○を付け措置内容を具体的に記述)	主要項目	a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他	
		1)		
		2)		
	3)			
措置期間	日・ 週・ 月 又は 年 月 日 ~ 年 月 日			
職場環境の改善に関する意見				
医療機関への受診配慮等				
その他 (連絡事項等)				

医 師 の 所 属 先	年 月 日 (実施年月日)		
	医師氏名		印

《ストレスチェックの実施義務と報告書の記入・提出について》

労働安全衛生法の改正により、常時50人以上の労働者を使用する事業場において、平成27年12月から、年1回のストレスチェックの実施が義務付けられています。

(1) 常時50名以上の数え方について

人数の数え方については、例えば「週1回しか出勤しないような短時間パートやアルバイト」であっても、継続して雇用していれば50名に含めてカウントします。

(2) ストレスチェックの実施義務のある労働者について

事業場での呼称に係わらず、①と②の両方の要件を満たす者が対象となります。

①期間の定めのない労働契約により使用される者（契約期間が1年以上の者、1年以上使用予定の者、1年以上引き続き使用されている者を含む）であること。

②週所定労働時間数が、同種の業務に従事する通常労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。また、2分の1以上の者は、実施することが望ましい。

なお、「週に1回しか出勤しないような短時間パートやアルバイト」は、実施義務がありませんが、実施義務のない労働者に対し実施した場合であっても、ストレスチェック報告書の「在籍労働者数」（対象労働者）の欄に、加えないで下さい。

※ 実施義務のある事業場；労働者数60名の事業場の例（図1、図2参照）

図1

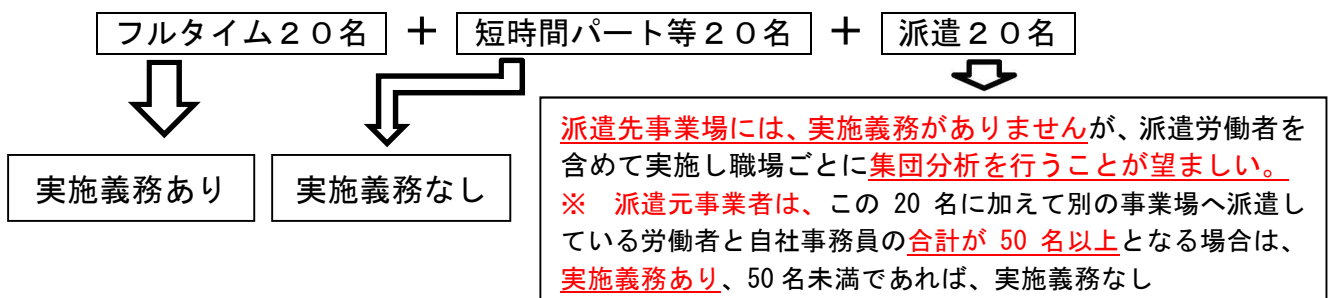
労働者60名の内訳



※ 所轄労働基準監督署に報告する際は「在籍労働者数」の欄に40名で提出

図2

労働者60名の内訳



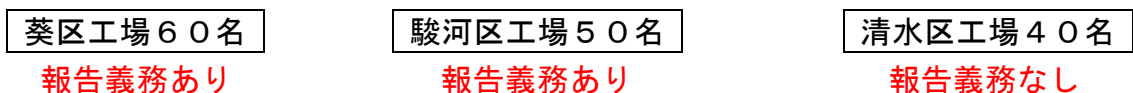
※ 所轄労働基準監督署に報告する際は、「在籍労働者数」の欄に20名で提出

※ 派遣元は、派遣元事業場が所在する所轄の労働基準監督署に提出

(3) 労働基準監督署への報告について（下図3参照）

報告の際は、工場（営業所）ごと、別々に（工場名称まで記載）提出してください。

図3



※ 同一市内等であっても、合計して一括で報告することはできません

ストレスチェック報告書の記入例

様式第6号の2(第52条の21関係)(表面)

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

80501		労働 保険 番号	22101067891011									
対象年	7:平成 → 7 2 9 年分 <small>1~9年は右↑</small>	検査実施年月	7:平成 → 7 2 9 1 0 <small>1~9年は右↑ 1~9月は右↑</small>									
事業の 種類	一般機械器具製造業	事業場の名称	厚生労働(株) 静岡健康安全工場									
事業場の 所在地	郵便番号(420-8639) 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階 電話 054(254)6314											

暦年で記載

事業場の名称は各工場
(営業所)ごとに記載

1年間を通じて複数月に亘り
行った場合は、最終月を記載

検査実施年月の末日現在のストレスチェック実施義務
対象者のみを記載(短時間パートやアルバイトなどの
実施義務対象以外の者が実施したとしても含まない)

在籍労働者数 → 128人
右に詰めて記入する↑

検査を実施した者 1
1:事業場選任の産業医
2:事業場所所属の医師(1以外の医師に限
る。)、保健師、看護師又は精神保健
福祉士
3:外部委託先の医師、保健師、看護師
又は精神保健福祉士

検査を受けた
労働者数 95人
右に詰めて記入する↑

面接指導
を実施した医師 3
1:事業場選任の産業医
2:事業場所所属の医師(1以外の医師に限
る。)
3:外部委託先の医師

面接指導を
受けた労働者数 13人
右に詰めて記入する↑

集団ごとの分析の
実施の有無 1
1:検査結果の集団ごとの分析を行った
2:検査結果の集団ごとの分析を行ってない

「面接指導を受けた労働者数」
が0人の場合は、空欄

ストレスチェック実施対象者の内、報告対象期間
内に検査を受けた実人数を記載(1人が1年間を
通じて複数回受けたとしても1名で数える)

産業 医	氏名 健康 一郎 所属医療機関の 名称及び所在地 静岡市葵区日出町10-7 静岡労働病院 (印)
---------	--

監督署の受付印が押印された
報告書を控えとしたい場合には、返信用の封筒(切手貼付)
を同封してください

29年12月15日

事業者職氏名

静岡労働基準監督署長殿

厚生労働(株)
代表取締役 厚生 太郎 (印)

受付印

Q 1 実施義務の対象は「常時 50 名以上の労働者を使用する事業場」とされていますが、50 人のカウントにアルバイトやパート労働者も入れるのでしょうか。
また、派遣社員は含まれるのでしょうか。

A 1 例えば週 1 回しか出勤しないようなアルバイトやパート労働者等も、継続して雇用していれば、50 人のカウントに含まれます。また、派遣社員も同様です。事業場に 30 名の労働者が雇用され、そこに 20 名の派遣労働者を受け入れると、事業場の規模は、50 (30+20) 名とカウントされ、実施義務の対象事業場となります。

Q 2 アルバイトや短時間パート労働者等に対しても、ストレスチェックを受けさせなければなりませんか。また、派遣社員にも、受けさせなければなりませんか。

A 2 受検の対象者は、次の①と②の何れの要件も満たす者です。(定期健康診断と同様)
①契約期間が 1 年以上 (予定される者を含む)
②週の労働時間が通常の労働者の 4 分の 3 以上
また、派遣労働者については、派遣先ではなく派遣元事業者に実施義務があります。ただ、職場の集団ごとに集計・分析を実施して、職場環境を把握するために派遣先が派遣労働者についても実施することが望ましいものです。
なお、派遣元事業者は派遣労働者の健康管理業務や費用の負担等を含め、実施しなければならず、派遣元事業場の規模が、派遣スタッフの労働者と派遣中の労働者を含め 50 名未満の場合は、努力義務となります。

Q 3 当社は、静岡市葵区に本社 (70 名) を置き、駿河区 (55 名) と清水区 (35 名) に営業所がありますが、本社一括として、ストレスチェックを行ってもよろしいですか。

A 3 葵区の本社、駿河区、清水区の営業所は、それぞれが独立した事業場となりますので、50 名以上の規模である本社と駿河区の営業所は、それぞれ実施者、実施事務従事者、面接指導を行う医師等を決定し、実施体制を構築しなければなりません。
また、清水区の営業所は 50 名未満なので努力義務となりますが、実施する際には、50 名以上の事業場と同様、関係する事業者、スタッフ等に守秘義務が課せられます。
なお、労働基準監督署には、本社と駿河区の営業所を別々に報告することとなりますが、清水区の営業所は報告する必要はありません。(定期健診と同様)

Q 4 ストレスチェックや面接指導を受けるのに要した時間については、賃金を支払う必要がありますか。

A 4 賃金の支払いは、労使で協議して決めることとなりますが、労働者の健康確保は、事業の円滑な運営に必要不可欠であることから、賃金を支払うことが望ましいです。

Q 5 ストレスチェックを希望する労働者のみ、国が示す 57 項目の質問票を配付し、回答のあったものを集めれば、本制度の事業者の義務を果たしたことになりますか。

A 5 本制度において事業者は、労働者に対し受検を勧奨していただく必要がありますので、「希望者のみ配付」では、事業者の実施義務を果たしたとは言えません。
また、勧奨の程度については、それぞれの事業場によって異なると思われるので、衛生委員会等で調査審議して決定してください。ただし、受検しない労働者に対し懲戒処分を行う等により、受検を強要してはいけません。

Q 6 高ストレス者の選定基準について、具体的な数値が決められているのでしょうか。また、決めてない場合には、職種ごとに基準を設定してもよいのでしょうか。

A 6 ストレスチェック制度実施マニュアルでは、約 20 万人のデータから高ストレス者が 10% 程度となる数値基準を例示していますが、各事業場における数値基準は衛生委員会等で調査審議し決めてください。また、職種ごとに基準を決めても構いません。

【ストレスチェック制度の不安に関するQ & A】

Q 1 ストレスチェックをやって、ストレスが高いと判定されたら、社内の人事評価が下がってしまうのでは？ 正直に答えるとやばいな！ 俺のストレスがバレるからやりたくない！

A 1 ストレスチェック制度のルールとして、ストレスチェックの結果は、医師などのストレスチェックを実施した人（ストレスチェック実施機関）から、中身が見られない状態で直接本人に届きます。上司や同僚、又は会社側にその内容を知られることはありません。

Q 2 ストレスチェックの結果を上司や同僚に知られたら「メンタルの弱いやつ」とレッテルを貼られ、その上、医師の面接を受けたいと希望したら、人事評価が下がることは決定的なので、「どうしても受けろ」と言うのなら、自分で精神科を受診するよ。

A 2 ストレスチェックは会社の産業医、保健師、あるいは会社が依頼した医師や保健師等の資格を有する専門家がを行います。人事・評価の権限や影響を持つ担当者はタッチできません。また、ストレスチェックの実施に関わる者は、法令上の守秘義務が課せられています。

Q 3 最近、不安や緊張感が続き、あまりよく眠れなくて、会社に内緒で定期的に心療内科を受診しているけど、ストレスチェックを受けたら、通院していることが会社にバレちゃうかな？ でも、受けないと会社側から「受けろ」とプレッシャーを掛けられるし！

A 3 ルールとして、ストレスチェックは強要できません。また、受検しなかったり、医師の面談を拒否するなど、ストレスチェックに関して、本人が不利益な扱いを受けることは、法令で禁止されています。

Q 4 部下に高ストレス者がたくさん出たら、会社側に俺の管理能力がないと評価されないかな？ 部下には本当のこと正直に答えてもらいたくないな！

A 4 医師の面接指導を実施した結果、ストレスの主な原因が職場にあると判断された場合、働き方を改善するよう、医師から会社側に伝えられます。その際、プライバシーが十分に配慮された必要最小限の情報が伝えられることとなりますが、自分から会社側に直接伝えられないことも、自分に代わって面接指導を実施した医師が伝えることもできます。したがって、面接指導における有効な活用を図ることが可能となります。

【 ストレスチェック制度は、あくまでも働く人の心の健康を守るために実施するもので、決して労働者の不利益となる制度ではありません。 】

〔 ストレスチェックの結果を職場改善につなげよう! 〕

1 「ストレスはあまり高くない」と判定された場合

今のところ、大きな問題はありませんが、仕事の負担や環境の変化によって、健康を損なうことがありますので、セルフケアを実践しましょう！

- 日頃からストレスに対処して、ストレスを溜めないようする
- ストレスの対処に自信がない場合は、専門家の健康相談を受ける

2 「ストレスが高い状態」と判定された場合

今の状態が続くと心と身体の健康を維持できません。仕事のやり方や生活習慣を見直し、心の負担となっている原因を減らすため、セルフチェックを行い、上司・同僚、家族等、身近な人に相談しましょう。なお、改善しない場合は、専門家の相談を受けましょう。

- 睡眠不足になって、疲れが溜まっていませんか？
- ストレスの解消にお酒や煙草だけに頼っていませんか？
- 自分一人で問題に対処しようとしていませんか？
- 休日には気分転換ができていますか？
- 仕事以外の趣味や人とのつながりを持っていますか？

3 「ストレスが高く、医師の面接指導が必要と判定された場合

医師の面接指導を申し出ましょう！

※ 面接指導の申し出を行うと、ストレスチェックの結果を会社側に提供することに同意したこととなりますので、ご承知下さい。

- ・面接指導を申し出ると、約1ヶ月以内に日時・場所が調整され面接指導が行われます。
- ・費用は事業者の全額負担で実施されます。
- ・面接指導の結果は医師から会社側に意見（時間外労働の制限、仕事量の調整、出張の制限、作業の転換、深夜勤務の制限、療養のための休業など）が伝えられます。
- ・会社側に直接伝えにくいことも、面接指導を実施した医師が伝えることもできます。
- ・医師の意見をもとに、職場で必要な対応が取られますが、その際、本人の意見を聞き了解を得て行われます。なお、上司の理解を得るためにプライバシーに配慮しつつ必要な説明が行われます。
- ・それでも、面接指導の申し出に不安がある場合は、外部の専門家等に相談しましょう。

4 自分で対処（セルフケア）する心のメンテナンス

(1) 正しい生活習慣で健康を維持しよう

- ・質の良い睡眠（規則正しい生活）
- ・バランスの良い食事（必要な栄養素、ストレスに向き合う体力、暴飲・暴食に留意）
- ・休日に気分転換（旅行、趣味、積極的に身体を動かす）

(2) 自分の物事の見方や考え方のクセを見直そう

- ・完璧主義はほどほどに（「パーフェクトでないという意味がない」という考え方は要注意）
- ・良い面にも目を向け、悪い面は適当に流そう（物事は見る角度によって異なります）
例①；良い面－行動力がありエネルギーが豊富　悪い面－脇目も振らず強引
例②；良い面－仕事が丁寧で考えが深い　悪い面－神経質で仕事が遅い

(3) 支援を求めよう

困ったときは自分一人で解決しようとせず、信頼できる人に相談し、解決策やアドバイスを受けて、手助けしてもらおう

(4) 未来に目を向けよう

過ぎてしまったことに、いつまでもクヨクヨせず、失敗したり、うまくいかなかった経験も次へ生かす良いヒントと考える（失敗は成功の元）

5 職場で取り組む改善

ストレスチェックの結果を部署単位で集計・分析し、職場の環境改善に活かし働きやすい職場づくりを目指しましょう！

(1) コミュニケーションの希薄な職場に対する対策

- ・ミーティングで全員が自分の1日の作業内容を知らせ、困ったことや相談事を伝え合う
- ・業務の担当を見直し、その人しか分からない仕事をなくす（チームで対応する）
- ・パーテーションで区切られたオフィスをオープンにし、同僚のサポートを可能にした

改善した結果(例)

- ・困ったことがあれば上司や同僚に、いつでも相談できる雰囲気になり、いざという時お互いにサポートできる体制ができ、顧客からの信頼も得られた
- ・休日も仕事のことが頭から離れず緊張状態が続いていたが、ようやく解放された

(2) 4Sとかけ離れた職場に対する対策

- ・4S活動を職場で話し合い、決まった時間に4Sタイムを設け、きれいな状態をキープ
- ・資材や物品の定位置と適量を定め、通路に物を置かなくなり安全通路の確保ができた
- ・整理整頓で空いたスペースに休憩所を設け、交代で休憩

改善した結果(例)

- ・腰痛持ちの自分にとって、物品の運搬は大きなストレスとなっていたが、職場がきれいになったことで、作業が効率的に行え労働時間の短縮につながり、仕事にゆとりができた

職場の健康づくりを応援します！

平成29年度 産業保健関係助成金のご案内

ストレスチェック助成金

(労働者数50人未満の事業場が対象)

○小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と契約し、ストレスチェック等を実施した場合に、次の費用を助成する。

- ①ストレスチェックの実施に対する助成
・従業員1人につき500円を上限として、その実費額を支給。
- ②ストレスチェック実施後の医師による面接指導・意見陳述に対する助成
・医師による活動1回につき21,500円を上限として、その実費額を支給(一事業場につき年3回が限度)。

小規模事業場産業医活動助成金

(労働者数50人未満の事業場が対象)

○小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部または一部を実施する契約をした場合に実費を支給(6か月当たり10万円上限×2回限り)。

※一事業場につき将来にわたって2回の支給に限りです。

職場環境改善計画助成金

(労働者数の制限なし)

○ストレスチェック実施後の集団分析を踏まえ、【Aコース】専門家(※)の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、指導費用及び機器・設備購入費の実費を支給(10万円を上限、うち機器・設備購入費は5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り)。

(※：産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー、臨床心理士等の心理職、労働衛生コンサルタント、社労保険労務士)

【Bコース】メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、機器・設備購入費の実費を支給(5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り)。

心の健康づくり計画助成金

(労働者数の制限なし)

○メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、心の健康づくり計画(ストレスチェック実施計画を含む。)を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に支給(一律10万円)。

※一企業につき将来にわたって1回の支給に限りです。

産業保健関係助成金のお問い合わせは

独立行政法人 労働者健康安全機構



0570-783046

ナヤミラシロウ

◆この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。◆

平成29年度から産業保健関係助成金のメニューが拡充されました。
※新たな助成金は平成29年6月1日から申請受付を開始する予定です。

ストレスチェックの実施及び面接指導等のほか、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善計画を作成・実施した場合の助成金です。

労働者数50人未満の事業場

新 小規模事業場産業医活動助成金
(労働者数50人未満の事業場が対象)

ストレスチェック助成金
(労働者数50人未満の事業場が対象)

※「心の健康づくり計画助成金」は、事業場単位ではなく、一企業について、将来にわたり1回限りの支給となりますのでご注意ください。

新 職場環境改善計画助成金
(労働者数の制限なし)

労働者数50人以上の事業場

新 心の健康づくり計画助成金
(労働者数の制限なし) ※企業単位

「ストレスチェック助成金」が使いやすくなりました。

- 事前登録の要件がなくなりました。
- 年度中に実施した分が翌年度6月30日まで申請可能となりました。
- ストレスチェック助成金の②(裏面参照)の対象が「ストレスチェック実施後の医師による面接指導」「面接指導の結果についての事業主への意見陳述」の2点となりました。

助成金に関するお問い合わせ・申請はこちら

産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 事務管理棟

0570-783046 受付時間 平日 9時～12時 13時～18時 (土曜、日曜、祝日休み)

http://www.johas.go.jp/

産業保健活動助成金

検索

※各種申請様式は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

独立行政法人 労働者健康安全機構

メンタルヘルス対策促進員による支援のお申し込み

静岡産業保健総合支援センター

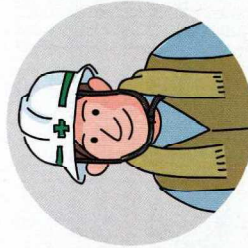
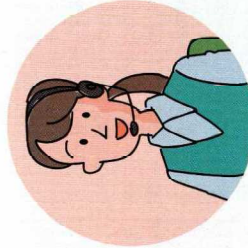
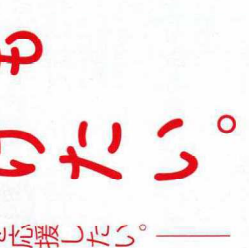
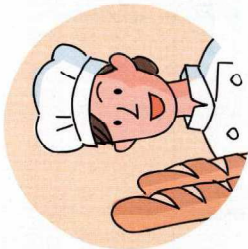
〒420-0034 静岡市葵区常盤町2-13-1 住友生命静岡常盤町ビル9階

ホムベーン http://www.shizuokas.johas.go.jp

静岡産保 検索 →メンタルヘルス支援

TEL:054-205-0111 受付時間：月～金曜日 (8時30分～17時15分)

FAX:054-205-0123 メール sanpo22@shizuokas.johas.go.jp



病気でも 働き続けたい。

そんな働く人の気持ちを応援したい。

始まっています。「治療と職業生活の両立支援」

労働者健康安全機構では、治療を受けながら仕事を続けたい方、両立支援に取り組み、事業者の方からの相談に応じています。詳細は下記ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

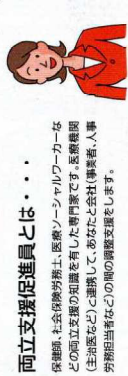


病気と仕事のこと、一人で悩みを抱えていませんか？

- がんと診断されたけど、仕事を続けたい。
- 病気のことを会社にうまく伝えられない。
- 治療と仕事を両立できるか不安。
- 今後の働き方について誰に相談したらいいかわからない。
- 職場の理解・協力が得られない。
- 治療に合わせた短時間勤務や、休暇の取得が難しい。

治療と職業生活の両立で悩んだら

お近くの産業保健総合支援センターの「両立支援促進員」までご相談ください。
(無料です。)



両立支援促進員とは・・・
保健師、社会保険労務士、医師、ソーシャルワーカーなどの両立支援の知識を有した専門家です。医師、保健師(生活支援士)と連携して、あなたと会社(事業者、人事労務担当者)の間の調整支援をします。

治療と職業生活の両立のための手順(例)



「両立支援のガイドライン」のご紹介

厚生労働省では、事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフを対象に、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を作成しました。がんなどの病気を治療しながら働きたい労働者に対して、職場はどのような対応をしたらよいか、環境整備や進め方、様式例集等、両立支援に向けて事業者が取り組むべき内容を丁寧に紹介する一冊です。労働者ご本人やご家族の方にも活用いただける内容ですので、ぜひご覧ください。

ホームページからガイドラインをダウンロードできます！
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/> (ページ内検索をご利用ください)



ご相談はお近くの産業保健総合支援センターまで

(各センターの一覧はこちら)
労働者健康安全機構ホームページ <http://www.johas.go.jp/>



労働者健康安全機構 検索

〈電話でのお問い合わせ〉

044-431-8660

独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健課 Tel. <http://www.shizukoas.johas.go.jp>

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン



労働者が、がん等の病気になってしまった時、無理なく働き続けてもらうためには、どうすれば良いのだろうか・・・。



最近では、がん等の病気になっても治療技術の進歩により、治療をしながら働き続ける人が増えています。しかし、事業場において治療に対する配慮や適切な措置がなければ、労働者が治療と両立して働き続けることが難しくなってしまいます。ガイドラインでは、疾病を抱える労働者が治療と職業生活を両立できるよう支援の取組方法等をまとめています。

背景

- 治療技術の進歩等により、がん等の「不治の病」も「長く付き合う病気」に変化
【例】がん5年相対生存率が向上（62.1%、乳がんなどは90%に達する）
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
- 現状、疾病を理由に離職してしまう、または仕事のために治療を断念するケースも
【例】糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%
- 治療と職業生活の両立支援の対応の仕方に悩む事業場が少なくない
【例】従業員が私傷病(業務に関係しないケガや病気)になった際、90%の企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮

位置づけ

疾病を抱える労働者が、業務によって疾病が悪化することのないよう、治療と職業生活の両立のために必要となる、一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、「**労働者の健康確保対策**」として位置づけられます。

意義

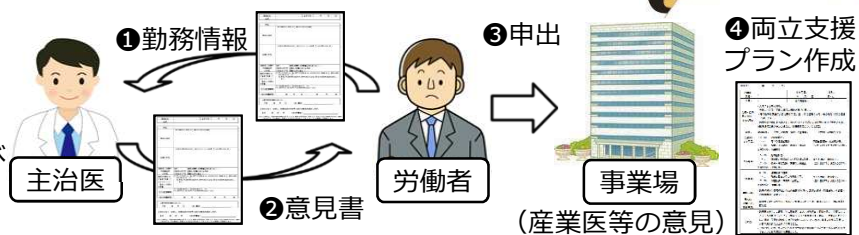
- 労働者の健康確保
- 継続的な人材の確保
- 労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- 健康経営の実現
- 多様な人材活用による組織や事業の活性化
- 組織としての社会的責任の実現
- 労働者のワーク・ライフ・バランスの実現

両立支援を行うための環境整備を行いましょ（両立支援の進め方）

衛生委員会等で調査審議の上、事業者による基本方針の表明、相談窓口の明確化、両立支援を活用できる休暇・勤務制度の導入等、具体的な対応方法について話し合ひましょう。



- ① 主治医に勤務情報を提供
- ② 就業継続の可否等の意見
- ③ 労働者が事業者へ申出
- ④ 就業上の措置等の決定および両立支援プランの作成



静岡産業保健総合支援センター（静岡産保センター）では、治療と職業生活の両立支援のための「専門の相談員」を配置し以下の支援を行っています。お気軽にご相談ください。
電話 054-205-0111 〒420-0034 静岡市葵区常磐町2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル9階

- 事業者等に対する啓発セミナー
- 両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導
- 患者（労働者）と事業者の間の個別調整支援、両立支援プランの作成等
- 産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修
- 関係者からの相談対応
- 好事例の収集、情報提供
- 主治医、医療従事者に対する専門的研修



治療と職業生活の両立 厚生労働省

検索

静岡労働局・労働基準監督署

静岡県地域両立支援推進チームネットワーク概要図

相談

連携拠点病院 (右上参照)

就職支援希望者

就職に関する相談や、雇用保険給付に関する相談を希望する場合には、相談者の承諾の元、相談者自身の就労に関係する配慮事項（体調・治療状況等）をハローワークに情報提供します。

両立支援希望者

がん等の病気になっても、仕事を継続する場合の相談や、治療と就労を両立していく具体的な進め方を勤務先と考えていくことを希望する場合には、静岡県産業保健総合支援センターをご紹介します。

労働相談希望者

病気罹患による退職勧奨、解雇、労働条件の変更、その他の労働条件をめぐる紛争やパワハラ他各種ハラメントに関する相談等は、雇用環境・均等室総合労働相談コーナーを、ガイドラインの内容については健康安全課又は労働基準監督署をご紹介します。

情報提供

事業者

治療と職業生活の両立に係る具体的な進め方、支援体制の整備、社員教育、復職プラン作成等に係る相談→静岡県産業保健総合支援センターをご紹介します。
その他内容に応じ関係部署を紹介いたします。

紹介

静岡県産業保健総合支援センター

提供する主なサービス
・事業者に対するセミナー
・事業場への個別訪問支援
・患者（労働者）と事業場との個別調整支援
・管理監督者向けの両立支援教育
・両立支援に関する相談
・情報提供
また、相談内容により各関係部署へご案内します。

紹介

静岡県産業保健総合支援センター連絡先
☎ 054-205-0111

静岡労働局

ハローワーク (職業安定部職業安定課)

1. 相談者本人の希望と病院側、事業場側からの意見を基に、就労支援の相談を行います。
2. 労働基準部健康安全課と連携し事業主セミナー等を開催するなどの周知広報を行います。
3. 治療と仕事の両立支援制度を導入する事業主に助成金の支給をします。(窓口：職業対策課)

連携

労働基準部健康安全課

職業安定部、静岡県産業保健総合支援センターと連携し、あらゆる機会を通じて治療と職業生活の両立支援の周知啓発を行い、相談内容により担当部署へご案内します。

労働基準監督署

健康安全課と同様に周知・啓発活動を行い、就業規則・休職規定の相談・助言等を行います。

雇用環境・均等室

相談希望者から、個人情報及び相談内容を聴取し助言・支援等を行い、また、相談内容により労働局内の担当部署へご案内します。

連携拠点病院

平成 29 年 4 月 1 日 現在

- ・静岡県立静岡がんセンター
- ・静岡県立総合病院
- ・静岡市立静岡病院
- ・静岡赤十字病院
- ・静岡県立こども病院
- ・聖隷三方原病院
- ・聖隷浜松病院
- ・浜松医科大学医学部附属病院
- ・浜松医療センター
- ・順天堂大学医学部附属静岡病院
- ・磐田市立総合病院
- ・藤枝市立総合病院

両立支援周知啓発等協力団体

- ・治療就労両立支援センター (浜松労災病院)
- ・日本医療社会福祉協会 (静岡厚生病院)
- ・日本産業カウンセラー協会
- ・日本キャリア開発協会
- ・静岡県経営者協会
- ・連合静岡
- ・静岡県医師会
- ・静岡県健康福祉部 (医療健康局疾病対策課)
- ・静岡県社会保険労務士会

連携

平成 29 年度より

治療と仕事の両立支援制度を導入する 事業主に助成金を支給します！

～ 障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）のご案内 ～

労働者が、がん等の病気になってしまった時、無理なく働き続けてもらうためには、どうすれば良いのだろうか・・・。



がん等の病気を抱える労働者の病状や治療内容などに応じた、**治療と仕事の両立を支援するための制度を導入する事業主には、10万円の助成金が支給されます。**この助成金により、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。



治療と仕事の両立支援とは？

反復・継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者、または障害のある労働者の、治療と仕事の両立を支援するために、企業が一定の就業上の措置を行うことをいいます。

措置の例

休暇制度：時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇（取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）は問わない）など

勤務制度：フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度 など

など

助成金の対象となる労働者とは？

傷病を負った労働者、または障害のある労働者で、それぞれ次の1および2に該当する方。

<傷病を負った労働者>

1. がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの反復・継続して治療が必要となる傷病を負った方で、治療と仕事の両立のために一定の就業上の措置が必要な方。
2. 治療の状況や就業継続の可否等に関する主治医の意見書において、一定の就業上の措置が必要な期間が3か月以上で、かつ、事業主に対して支援を申し出た方。

<障害のある労働者>

1. 次のいずれかに当てはまる方。
 - ①身体障害者
 - ②知的障害者
 - ③精神障害者
 - ④発達障害者
 - ⑤難治性疾患を有する方（詳しくは都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください）
 - ⑥高次脳機能障害のある方
2. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の10に規定する「就労継続支援A型」の事業における利用者でない方。



助成金の支給申請の流れは？

この助成金を受給しようとする事業主は、次の①②の順に受給手続きをしてください。

① 計画の認定申請

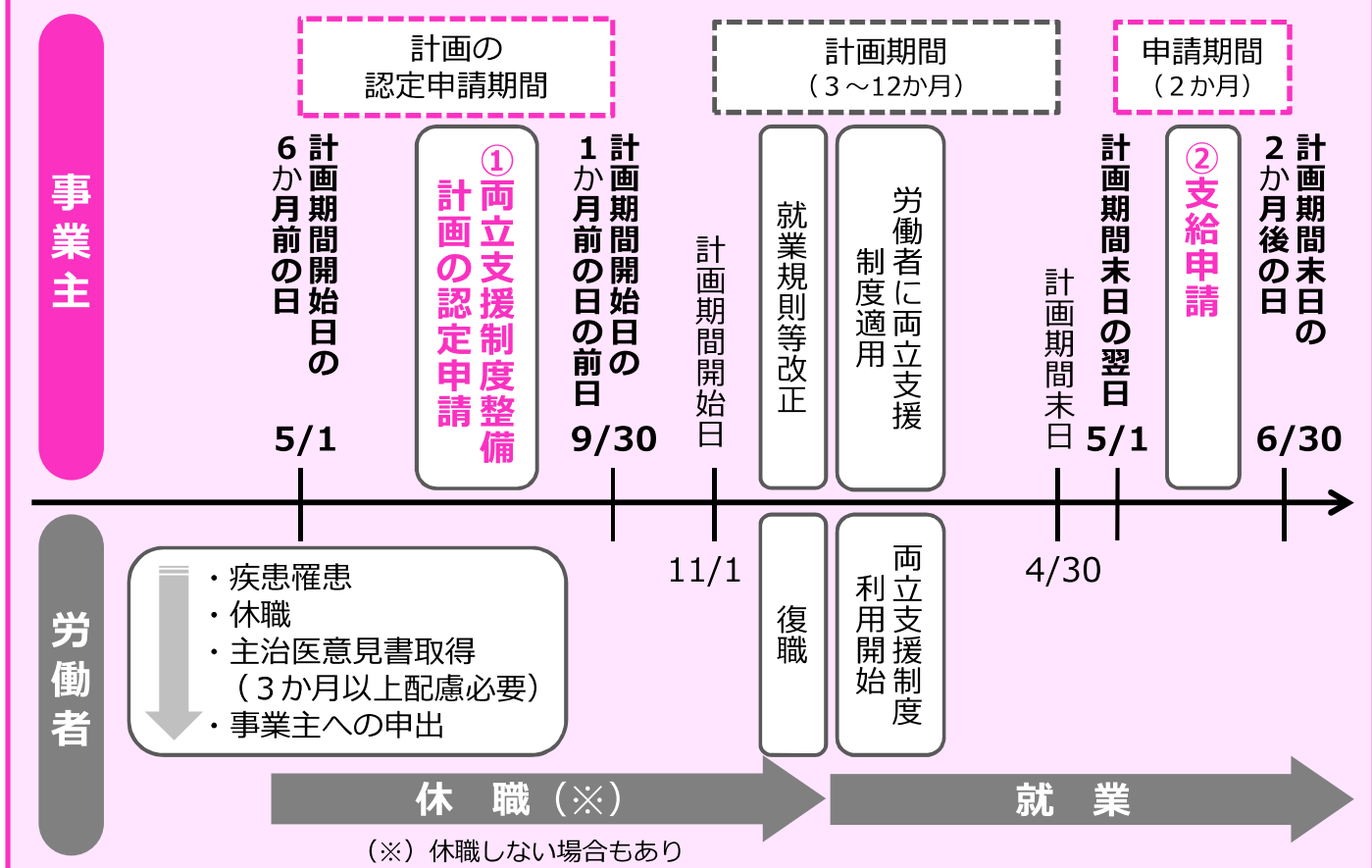
対象となる労働者への両立支援制度の導入について「両立支援制度整備計画」を作成し、計画期間開始日の6か月前から1か月前の日の前日までに必要な書類を添えて、本社の所在地を管轄する労働局へ認定申請を行ってください。また、計画に変更が生じる場合は、変更内容に応じて変更書を提出し、変更の認定を受ける必要があります。

② 支給申請

①によって計画の認定を受けた後、計画に基づいて両立支援制度の導入・実施を行い、計画期間の末日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて、管轄の労働局に支給申請を行ってください。

< 例：受給手続きの流れ（傷病を負った労働者の場合） >

※日付は計画期間が11/1~4/30の場合



★助成金の支給にあたっては、この他にも要件があります

- ・詳しくは、静岡労働局 職業安定部 職業対策課または最寄りのハローワークへお問い合わせください。
- ・申請様式は厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 事業主の方のための雇用関係助成金
「障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000162833.html>

両立支援について詳しく知りたい場合は？

厚生労働省ホームページでは、具体的な両立支援の取組方法等についてまとめた「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を掲載していますので、参考としてご覧ください。

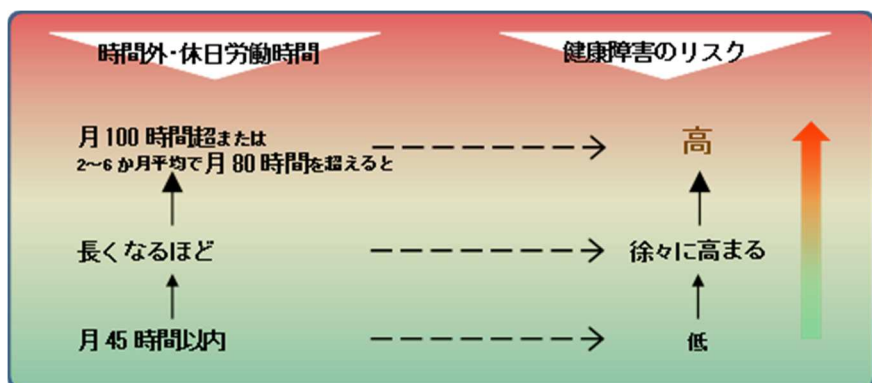
治療と職業生活の両立 厚生労働省

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

過重労働による健康障害を防ぐために

過重労働による健康障害の防止のためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。また、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。



厚生労働省では、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号、平成 20 年 3 月 7 日付け基発第 0307006 号で一部改正）を策定し、時間外・休日労働の削減、労働者の健康管理の徹底等を推進しています。

- ① 上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。
- ② 業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。
- ③ 「時間外・休日労働」とは、**休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のこと**です。
- ④ 2～6 か月平均で月 80 時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去 2 か月間、3 か月間、4 か月間、5 か月間、6 か月間の**いずれかの月平均の時間外・休日労働時間が 80 時間を超える**という意味です。

1 時間外・休日労働を削減しましょう

36 協定は限度基準等に適合したものとなっていますか？

36 協定（時間外・休日労働に関する協定）で定める延長時間については、次の限度時間（対象期間が 3 箇月間を超える 1 年単位の変形労働時間制の対象者を除く。）が定められています。

期間	1 週間	2 週間	4 週間	1 箇月	2 箇月	3 箇月	1 年間
限度時間	15 時間	27 時間	43 時間	45 時間	81 時間	120 時間	360 時間

「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成 10 年労働省公示第 154 号）

- 限度時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる事情「特別の事情」は臨時的なもの（一時的または突発的に、時間外労働を行わせる必要のあるものであり、全体として 1 年の半分を超えないことが見込まれるもの）に限るとされています。
- 自動車運転者については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）に適合した 36 協定とする必要があります。
- 月 45 時間を超えて時間外労働を行わせることが可能な場合でも、健康障害防止の観点から、実際の時間外労働は月 45 時間以下とするよう努めましょう。
- 休日労働についても削減に努めましょう。



労働時間を正確に把握していますか？

- 労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録する必要があります。

※「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成 13 年 4 月 6 日付け基発第 339 号）

年次有給休暇の取得を促進していますか？

- 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用にも努めましょう。

労働時間等の設定のための改善のための措置を実施していますか？

- 労働時間等の設定の改善を図るため、労働時間等見直しガイドラインに基づき、必要な措置を講じましょう。

事業者は、裁量労働制対象労働者や管理・監督者についても、健康確保のための責務があることなどに留意して、過重労働とならないよう十分な注意喚起を行うなどの措置を講ずるよう努めましょう。

2 健康管理体制の整備・健康診断を行いましょ

産業医及び衛生管理者等を選任していますか？

- 労働者の健康管理のため、事業場において選任した産業医、衛生管理者、衛生推進者等に健康管理に関する職務を適切に行わせましょ。
- 産業医を選任する義務のない事業場（常時 50 人未満の労働者を使用する事業場）では、地域産業保健センターの産業保健サービスを活用しましょ。

衛生委員会等を設置していますか？

- 衛生委員会等設置し、「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」をはじめ健康管理について適切に調査審議を行いましょ。

衛生委員会等での調査審議事項

長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること

- ① 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止対策の実施計画の策定等に関すること
- ② 面接指導等の実施方法及び実施体制に関すること
- ③ 労働者の申出が適切に行われるための環境整備に関すること
- ④ 申出を行ったことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われないようにするための対策に関すること
- ⑤ 面接指導又は面接指導に準ずる措置の実施対象者（法令により義務づけられている面接指導の実施対象者を除く。）を定める基準の策定に関すること
- ⑥ 事業場における長時間労働による健康障害の防止対策の労働者への周知に関すること

健康診断を確実に実施していますか？

- 常時使用する労働者に対し、1 年以内に 1 回、定期的に健康診断を実施しなければなりません。
- 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、6 か月以内に 1 回の特定業務従事者健康診断を実施しなければなりません。
- 血圧等一定の健康診断項目に異常の所見がある労働者には、労災保険制度による二次健康診断等特定保健指導に関する給付（二次健康診断等給付）制度を活用しましょ。

健康診断結果に基づく適切な事後措置を実施していますか？

- 事業者は、健康診断において異常の所見があった者については、健康保持のために必要な措置についての医師の意見を聴き、必要な事後措置を講じなければなりません。

長時間労働者への医師による面接指導制度について

● 医師による面接指導制度の趣旨は・・・

長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた措置を講じるものです。

● 面接指導とは・・・

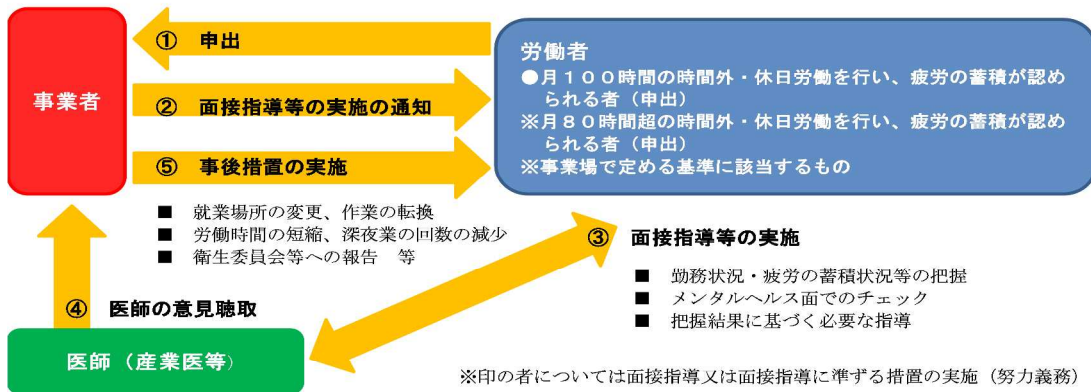
問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて必要な指導を行うことをいいます。

● 長時間労働者への面接指導制度の概要

脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）の発症が長時間労働との関連性が強いとする医学的知見を踏まえ、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導を行わなければならないこととされています。また、この面接指導の対象とならない労働者についても、脳・心臓疾患発症の予防的観点から、面接指導または面接指導に準じた必要な措置を講ずるように努めましょ。



面接指導に準ずる措置の例 例 1) 労働者に対し保健師等による保健指導を行う。例 2) 労働者の疲労蓄積度チェックリストで疲労蓄積度を把握し、必要な労働者に対して面接指導を行う。例 3) 事業者が産業医等から事業場の健康管理について助言指導を受ける。



1 長時間労働者に対し面接指導等を実施しましょう

医師による面接指導の対象となる労働者は…

時間外・休日労働時間※1が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者（申出による）※2

申出の手続きをとった労働者を「疲労の蓄積があると認められる者」として取り扱うこととし、面接指導は要件に該当する労働者の申出により行います。

※1 「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。

※2 ただし、期日前1月以内に面接指導を受けた労働者等、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除きます。

□ 時間外・休日労働時間が100時間を越えたら…

事業者



- 申出をした労働者に対し、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施しなければなりません。
- 時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超えた労働者に関する作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数等の情報を産業医に提供しましょう。

労働者



- 面接指導の申し出をし、医師による面接指導を受けましょう

産業医



- 労働者に対し面接指導の申出をするように勧奨しましょう。面接指導に当たっては「長時間労働者への面接チェックリスト（医師用）」等を活用しましょう。

面接指導又は面接指導に準ずる措置（以下「面接指導等」という。）の対象となる労働者は…

① 長時間の労働（時間外労働・休日労働時間が1月当たり80時間超）により、疲労の蓄積が認められ、又は、健康上の不安を有している労働者（申出による）

② 事業場において定められた基準に該当する労働者

□ 時間外・休日労働時間が月80時間を越えたら…

事業者



- 申出をした労働者に対し、面接指導等を実施するよう努めましょう。必要と認める場合は、適切な事後措置を実施するよう努めましょう。

労働者



- 面接指導等の申し出をし、面接指導等を受けましょう。

□ 事業場において基準を設定するに当たっては…

※ 時間外・休日労働時間が月100時間又は2～6月平均で月80時間を超えたら…

事業者



- 該当する全労働者が面接指導の対象となるよう基準を設定し、面接指導を実施するよう努めましょう。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施するよう努めましょう。

労働者



- 面接指導等を受けましょう。

時間外・休日労働時間が月45時間を超えたら・・・

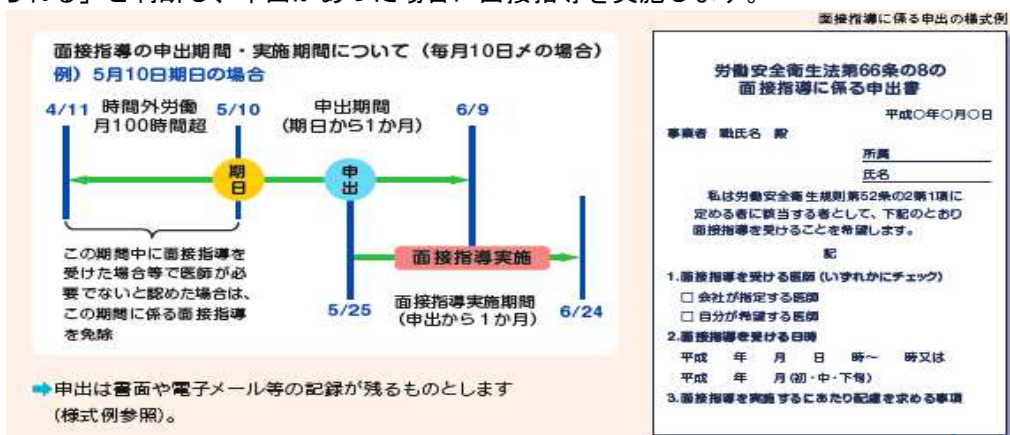
事業者

●健康への配慮が必要な者が面接指導等の措置の対象となるよう基準を設定し、面接指導等を実施することが望まれます。必要と認める場合は、適切な事後措置を実施することが望まれます。

2 時間外・休日労働時間の算定・申出の手続き

1か月の時間外・休日労働時間数 = 1か月の総労働時間数 - (計算期間1か月間の総暦日数 / 7) × 40
1か月の総労働時間数 = 労働時間数 (所定労働時間数) + 延長時間数 (時間外労働時間数) + 休日労働時間数

- 時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければなりません。例)賃金締切日とする。
- 専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制適用労働者は、使用者が健康・福祉確保措置を行うに当たって把握している「労働時間の状況」を基に事業場毎に取り決めた方法により算定します。
- 管理・監督者等は、労働者自らが「時間外・休日労働時間が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる」と判断し、申出があった場合に面接指導を実施します。



3 医師からの意見聴取・面接指導の結果の記録

- 事業者は、面接指導を実施した労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければなりません。
- 医師の意見聴取は、面接指導を実施した医師から面接指導の結果の報告に併せて行うことが適当です。
- 面接指導の結果の記録は、面接指導を実施した医師からの報告をそのまま保存することで足りります。

4 事後措置の実施の際に留意すべき事項

- 事業者は、医師の意見を勘案して、必要と認める場合は適切な措置を実施しなければなりません。
- 面接指導により労働者のメンタルヘルス不調が把握された場合は、必要に応じて精神科医等と連携をしつつ対応を図りましょう。
- 特にメンタルヘルス不調に関して、面接指導の結果、労働者に対し不利益な取扱いをしてはならないことに留意しましょう。

5 事業場で定める必要な措置に係る基準の策定

- 事業場で定める基準の策定は、衛生委員会等における調査審議の内容を踏まえて決定するとともに、長時間労働に係る医学的知見を考慮し、以下の点に十分留意しましょう。
 - 時間外・休日労働が月100時間超及び2～6月平均で月80時間超の労働者について、すべての労働者に面接指導を実施するよう基準の策定に努めること。
 - 時間外・休日労働が月45時間超の労働者について、健康への配慮が必要な者の範囲と措置について検討し、それらの者が措置の対象となるように基準を設定することが望ましいこと。
- 例 1) 時間外・休日労働時間が1月当たり45時間を超える労働者で産業医が必要と認めた者には、面接指導を実施する。
例 2) 時間外・休日労働時間が1月当たり45時間を超える労働者に係る作業環境、労働時間等の情報を産業医等に提供し、事業場における健康管理について事業者が助言指導を受ける。

6 面接指導等の実施に当たって

- 月80時間超の時間外・休日労働をさせた事業場又はそのおそれのある事業場等においては、衛生委員会等で調査審議のうえ、以下の①～③を図りましょう。調査審議の際は、申出を行うことによる不利益取扱いの防止など、申出がしやすい環境となるよう配慮しましょう。
- ① 労働者が自己の労働時間数を確認できる仕組みの整備
- ② 申出様式の作成、申出窓口の設定など申出手続を行うための体制の整備
- ③ 労働者に対する体制の周知
- 面接指導を実施する医師は、産業医や産業医の要件を備えた医師等が望ましいものです。
- 面接指導の実施の事務に従事した者には、その実施に関して守秘義務が課せられます。
- 派遣労働者への面接指導は、派遣元事業者を実施義務が課せられます。
- 時間外・休日労働が月100時間超の労働者全員に対して面接指導を実施する場合は、事業者は対象者全員に面接指導の実施の通知等を行い、労働者が申込みを行ったことなどをもって申出を行ったものとみなします。

職場での受動喫煙防止対策に取り組み中小企業事業主の皆さまへ

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

平成27年6月1日から、職場の受動喫煙防止対策（事業者・事業者・事業場の実情に応じた適切な措置）が**事業者の努力義務**となりました。
 事業者の皆さまは、まず、事業場の現状を把握・分析し、実行可能な対策のうち、最も効果的なものを実施するよう努めてください。
 受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひ、ご活用ください。

対象となる事業主

次の（1）～（3）すべてに該当する事業主が対象です。

(1)	労働者災害補償保険の適用事業主															
(2)	次のいずれかに該当する中小企業事業主															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>常時雇用する労働者数※1</th> <th>資本金※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td> <td>50人以下</td> <td>5,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>100人以下</td> <td>5,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>100人以下</td> <td>1億円以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>300人以下</td> <td>3億円以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	常時雇用する労働者数※1	資本金※1	小売業	50人以下	5,000万円以下	サービス業	100人以下	5,000万円以下	卸売業	100人以下	1億円以下	その他の業種	300人以下	3億円以下
業種	常時雇用する労働者数※1	資本金※1														
小売業	50人以下	5,000万円以下														
サービス業	100人以下	5,000万円以下														
卸売業	100人以下	1億円以下														
その他の業種	300人以下	3億円以下														
(3)	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主															

※1 労働者数が資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

助成の対象となる措置

①	右の基準を満たす喫煙室の設置・改修	喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2 m/秒以上
②	右の基準を満たす屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修	喫煙所での喫煙で、喫煙所の直近の建物の出入口などにおける粉じん濃度が増加しない
③	右の基準を満たす換気装置の設置など（宿泊業、飲食店を営んでいる事業場ののみ）	喫煙区域の粉じん濃度が0.15 mg/m ³ 以下、または必要換気量が70.3 ×（席数）m ³ /時間以上

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～③の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2	200万円

- ・交付は事業場単位とし、**1事業場につき1回のみ**とします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
 - ・同じ事業場で複数の場所措置※2を請じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。
- ※2 同時期に行う措置で、①～③のいずれか、または複数の組み合わせ。合計額の申請上限は200万円。

留意事項

この助成金の受給にあたっては、喫煙室の設置等の事業計画の内容が技術的及び経済的な観点から**妥当であることが必要**です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。

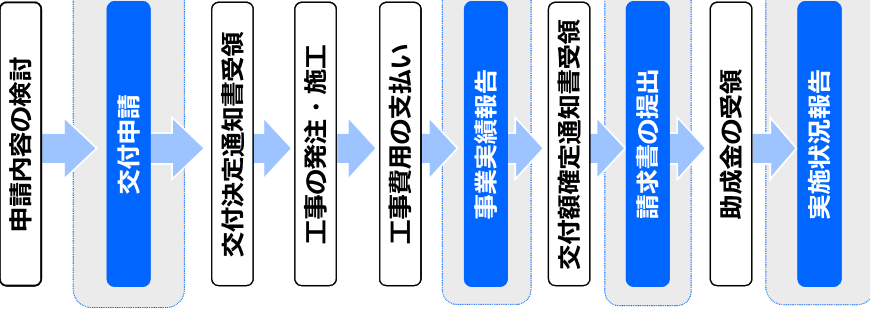
単位面積当たりの助成対象経費が下表を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の単位面積当たりの助成対象経費上限額
① 喫煙室の設置・改修	60万円/m ²
② 屋外喫煙所の設置・改修	40万円/m ²
③ 上記以外の受動喫煙を防止するための措置・改修（換気装置の設置など）	

例) 4 mの喫煙室の設置・改修の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象経費として4 m × 60万円/m² = **240万円まで（助成額にして120万円まで）**しか認められません。

申請手続の流れ

交付要綱などを読み、この助成金の制度を把握し、申請書の作成、関係資料を準備しましょう。不明な点があれば、所轄の都道府県労働局（労働基準部健康課または健康安全課）や相談支援業務の相談ダイヤル（最終ページ参照）にお気軽にご相談ください。



申請書類を2部ずつ、所轄の労働局（雇用環境・均等部企画課または雇用環境・均等室）に提出してください。労働局での審査期間は原則1か月以内です。※書類の形式的審査を雇用環境・均等部企画課または雇用環境・均等室で、詳しい技術的審査を労働基準部健康課または健康安全課で行います。

助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書」を発行します。

この交付決定通知書を受領してから、工事に着手してください。交付決定内容に従って工事を実施してください。事業内容に変更がある場合は、「交付決定内容変更承認申請書」を所轄の労働局に提出し、承認を受ける必要があります。

工事が完了したら費用を支払い、領収書と明細を受領してください。分割払いやリース契約による支払いの場合には、助成金は交付できませので、ご注意ください。

報告書類を2部ずつ、所轄の労働局（労働基準部健康課または健康安全課）に提出して、実績報告をしてください。報告は、交付決定の際に指定された期日までに行ってください。

最終的に助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知書」を発行します。

所定の様式の請求書に、助成金の振込先として指定する口座等の情報について記載し、所轄の労働局（労働基準部健康課または健康安全課）に提出してください。

請求書の提出時に指定した口座に、助成金を振り込みます。

設置した設備の運用状況や帳簿・書類の保存状況について、交付額確定の際に指定された期日（おおむね助成金交付の5年後）までに、所定の様式に従って、所轄の労働局（労働基準部健康課または健康安全課）に報告してください。

交付申請に必要な書類

* 印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金交付申請書 *
2	受動喫煙防止対策についての事業計画 *
3	不交付要件に該当しない旨の書類 *
4	直近の労働保険概算保険料申告書の写し (保険関係が成立して間もない場合は、労働保険関係成立届)
5	中小企業事業主であることを確認するための書類 (資本金・労働者数を記載した資料など)
6	措置を講じる場所の工事前の写真 (申請日から3か月以内に撮影したもの)
7	設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
8	講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
9	事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
10	講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し (2業者以上必要)
11	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

事業実績報告に必要な書類

* 印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書 *
2	受動喫煙防止対策についての事業結果概要報告書 *
3	受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書の写し
4	交付決定内容を変更した場合、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書の写し (複数回変更している場合は、すべての写し)
5	工事に関する領収書 ^{※3} 、経費についての内訳の写し ^{※3} やむを得ない場合、請求書で実績報告することもできますが、その場合も、助成金の交付額確定後1か月以内に、施工業者から申請者宛ての領収書の写しを提出する必要があります。
6	措置を講じた場所や受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真 (工事終了後速やかに撮影したもの)
7	交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
8	講じた措置が要件を満たしていることが確認できる資料
9	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

申請に当たっての注意点

- ▶ この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、厳格な運用が求められる制度です。助成金の交付要綱、交付要領その他の規定をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。
- ▶ この助成金の交付を受けても、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附の制限は受けません。
- ▶ 偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、助成金の返還を求められることがあります。また、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

厚生労働省が実施する支援事業

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。申請書類の書き方や風速の要件の満たし方など助成金の申請の際に参考になる助言や、実績報告の際に必要な測定機器を提供します。
利用はすべて無料ですので、ぜひ、ご利用ください。

受動喫煙防止対策の技術的な相談

◆相談支援業務

- ① 事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を行います。(必要に応じて現地指導も実施)
- ② 受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で実施します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明します。

【相談ダイヤル】 **050-3537-0777**

【ホームページ】 <http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke>

【事業委託先】 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

喫煙室などの要件の確認や事業場の実態把握

◆測定支援業務 (測定機器貸出し)

- ① 職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計、風速計、一酸化炭素計の無料貸出しを行います。
 - ▶ 機器の往復の送料も無料です
 - ▶ 一酸化炭素計は数に限りがありますので、お早めに予約してください
- ② 専門家が事業場に行って、測定方法を説明します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会で、専門家が実演を交えながら、測定方法を説明します。
 - ▶ 展示用の機器も無料で貸し出します。

【受付ダイヤル】 **03-3635-5111** (FAX 050-3730-9375)

【ホームページ】 <https://www.sibata.co.jp/news/news-31136/>

【事業委託先】 柴田科学株式会社

厚生労働省のホームページ

◆職場における受動喫煙防止対策について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunyai/koyou/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

◆受動喫煙防止対策助成金 (申請様式のダウンロードや、本助成金の手引きなど)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunyai/0000049868.html>

ご不明な点は、事業場のある都道府県労働局にご相談ください。

この助成金の申請窓口 → 雇用環境・均等部企画課または雇用環境・均等室
喫煙室等に関する技術的な事項など → 労働基準部健康課または健康安全課

職場における腰痛予防対策について

腰痛リスクの回避・低減対策（チェックリスト）

<作業管理>

- 常時行う重量物取扱い作業は、リフターや自動搬送装置の使用により自動化・省力化する。
- コンベアや台車などで運搬したり、運搬しやすくなるようなフックや吸盤などを用いる。
- 取り扱う重量物の重量を制限する。常時人力のみにより取り扱う重量は、満18歳以上の男性は、体重の概ね40%以下、女性は24%以下とする。流通業では、10kg程度に設定する例も見られる。
- 上の重量制限を超える場合は、身長差の少ない2人以上で作業を行わせる。
- 取り扱う重量物の重量があらかじめわかるように表示する。
- できるだけ重量物に身体を近づけ、重心を低くするような姿勢をとるようにする。
- 床面から重量物を持ち上げる場合、片足を少し前に出し膝を曲げ、腰を十分に下ろして重量物を抱え、膝を伸ばすことによって立ち上がるようにする。（図1）
- 大きな物や重量物を持つての移動距離を短くし、人力での階段昇降は避ける。
- 重量物を持ち上げるときは、呼吸を整え、腹圧を加えて行うようにする。（図2）
- 重量物を持った場合は、背を伸ばした状態での腰部のひねりを少なくなるようにする。
- 作業動作、作業姿勢、作業手順、作業時間などをまとめた作業標準を策定する。
- 労働者にとって過度の負担とならないように、単位時間内での取扱い量を設定する。
- 他の作業を組み合わせることにより、長時間の立位姿勢の保持を避ける。
- 立ち作業が長時間継続する場合には、椅子を配置し、作業の途中で腰掛けて小休止・休息が取れるようにする。
- 座り作業の場合、不自然な姿勢とならないよう、作業対象物は、ひじを伸ばして届く範囲内に配置する。
- 作業靴は滑りにくく、クッション性があるものを使用させる。



<作業環境管理>

- 作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。
- 転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面とする。
- 座り作業の場合、椅子は労働者の体格に合ったものを使用させ、机、作業台の高さや椅子との距離は調節できるようにする。

<健康管理と労働衛生教育>

- 腰痛予防健康診断（配置時、6か月以内ごとに1回）を行う。
- ストレッチを中心とした腰痛予防体操を行わせる。（図3）
- 腰痛のリスクと原因、作業標準（作業姿勢など）、荷役機器・補助具の使用方法、腰痛予防体操などについて、教育（配置時など）を行う。

もっと詳しく！

「職場における腰痛予防対策指針」に腰痛予防の取組みを紹介しています。

- ・製造業に従事している人のための腰痛予防
- ・陸上貨物運送事業に従事している人のための腰痛予防
運送業務を行う人のための腰痛予防ポイントとエクササイズ
- ・小売業に従事している人のための腰痛予防
- ・看護・介護作業に従事している人のための腰痛予防
介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト

※ ご不明な点などは、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。

腰痛予防指針	検索
製造業 腰痛予防	検索
陸上貨物運送業 腰痛予防	検索
運送業務 腰痛予防	検索
小売業 腰痛予防	検索
看護・介護作業 腰痛予防	検索
介護腰痛 チェックリスト	検索

健 康 診 断 の 概 要

No.	法・規則根拠	名 称	対 象 等 の 概 要	実施時期	記録	結果報告	
					保存年数	対象	期日
1	安衛法66 安 則43	雇 入 時 の 断 健 康 診 断	業種、規模を問わず、すべての常時使用する労働者を対象に、雇入れ時に実施	雇入れのとき	5年	—	—
2	安衛法66 安 則44	定 期 健 康 診 断	業種、規模を問わず、すべての常時使用する労働者	年1回定期	5年	規模50人以上の事業場	実施後遅滞なく
3	安衛法66 安 則45	特定業務従事者の健康診断	安則13条1項2号のイ～カの衛生上有害な業務に常時従事する労働者	配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上
4	安衛法66 安則45の2	海外派遣労働者の健康診断	本邦外の地域に6月以上派遣するとき	派遣前	5年	—	—
			本邦外の地域に6月以上派遣した労働者を本邦内における業務に就かせるとき	帰国後	5年	—	—
5	安衛法66 安 則47	給食従業員の検便	事業に付属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れ時 配置替時	5年	—	—
6	安衛法66 安 則48	歯科医師による健康診断	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん等のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務従事者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	定期健診実施分規模50人以上の事業場	実施後遅滞なく
7	安衛法66 特化則39 1項	特 定 化 学 物 質 健 康 診 断	従事者 令22条1項3号の業務に常時従事する労働者で、特化則別表第3の区分に応じ、特別の検査、健診を実施(2次健診別表第4)	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	特別管理物質30年 その他5年	該当事業場(定期の分)	実施後遅滞なく
	過去の従事者 令22条2項の業務に常時従事させたことのある労働者(検査、健診項目上記と同じ)		6ヶ月1回定期				
	緊急時 特定化学物質が漏えいし、労働者が汚染又は吸入したとき		遅滞なく				
8	安衛法66 鉛則53	鉛 健 康 診 断	令22条1項4号の業務(別表第4)に常時従事する労働者で、鉛則53条の検査、健診を実施 (注)はんだ付け、施釉等業務、絵付け業務、印刷の業務及びこれらの清掃の業務	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期 左記(注)は1年1回定期	5年	該当事業場(定期の分)	実施後遅滞なく
	鉛則56		腹部痙痛等病状を訴えたとき(従事者及び従事させなくなつてから4週間以内の者)	その都度遅滞なく			
9	安衛法66 電離則56	電 離 放 射 線 断 健 康 診 断	令22条1項2号の業務(別表第2)に常時従事する労働者で、管理区域内に立入る労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	30年	該当事業場(定期の分)	実施後遅滞なく
10	安衛法66 除染則20	除 染 電 離 放 射 線 断 健 康 診 断	除染等業務に常時従事する労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	30年	該当事業場(定期の分)	実施後遅滞なく
11	安衛法66 高圧則38	高 気 圧 業 務 断 健 康 診 断	令6条1号(高圧室内作業)令20条9号(潜水業務)に常時従事する労働者で高圧則38条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上
12	安衛法66 四ア則22	四 ア ル キ ル 鉛 断 健 康 診 断	令22条1項5号(別表第5)の業務に常時従事する労働者で四ア則22条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 3ヶ月1回定期	5年	同上	同上
13	安衛法66 有機則29 安衛法22 有機則30 の3	有 機 溶 剤 等 断 健 康 診 断	常時 令22条1項6号(別表第6の2)の業務に常時従事する労働者で有機則29条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上
			緊急時 有機溶剤により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したとき	速やかに			
14	安衛法66 石綿則40	石 綿 断 健 康 診 断	従事者 令22条1項3号の業務に常時従事する労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	40年	該当事業場(定期の分)	実施後遅滞なく
			過去の従事者 令22条1項3号の業務に常時従事させたことのある労働者				

No.	法・規則 根 拠	名 称	対 象 等 の 概 要	実施時期	記録		結果報告	
					保存年数	対象	期日	
15	じん肺法 7条	じん肺 健康 診 断	就 業 時	新たに常時粉じん作業に従事すること なった労働者	雇入れ時 配置替時	7年 (エックス線 写真を含む)	当該事業場 (注) 当年未実施でも要報告	毎年 12月 31日 現在 の実 施状 況等 を翌 年の 2月 末ま で
	じん肺法 8条		定 期	粉じん作業に常時従事する労働者	3年			
				じん肺管理区分2及び3の労働者	1年			
				粉じん作業に 従事させた労働者	じん肺管理区分2 3年 じん肺管理区分3 1年			
じん肺法 9条	定 期 外	労働安全衛生法第66条1項、2項の健診に おいてじん肺の所見又は疑いのある労働者	その都度					
じん肺法 9条の2	離 職 時	合併症で1年を超えて療養休業した者が医 師により療養のための休業を要しなくなっ たと診断されたとき						
		その他、省令で定めるとき						
			離職直前のじん肺健診の期 間が	1年6ヶ月以上 粉じん作業 者 6ヶ月以上 じん肺管理2又は3の粉 じん作業従事労働者及び粉 じん作業に従事させてい た労働者	同上			
16	労基法96 寄宿則31	特 殊 健 康 診 断	寄 宿 舎 に お け る 健 康 診 断	寄宿舎に寄宿する労働者に寄宿舎規程31 条の検査、健診を実施	年2回以上	3年	—	—
17	炭鉱災害 による一酸化炭素中 毒に関する特別措 置法	特 殊 健 康 診 断	炭 鉱 の 一 酸 化 炭 素 中 毒 の 健 康 診 断	被災時 炭鉱災害により一酸化炭素が発生した際そ の場所にいた労働者、また、その直後必要 により当該場所に立入った労働者	発生後又は立 入り後直ちに行 う	5年	該当が あった場 合	遅滞なく
				被災時 被災労働者	災害発生後2年 間、1年以内ごと 1回			
18	労基法70 労基則34 の3	特 殊 健 康 診 断	職 業 訓 練 中 の 健 康 診 断	法定の職業訓練を受けている労働者に対 し石炭鉱山における坑内労働に就かせると き 労基則別表第1により安則44の健診を行う	はじめて坑内労働に 就かせた後 1年間に限り年3 回以上	3年	—	—
19	安衛法66 の2 安則50の2	特 殊 健 康 診 断	深 夜 業 従 事 労 働 者 自 発 的 健 康 診 断	[趣旨]深夜業に従事する労働者であって 事業者が実施する次回の特定業務従事者 の健康診断を待てないものが、自らの判断 で受診した健康診断(自発的健康診断)の 結果を事業者に提出した場合に、事業者に 事後措置等を講ずることを義務付けたも の。 [対象者]常時使用される労働者であって、 自発的健康診断を受けた日前6月間を平均 して1月当たり4回以上深夜業に従事した労働 者	その都度	5年	事業者への 提出時期 自発的健康診断実施 後3月を経過しない時期に、当該検査結果を 事業者に提出した場合に、事業者措置義務 が生ずる。	
20	安衛法66 の10 安則52の9	特 殊 健 康 診 断	心 理 的 な 負 担 の 程 度 を 把 握 す る た め の 検 査 等 (ストレスチェック)	常時50人以上の労働者を使用する事業場 (詳細については54ページ参照) ※50名未満の事業場は、当分の間、努力 義務	年1回	5年	規模50人 以上の 事業場	1年以内 ごと1回 定期

(注) 結果報告 規模50人以上の場合、産業医の署名又は記名押印が必要です。

- (注) ● じん肺管理区分が管理2または管理3である労働者については、定期に行われる
じん肺健康診断(1年以内ごとに1回、または3年以内ごとに1回実施)の際に、合併症
の検査のひとつとして「肺がんに関する検査」を行うこととなります。
- 上記のうち、じん肺管理区分が管理2で現在非粉じん作業に常時従事している労働者
については、定期のじん肺健康診断が3年以内ごとに1回であるので、そのじん肺健康
診断が行われない年には、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断(1年以内ごと
に1回実施)の機会を捉え、定期外のじん肺健康診断として、「肺がんに関する検査」を
行うこととなります。なお、この場合には、じん肺法第12条に基づくじん肺管理区分の
決定等の手続きをとる必要はありません。



特殊健康診断の結果は、定期健康診断と同様に受診した労働者に通知する必要があります。

一般健康診断の項目一覧表

健 診 項 目		雇入れ時	定期健康診断	特定業務従事者
診 察 等	①問診（既往歴及び業務歴の調査）	○	○	○
	（喫煙歴及び服薬歴）	注1	注1	注1
	②自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○	○
	③身体測定（身長）	○	●1	●1
	③身体測定（体重）	○	○	○
	③身体測定（腹囲）	○	●2注2	●2注2
	③視力	○	○	○
	③聴力（1,000Hz及び4,000Hz）	○	注3	注6
	④胸部エックス線検査	○	●3	注7
	④喀痰検査	なし	●4	●6、注7
	⑤血圧	○	○	○
⑥貧血検査	血色素量	○	●2	●2、●5
	赤血球数	○	●2	●2、●5
⑦肝機能検査	G O T	○	●2	●2、●5
	G P T	○	●2	●2、●5
	γ-G T P	○	●2	●2、●5
⑧血中脂質検査	血清トリグリセライド	○	●2	●2、●5
	H D Lコレステロール	○	●2	●2、●5
	L D Lコレステロール	○	●2	●2、●5
⑨血糖検査	空腹時血糖	○	●2	●2、●5
	ヘモグロビンA1c	（注4）注5	（注4）注5	（注4）注5
⑩尿検査	蛋白	○	○	○
	糖	○	○	○
	⑪心電図検査	○	●2	●2●5

表中の記号等の意味

○：必須項目

●1：20歳以上の者で、医師が必要でないと認めるときは省略可能。

●2：40歳未満の者（35歳の者を除く。）で、医師が必要でないと認めるときは省略可能。

●3：40歳未満の者（20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除く。）で、次のいずれにも該当しないものは、医師が必要でないと認めるときは省略可能。

① 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている方

② じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている方

●4：以下のいずれかに該当する者について医師が必要でないと認めるときは、省略可能。

①胸部エックス線検査によって、病変の発見されない者

②胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者

③●3により胸部エックス線検査を省略された者

●5：一回目の定期健康診断において、該当項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略可能。

●6：以下のいずれかに該当する者について医師が必要でないと認めるときは、省略可能。

①胸部エックス線検査によって、病変の発見されない者

②胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者

注1：「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（平成20年1月17日 基発第0117001号、保発第0117003号）で、喫煙歴及び服薬歴について、問診等で聴取することを協力依頼

注2：●2に加えて、①妊娠中の女性その他のものであって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、②BMI（BMI＝体重（kg）／身長（m）²）が20未満である者、③自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る。）は、医師が必要でないと認めるときは省略可能。

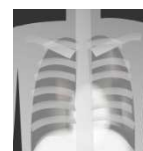
注3：45歳未満の者（35歳及び40歳の者を除く。）については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力の検査（1,000ヘルツ又は4,000ヘルツの音に係る聴力の検査を除く。）をもって代えることができる。なお、医師が適当と認める聴力の検査には音叉による検査等があること。

注4：血糖検査については、ヘモグロビンA1cで代替も可能。（平成10年12月15日基発第697号）

注5：空腹時血糖の検査の結果、医師が必要と認める場合は、さらに同一検体を利用してヘモグロビンA1c（HbA1c）を検査することが望ましい。（平成10年6月24日基発第396号）

注6：前回の健康診断において当該項目について健康診断を受けた者又は45歳未満の者（35歳及び40歳の者を除く。）については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力の検査（1,000ヘルツ又は4,000ヘルツの音に係る聴力の検査を除く。）をもって代えることができる。

注7：1年以内に1回、定期に行えばよい。



海外派遣労働者の健康診断

前頁表中の「定期健康診断の項目」に加え次の項目について医師が必要であると認める項目について実施する必要があります。

派遣前	① 腹部画像検査
	② 血液中の尿酸の量の検査
	③ B型肝炎ウイルス抗体検査
	④ ABO 式及び Rh 式血液検査
帰国後	① 腹部画像検査
	② 血液中の尿酸の量の検査
	③ B型肝炎ウイルス抗体検査
	④ 糞便塗抹検査

派遣前の健康診断は、定期健康診断等を6月以内に受診している者に対しては、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができます。

参考（特定業務従事者）

- （労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務）
- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
 - ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
 - ハ ラジウム放射線、エックス線その他有害放射線にさらされる業務
 - ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
 - ホ 異常気圧下における業務
 - ヘ さく岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
 - ト 重量物の取扱い等重激な業務
 - チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
 - リ 坑内における業務
 - ヌ 深夜業を含む業務
 - ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
 - ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
 - ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
 - カ その他厚生労働大臣が定める業務

給食従事者の検便

事業に付属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、雇入れの際又は当該業務の配置替えの際に検便による健康診断を実施します。

歯科医師による健康診断

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん等のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務従事者に対し、雇入れの際又は当該業務の配置替えの際及び当該業務についた後6月以内ごとに1回歯科医師による健康診断を実施します。

定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組の推進について

有所見者に対する保健指導、健康教育等の取組を促進することで、過労死や職業性疾病を予防しましょう

事業者の具体的な取組事項

1. 定期健康診断実施後の措置

健康診断に異常の所見がある方について、医師の意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。

2. 定期健康診断の結果働く方への通知

定期健康診断結果を働く方へ確実に通知しましょう。

3. 定期健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の項目に、異常の所見がある方など健康の保持に努める必要がある方について、医師や保健師による栄養改善、運動等の保健指導を行い、働く方自身も保健指導を利用して、その健康の保持に努めましょう。

4. 健康教育・健康相談等

健康診断の項目に、異常の所見がある方をはじめ、働く方に対し、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行い、働く方自身も健康教育・健康相談等を利用して、健康の保持に努めましょう。



指 導 勸 奨 に よ る 特 殊 健 康 診 断

番号	業 務	雇入れ	配置替	6ヶ月	1年	随時	1次	2次	通 達
1	紫外線・赤外線にさらされる業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
2	著しい騒音を発生する屋内作業場などにおける騒音作業	○	○	○			○		H4.10.1 基発546
3	マンガン化合物(塩基性酸化マンガンに限る。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
4	黄りんを取り扱う業務又はりん化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
5	有機りん剤を取り扱う業務又は、そのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
6	亜硫酸ガスを発生する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
7	二硫化炭素を取り扱う業務又はそのガスを発生する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く。)	○	○	○			○	○	S61.1.6 基安発1の2
8	ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○		S31.5.18 基発308
9	脂肪族の塩化又は臭化合物(有機溶剤として法規に規定されているものを除く。)を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S31.5.18 基発308
10	砒素化合物(アルシン又は砒化ガリウムに限る。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○		S34.5.18 基発359
11	フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
12	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
13	クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
14	沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
15	米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じん等を発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S45.1.7 基発2
16	超音波溶着機を取り扱う業務	○	○	○			○		S46.4.17 基発326
17	メチレンジフェニルイソシアネート(M.D.I)を取り扱う業務又はこのガス、若しくは蒸気を発生する場所における業務	○	○	○			○	○	S40.5.12 基発518
18	フェザーミル等飼肥料製造工程における業務					注1	○		S45.5.8 基発360
19	クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務					注2	○		S45.12.12 基発889
20	キーパンチャーの業務	○	○		○		○		S39.9.22 基発1106
21	都市ガス配管工事業務(一酸化炭素)	○	○		○	注3	○		S40.12.8 基発1598
22	地下駐車場における業務(排気ガス)				○	注4	○		S46.3.18 基発223
23	チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務	○	○	○			○	○	S48.10.18 基発597
24	チェーンソー以外の振動工具(さく岩機、チップングハンマー等)の取り扱い業務	○	○	1回は 冬注5	冬注6		○	○	S49.1.28 基発45
25	重量物取扱い業務	○	○	○			○		H6.9.6 基発547
26	金銭登録の業務	○	○	○			○		S48.12.28 基発717
27	引金付工具を取り扱う業務	○	○	○			○		S50.2.19 基発94
28	VDT作業		○		○		○		H14.4.5 基発0405001
29	レーザー機器を取り扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務	○	○				○		S61.1.27 基発39

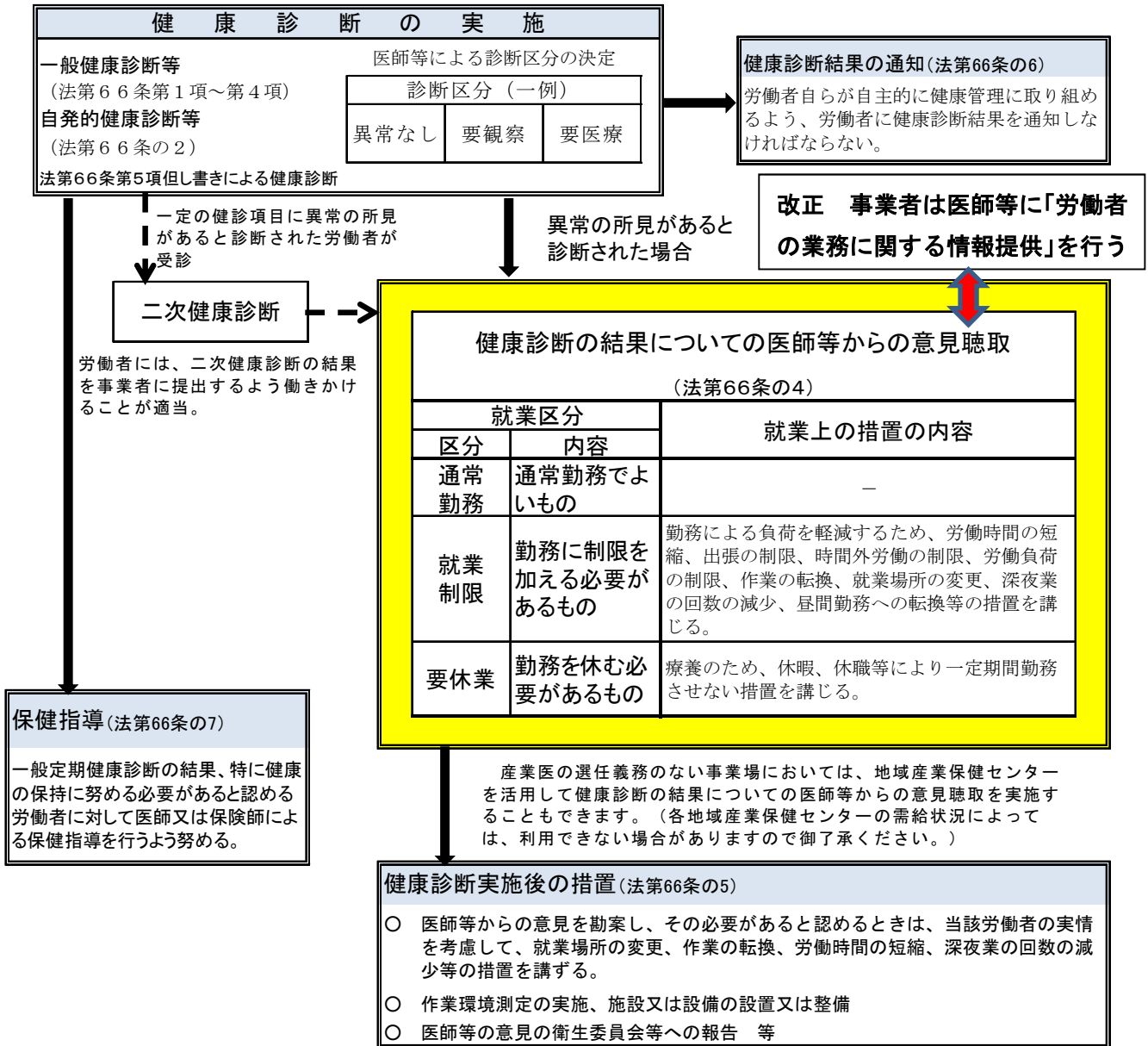
注1	作業中又は作業終了後、激しい頭痛、眼痛及び咳並びに皮膚の炎症等の症状を呈した場合には、直ちに医師の診断及び処置を受けさせること。
注2	関係労働者に皮膚障害が見られた場合には、すみやかに医師の診断及び処置を受けさせること。
注3	物忘れ、不眠、疲労、頭痛、めまい等の症状を訴える労働者については、職業歴、既往中毒歴等を明らかにした文書を添え、労災病院又は一酸化炭素中毒に関して経験のある医師による診断を受けさせるよう指導すること。
注4	作業中、排気ガスによると思われる頭痛、めまい、ほき気等の症状を訴える労働者については、すみやかに医師の診断を受けさせること。この場合、医師に作業環境の実態及び本人の職業歴、既往歴等をできる限り詳細に伝えること。
注5	レック式さく岩機、チップングハンマー、リバッピングハンマー、コーキングハンマー、ピックハンマー、ハンドハンマー、バビーハンマー、コンクリートブレイカー、スケーリングハンマー、サンドランマー等の工具を取り扱う業務
注6	エンジンカッター等の内燃機関を内蔵する工具(チェーンソー、ブッシュクリーナー及びアースオーガーを除く。)を取り扱う業務 携帯用のタイタンパー及び皮はぎ機を取り扱う業務 携帯用研削盤、スイング研削盤、その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤(使用する研削といしの直径(製造時におけるものをいう。)が150mmを超えるものに限る。)を用いて金属、又は石材等を研削し、又は切断する業務 卓上用研削盤又は床上用研削盤(使用する研削といしの直径が150mmを超えるものに限る。)を用いて鋳物のばり取り、又は溶接部のはつりをする業務

備考 上記健康診断対象事業場は、結果報告書(所定様式)に1～12月分をまとめ1月末日までに所轄監督署に提出してください。
また、詳細については通達に示されていますので、所轄の監督署等にお尋ねください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する 指針の一部を改正する指針等について (平成29年6月1日より施行)

労働者が健康で働くためには、事業者が労働者の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえ、労働者の健康管理を適切に講ずることが不可欠で「就業上の措置」を適切に講ずる必要があります。このため、厚生労働省では**事業者に対し「医師等から意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかにこれを提供する必要がある」として、指針等を一部改正しました。**(平成29年4月14日；健康診断結果措置指針公示第9号)

健康診断の実施とその後の手順等



健康診断個人票	
健診年月日	○年○月○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名(印)	○○ ○○
医師の意見	
意見を述べた医師の氏名(印)	○○ ○○

県内の産業保健活動に携わる皆様をサポート！

静岡産業保健総合支援センターのご案内

費用は**無料**です。



独立行政法人 労働者健康安全機構

静岡産業保健総合支援センター

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修を行います。

- 産業保健関係者からの専門的な相談対応
- メンタルヘルス・ストレスチェック対策支援（裏面参照）
- 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- 治療と職業生活両立支援（裏面参照）
- 産業保健に関する情報提供

〒420-0034
静岡市葵区常磐町 2-13-1
住友生命静岡常磐町ビル 9 階
TEL 054-205-0111
FAX 054-205-0123
E-mail sanpo22@shizuokas.johas.go.jp
HP <http://www.shizuokas.johas.go.jp/>
《メールマガジン登録募集中》

地域産業保健センター《地域窓口》

労働者数 50 人未満の事業場を対象に、相談などへの対応を行います。

- 相談対応
 - ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
 - ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
 - ・長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- 個別訪問指導（医師、労働衛生工学の専門家等による職場訪問による総合的な助言・指導）
- 産業保健に関する情報提供

◆各地域産業保健センターの所在地、電話番号◆

名 称	所 在 地	TEL	FAX
三島・伊豆地域産業保健センター	三島市南本町 4-31 三島市医師会内	055-981-9888	055-981-9888
沼津・御殿場地域産業保健センター	沼津市八幡町 82 沼津医師会内	055-962-8076	055-962-1236
富土地域産業保健センター	富士市伝法 2850 富士市医師会内	0545-57-5211	0545-57-5211
清庵地域産業保健センター	静岡市清水区渋川 2-12-1 静岡市清水医師会内	054-348-2332	054-348-7734
静岡市地域産業保健センター	静岡市葵区東草深町 3-27 静岡市静岡医師会内	054-245-6136	054-245-6137
志太榛原地域産業保健センター	藤枝市南駿河台 1-14-2 志太医師会内	054-646-5248	054-646-5248
中東遠地域産業保健センター	磐田市上大之郷 51 磐田市医師会内	0538-35-7000	0538-37-1135
浜松地域産業保健センター	浜松市中区伝馬町 311-2 浜松市医師会内	053-458-1148	053-454-1737

～メンタルヘルス・ストレスチェック対策支援事業のご案内～（無料・主に中小規模事業場）

- 1. 「こころの健康づくり計画」の策定、「職場復帰支援プログラム」の作成に関するご支援**
計画の明文化を！「心の健康づくり計画」策定を支援いたします。職場復帰支援プログラム（休業から復職までの手順書）を作成し、休業者の職場復帰を円滑に進める社内ルールを明確化しておきましょう。
- 2. ストレスチェック制度の導入・実施方法・職場改善に関するご支援**
「制度がよくわからない」「どのように実施したらよいの？」「集団分析はどうしてやるの？」「職場改善にどう繋げたらいいの？」等のお悩みに、導入や職場改善等の支援を行います。
- 3. 管理監督者教育・若年労働者教育への講師派遣（研修は各1回のみ）**
管理職に対し、管理職の役割（ラインケア他）等についての研修、就労して間もない若年労働者に対し、自殺予防等のためのセルフケア研修を実施します。職場にあった研修を目指します。

～治療と職業生活の両立支援事業のご案内～（無料）

- 1. 個別訪問支援**
これから両立支援に取り組む事業場を訪問し、治療と職業生活の両立支援に関する制度導入の支援や管理監督者、社員等を対象とした意識啓発を図る教育を実施します。
- 2. 事業者啓発セミナー**
平成28年2月に厚生労働省から示された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーを実施します。
- 3. 個別調整支援**
事業場に出向いて個別の患者（社員）に係る健康管理について、事業者と患者（社員）の間の仕事と治療の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成を助言、支援します。

支援・情報誌等申込書

平成 年 月 日

事業場名				業 種			
所在地	〒 -						
TEL	- -			従業員数	名		
担当者	職名				氏名		
	E-mail						
訪問希望日	第1希望	平成	年	月	日()	時間帯	: ~ :
	第2希望	平成	年	月	日()	時間帯	: ~ :
希望する支援内容の□にチェックを入れて下さい。							
<input type="checkbox"/> 「こころの健康づくり計画」の策定支援 <input type="checkbox"/> 「職場復帰支援プログラム」の作成支援 <input type="checkbox"/> ストレスチェック制度の導入・実施方法・職場改善に関する支援 <input type="checkbox"/> 管理監督者向け教育研修 <input type="checkbox"/> 若年労働者向け教育研修（1事業場各1回限り） <input type="checkbox"/> その他メンタルヘルス対策支援							
<input type="checkbox"/> 治療と職業生活の両立支援－個別訪問支援 <input type="checkbox"/> 治療と職業生活の両立支援－事業者啓発セミナー <input type="checkbox"/> 治療と職業生活の両立支援－個別調整支援							
<input type="checkbox"/> メールマガジン登録希望 <input type="checkbox"/> 産業保健情報誌「産業保健21」購読希望（無料 年4回当機構発行） 研修・セミナー・各種相談・講師紹介等は当センターHPからお申し込み願います。							

支援については、申込書到着後、当センターから訪問日時等について、調整のためご連絡いたします。

【申込先】**独立行政法人労働者健康安全機構 静岡産業保健総合支援センター**
〒420-0034 静岡市葵区常磐町 2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル 9階
TEL：054-205-0111

HP (<http://www.shizuokas.johas.go.jp/>) ・ FAX 054-205-0123

作業環境測定を実施しよう

作業環境測定の実施

第1の原則
(安衛法第65条第1項)

粉じん、有機溶剤など10の作業場について、法定回数測定し、記録を法定年数保存する。

第2の原則
(安衛法第65条第2項)

作業環境測定基準に従って測定する。

第3の原則
(作業環境測定法第3条)

5つの指定作業場については、作業環境測定士又は作業環境測定機関に測定させる。

作業環境測定を行うべき場所と測定の種類等

作業環境測定を行うべき作業場		測 定				
作業場の種類 (労働安全衛生法施行令第21条)		関連規則	測定の種類	測定回数	記録の保存年	
※①	土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則 26条	空気中の粉じんの濃度及び粉じん中の遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7	
2	暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場	安衛則 607条	気温、湿度及びふく射熱	半月以内ごとに1回	3	
3	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則 590・591条	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回(注1)	3	
4	坑内の作業場	イ 炭酸ガスが停滞する作業場	安衛則 592条	炭酸ガスの濃度	1月以内ごとに1回	3
		ロ 28℃を超える作業場	安衛則 612条	気 温	半月以内ごとに1回	3
		ハ 通気設備のある作業場	安衛則 603条	通 気 量	半月以内ごとに1回	3
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則 7条	一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率、室温及び外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回	3	
6	放射線業務を行う作業場	イ 放射線業務を行う管理区域	電離則 54条	外部放射線による線量当量率又は線量当量	1月以内ごとに1回	5
		ロ 放射性物質取扱作業室	電離則 55条	空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	5
		ハ 坑内の核原料物質の掘採業務を行う作業場				
※⑦	特定化学物質(第1類物質又は第2類物質)を製造し、又は取り扱う屋内作業場など	特化則 36条	第1類物質又は第2類物質の空気中の濃度	6月以内ごとに1回	3 特定の物については30年間	
	石綿を取り扱い、若しくは試験研究のために製造する屋内作業場	石綿則 36条	石綿の空気中における濃度	6月以内ごとに1回	40	
※⑧	一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛則 52条	空気中の鉛の濃度	1年以内ごとに1回	3	
9	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則 3条	第1種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素の濃度	作業開始前ごと	3	
			第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素及び硫化水素の濃度	作業開始前ごと	3	
※⑩	第1種有機溶剤又は第2種有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場	有機則 28条	当該有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3	

★ 上表のうち、○印は指定作業場を、※印は作業環境評価基準の適用される作業場

(注1) 施設、設備、作業工程、作業方法を変更した場合は遅滞なく測定

作業環境測定機関一覧表

登録番号	測定機関名	所在地	電話番号	測定できる業務
22-1	一般社団法人 静岡県産業環境センター	浜松市北区新都田1-4-6	053-428-3430	第1、3、4、5号
22-2	一般財団法人 東海検診センター	沼津市新沢田町8-7	055-922-1157	第1、3、4、5号
22-3	(株)東洋検査センター	伊豆の国市田京151-6	0558-76-3459	第1、2、3、4、5号
22-4	三島殖産(株)	三島市4845	055-989-2800	第1、3、4、5号
22-5	芝浦セムテック(株)	沼津市大岡2068-3	055-926-5169	第1、3、4、5号
22-6	富士通クオリティラボ環境センター(株)	湖西市鷺津2281	053-576-1713	第1、3、4、5号
22-7	東邦化工建設(株)	駿東郡長泉町上土狩字高石234	055-986-9595	第1、3、4、5号
22-8	ユーロフィン日本総研(株)	浜松市南区西島町1622	053-425-7531	第1号
22-9	特種東海製紙(株)	駿東郡長泉町本宿501	055-988-1202	第1、3、4、5号
22-10	日本軽金属(株) グループ技術センター	静岡市清水区蒲原1-34-1	054-385-2121	第1、3、4、5号
22-11	立華(株)	富士市本市場422-1	0545-61-8402	第1、3、4、5号
22-16	(株)サイエンス	静岡市清水区小芝町4-13	054-361-0200	第1、3、4、5号
22-19	東海プラント分析センター(株)	沼津市大諏訪510-1	055-924-2700	第1、3、4、5号
22-21	(株)サンコー分析センター	浜松市南区下江町604-1	053-426-0731	第1、3、4、5号
22-23	東芝テック(株) 商品・技術戦略企画部	三島市南町6-78	055-976-7244	第1、3、4、5号
22-24	(株)ライフサイエンス 産業衛生センター	駿東郡小山町藤曲639-5	0550-76-1491	第1、4、5号
22-26	(株)静環検査センター	藤枝市高柳2310	054-634-1000	第1、3、4、5号
22-27	環境フロンティア(株)	静岡市清水区宍原628-7	054-394-0491	第1、3、4、5号
22-28	(福)聖隷福祉事業団 聖隷健康診断センター	浜松市中区住吉2-35-8	053-473-5506	第1、3、4、5号
22-30	(株)コーシンサービス	磐田市笠梅1220-4	0538-38-1131	第1、3、4、5号
22-31	(株)環境衛生研究所都田Lab.	浜松市北区新都田1-6-2	053-484-1475	第1、3、4、5号
22-32	青柳労働安全衛生コンサルタント	静岡市清水区追分1-3-37	054-364-1973	第3、5号
22-33	いであ(株)環境創造研究所	焼津市利右衛門1334-5	054-622-9551	第1、3、4、5号
22-34	東海プラント(株)	沼津市真砂町267-2	055-951-5240	第1、3、4、5号
22-36	(株)環境計量センター	静岡市駿河区下川原1-15-15	054-268-6763	第1、3、4、5号
22-38	(株)巴川製紙所 巴川分析センター	静岡市駿河区用宗巴町3-1	054-256-4163	第1、3、4、5号
22-39	(株)エコアップ	富士市鈴川本町11-28	0545-33-4115	第1、3、4、5号
22-42	(株)勝電機	沼津市原582-22	055-967-2101	第1、3、5号
22-43	(株)富士検査センター	富士市今泉3304-5	0545-53-3627	第1、3、5号
22-44	大和サービス(株) 測定事業部 営業推進室(清水駐在)	静岡市清水区中之郷3-6-1	054-348-4185	第3、5号
22-45	(株)テクノサポート	島田市向島町4379	0547-36-5194	第1、3、5号

(注) 「測定できる業務」は、作業環境測定法施行規則別表に定める作業場の種類を示し、概要は次のとおり

第1号は粉じん(石綿を含む)、第2号は電離放射線、第3号は特定化学物質(石綿、金属系を除く)、

第4号は金属系、鉛、第5号は有機溶剤

ストレスチェックおよび面接指導の実施機関

ストレスチェックの申込み等については、事前に各実施機関へ直接お問い合わせください。

※平成29年6月1日現在
(掲載承諾済み実施機関)

実施機関名	住所	電話番号	ストレスチェックの実施内容		備考
			ストレスチェック	医師による面接指導	
(医)照光 かとうクリニック	賀茂郡河津町浜98-3	0558-34-2717	○	○	
(医)静岡メディカルアライアンス しらはまクリニック	下田市白浜1528-2	0558-27-3700	○	○	
公益財団法人 伊豆保健医療センター	伊豆の国市田京270-1	0558-76-6820	○	×	
(医)駿栄会 御殿場石川病院 健診センター	御殿場市深沢1285-2	0550-83-1987	○	○	
(公社)有隣厚生会 東部病院	御殿場市茱萸沢1180-2	0550-89-8000	○	×	
(公社)有隣厚生会 富士病院	御殿場市新橋1784	0550-83-3333	○	○	
池田病院 健康管理センター	駿東郡長泉町本宿411-5	055-986-8600	○	○	
(一財)芙蓉協会 聖隷沼津第一クリニック 聖隷沼津健康診断センター	沼津市本字下一丁田895-1	055-962-9882	○	○	
(株)フジEAPセンター 沼津カウンセリングオフィス	沼津市大手町3-6-10	054-251-6500	○	○	
べっく・メディカル・クリニック	沼津市西沢田338-1	055-921-1300	○	○	
(医)静岡健生会 三島共立病院	三島市八反畑120-7	055-975-9322	○	○	
Nurse-Company (ナース カンパニー)	三島市佐野見晴台2-41-3	090-3718-8163	○	×	
新富士病院 健康管理センター	富士市大淵字大峯3898-1	0545-36-2211	○	○	
(医)財団新六会 大富士病院	富士市中野249-2	0545-35-0024	×	○	
(医)富士岡秋山医院	富士市富士岡1455	0545-34-0075	×	○	
マーズコンピュータ(株)	富士市荒田島町10-27 富士ロジテックAVビル5F	0545-55-3705	○	○	※3
(公財)静岡県予防医学協会	静岡市葵区建穂1-3-43	054-278-7716	○	○	
(一社)静岡市静岡医師会健診センター	静岡市葵区呉服町1-20 呉服町タワー2F	054-273-1921	○	×	
(福)聖隷福祉事業団 聖隷静岡健診クリニック	静岡市葵区黒金町55	054-283-1961	○	×	
(一社)日本産業カウンセラー協会 中部支部静岡事務所	静岡市葵区追手町10-221-2 新中町ビル2階	054-254-5151	○	○	
(株)フジEAPセンター 静岡カウンセリングオフィス	静岡市葵区伝馬町9-14	054-251-6500	○	○	
静岡済生会総合病院	静岡市駿河区小鹿1丁目1-1	054-280-5031	○	○	
(福)聖隷福祉事業団 聖隷健康サポートセンターShizuoka	静岡市駿河区曲金6丁目8-5-2	054-280-6211	○	○	
焼津市医師会健診センター	焼津市西小川5-6-3	054-628-5202	○	×	
(医)社団青藍会 西焼津クリニック	焼津市西焼津32-8	054-626-0121	○	○	
(公財)静岡県予防医学協会 総合健診センター ヘルスポート	藤枝市善左衛門2-19-8	054-636-6460	○	○	
(公財)静岡県予防医学協会 藤枝健診センター	藤枝市善左衛門2-11-5	054-636-6461	○	○	
(一社)志太医師会 検診センター	藤枝市南駿河台1丁目14-2	054-645-1678	○	×	
ほしのクリニック	藤枝市岡部町内谷650	054-667-0100	○	○	
(一社)榛原医師会 健診センター	牧之原市静波1699-15	0548-22-7043	○	×	
市立湖西病院	湖西市鷺津2259-1	053-576-1232	○	×	
(医)浜名会 浜名病院 健診センター	湖西市新所岡崎梅田入会地 字藤ヶ池15-70	053-573-3700	○	×	
(福)聖隷福祉事業団 聖隷予防検診センター	浜松市北区三方原町3453-1	053-439-1280	○	○	
(医)豊岡会 浜松とよおか病院 健康管理センター	浜松市北区豊岡町110	053-439-0220	○	○	
(福)聖隷福祉事業団 聖隷健康診断センター	浜松市中区住吉2-35-8	053-439-1280	○	○	
(株)フジEAPセンター 浜松カウンセリングオフィス	浜松市中区中央1-6-1	054-251-6500	○	○	
浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林1088-1	053-401-1140	○	○	※1
すずかけセントラル病院	浜松市南区田尻町120-1	0120-771-804	○	×	※2
(公財)静岡県予防医学協会 西部検査所	浜松市東区下石田町951	053-422-7800	○	○	
中部健診 大瀬診療所	浜松市東区大瀬町1508-1	053-433-5521	○	○	
(株)職業性ストレスチェック実施センター	東京都江東区東雲1-9 東雲キャナルコート21-203	03-5859-0842	○	○	
(株)ライツゲート	名古屋市中区錦3-11-25 アーク栄錦ニュービジネスビル3F	052-228-7617 090-7674-8460	○	×	※4

※1 定期健康診断等契約事業場のみ実施

※3 日本語、英語、中国語の対応可

※2 日本語、英語、ポルトガル語、中国語の対応可(出張対応)

※4 日本語、英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語の対応可(出張対応)

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 静岡支部の業務部会会員名簿

「安全衛生なんでも相談」

中小規模事業場における労働災害防止を図るため、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部において「安全衛生相談窓口」が開設されています。

相談は無料で、窓口では労働安全衛生のプロである「労働安全衛生コンサルタント」が応じています。

電話でもご相談できます。

静岡労働安全衛生相談センター
 〒420-0839
 静岡市葵区鷹匠2-17-5 (静岡県労働基準協会連合会1階)
 電話 **054-253-5857**
 窓口開設日と時間 **毎週 火・木 13時から16時まで**

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部の業務部会会員は以下のとおりです。

(1) 労働安全コンサルタント

平成29年7月1日

氏名	登録種別	連絡先	電話番号	備考
青柳 廣	化学	〒424-0841 静岡市清水区追分1-3-37 青柳労働安全衛生コンサルタント事務所	054-364-1973	※
大嶽 陽一	電気	〒410-0302 沼津市東椎路1696-3 大嶽労働安全コンサルタント事務所	055-921-7015	
岡本 徹	電気	〒426-0061 藤枝市田沼3-26-7	054-636-8205	
勝又 幸雄	機械	〒410-1104 裾野市今里868	055-997-1706	
金井 厚雄	機械	〒438-0805 磐田市池田1142-1 オフィス・カナイ	080-1618-2899	
川瀬 幸嗣	電気	〒432-8061 浜松市西区入野町10765 川瀬労働安全衛生コンサルタント事務所	053-447-1227	※
北川 至	化学	〒412-0026 御殿場市東田中1-13-25 北川労働安全コンサルタント事務所	0550-84-0353	
小久保 優	土木	〒421-0122 静岡市駿河区用宗2-8-17 小久保都市計画事務所	054-253-1419	
土屋 眞知子	化学	〒431-2103 浜松市北区新都田1-4-6 一般社団法人 静岡県産業環境センター	053-428-3430	※
奈木 勉	機械	〒410-0312 沼津市原919-12 奈木労働安全コンサルタント事務所	090-2945-9216	
堀田 正嘉	機械	〒420-0912 静岡市葵区東瀬名町2-19 堀田正嘉事務所	054-265-2344	
目黒 輝久	化学	〒416-0906 富士市本市場422-1 立華(株)	0545-61-8402	※
山崎 廣	土木 機械	〒417-0001 富士市今泉3669-46 山崎労働安全コンサルタント事務所 (OFFICE YAMAZAKI)	090-3252-4223	
山之上 誠	土木	〒424-0886 静岡市清水区草薙1-26-47-502 山之上誠労働安全コンサルタント事務所	054-368-7088	
山本 信二	機械	〒418-0044 富士宮市大中里1713-1 山本CSP労働安全コンサルタント事務所	080-5299-2881	

注 ※印は、安全及び衛生の両方の資格取得者。

(2) 労働衛生コンサルタント

氏名	登録種別	連絡先		電話番号	備考
青柳 廣	労働衛生工学	〒424-0841	静岡県清水区追分1-3-37 青柳労働安全衛生コンサルタント事務所	054-364-1973	※
青山 行彦	保健衛生	〒430-7708	浜松市中区板屋町111-2 アクトタワー8F 青山労働衛生コンサルタント事務所	053-451-0016	
秋山 ひろみ	保健衛生	〒416-0931	富士市蓼原336 東芝キャリア(株) 健康管理室	0545-62-5535	
足立 留美子	保健衛生	〒433-8122	浜松市中区上島3-1-1-1904 アールエイチ産業医事務所	090-1741-3794	
阿部 幸洋	保健衛生	〒410-8580	沼津市本字下一丁田895-1 聖隷沼津第1クリニック	055-962-9882	
市山 純	保健衛生	〒427-0023	島田市大川町1-3 市山医院 市山労働衛生コンサルタント事務所	0547-37-3286	
井上 邦雄	保健衛生	〒433-8112	浜松市北区初生町1259-2 はつおい労働衛生コンサルタント事務所	053-437-4009	
大久保 浩司	保健衛生	〒471-8573	豊田市元町1 トヨタ自動車(株) 元町工場	0565-26-2199	
大塚 信芳	保健衛生	〒425-0088	焼津市大覚寺2-8-14 グランメール1号室	054-625-7039	
尾崎 克年	労働衛生工学	〒416-0906	富士市本市場422-1 立華(株)	0545-61-8402	
小澤 英親	保健衛生	〒430-0949	浜松市中区尾張町126-20 小澤労働衛生コンサルタント事務所	053-452-1738	
片山 雄一	保健衛生	〒432-8013	浜松市中区広沢3-14-14 かたやま労働衛生コンサルタント事務所	053-451-4305	
加藤 訓久	保健衛生	〒413-0513	賀茂郡河津町浜98-3 加藤労働衛生コンサルタント事務所	0558-34-2717	
金指 博	労働衛生工学	〒410-0312	沼津市原654-7 渡邊宅 金指環境コンサルタント事務所	055-966-1247	
川瀬 幸嗣	労働衛生工学	〒432-8061	浜松市西区入野町10765 川瀬労働安全衛生コンサルタント事務所	053-447-1227	※
川田 和秀	保健衛生	〒437-0047	袋井市西田20-1 医療法人社団福壽会 みつはし医院	0538-43-1231	
斎藤 俊二	保健衛生	〒410-0003	沼津市新沢田町8-7 一般財団法人 東海検診センター	055-922-1157	
坂元 富美夫	保健衛生	〒430-0906	浜松市中区住吉2-35-8 聖隷労働衛生コンサルタント事務所	053-475-1229	
佐宗 春美	保健衛生	〒420-0026	静岡県葵区大鋸町2-5	054-248-2245	
佐藤 敬治	保健衛生	〒424-0847	静岡県清水区大坪2-3-12 佐藤医院	054-347-2300	
軸丸 靖章	労働衛生工学	〒430-0906	浜松市中区住吉2-35-8 聖隷労働衛生コンサルタント事務所	053-475-1229	
清水 正昭	労働衛生工学	〒431-2103	浜松市北区新都田1-4-6 一般社団法人 静岡県産業環境センター	053-428-3430	
杉 敏彦	保健衛生	〒424-0886	静岡県清水区草薙1127-20	054-335-9934	
杉山 淑子	保健衛生	〒426-0011	藤枝市平島602-54	054-643-7520	
鈴木 美香	保健衛生	〒422-8006	静岡県駿河区曲金6-8-5-2 聖隷健康サポートセンターShizuoka	054-280-6211	

氏名	登録種別	連絡先		電話番号	備考
住吉 健一	保健衛生	〒417-0001	富士市今泉3774-14 すみよし労働衛生コンサルタント事務所	0545-22-1808	
積 惟貞	保健衛生	〒410-0849	沼津市千本郷林1903-10	055-963-9140	
相馬 有	保健衛生	〒419-0201	富士市厚原1520-6	0545-72-0178	
巽 あさみ	保健衛生	〒431-3192	浜松市東区半田山1-20-1 浜松医科大学	053-435-2832	
土屋 政仁	保健衛生	〒424-0901	静岡市清水区三保340-10 土屋医院内 わかば労働衛生コンサルタント事務所	054-334-1576	
土屋 眞知子	労働衛生工学	〒431-2103	浜松市北区新都田1-4-6 一般社団法人 静岡県産業環境センター	053-428-3430	※
富永 哲夫	労働衛生工学	〒425-0072	焼津市大住180 アステラス製薬(株)	054-627-4665	
西 賢一郎	保健衛生	〒417-0023	富士市吉原宝町1-1 ジヤトコ(株) 富士第1地区診療所	0545-57-2411	
野木 孝眞	保健衛生	〒410-1304	駿東郡小山町藤曲956-1	0550-76-1550	
袴田 和彦	保健衛生	〒436-0015	掛川市和田197-2 袴田労働衛生コンサルタント事務所	0537-23-8888	
花房 雄治	保健衛生	〒415-0034	下田市高馬147-1 伊豆産業医学・労働衛生コンサルタント事務所	0558-23-3113	
原川 清仁	保健衛生	〒425-0004	焼津市坂本999 原川労働衛生コンサルタント事務所	054-627-7150	
飛鋪 修二	保健衛生	〒433-8123	浜松市中区幸2-60-8 ひしき労働衛生コンサルタント事務所	090-4440-2250	
真鍋 雄一	保健衛生	〒421-3306	富士市中之郷2500-1 共立蒲原総合病院	0545-81-2211	
目黒 輝久	労働衛生工学	〒416-0906	富士市本市場422-1 立華(株)	0545-61-8402	※
渡辺 修一	保健衛生	〒413-0011	熱海市田原本町9-1 第1ビル3階 渡辺耳鼻咽喉科クリニック	0557-81-6396	

注 ※印は、安全及び衛生の両方の資格取得者。

健康診断実施機関一覧表

※ 掲載されている健診内容は変更されている可能性がありますので、お手数ですが受診前に必ず電話等により直接ご確認ください。

平成29年7月1日

健康診断実施機関名	住所	電話番号	定期	有機	特化	鉛	高圧	電離	じん肺	石綿	振動	労災 二次健診	備考
(医)伊豆七海会 熱海所記念病院	熱海市昭和町20-20	0557-82-3000	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
国際医療福祉大学 熱海病院	熱海市東海岸町13-1	0557-81-9176	○										
(医)陽光会 南あたま第一病院	熱海市下多賀477	0557-68-2218	○										
JA静岡厚生連 リハビリテーション中伊豆温泉病院	伊豆市上白岩1000	0558-83-3340	○	○									
(公財)伊豆保健医療センター	伊豆の国市田京270-1	0558-76-6820	○	○	○	○		○	○	○		○	
(公社)地域医療振興協会 伊東市民病院	伊東市岡196-1	0557-37-2626	○										
伊東病院	伊東市中央町13-10	0557-37-8888	○	○			○						
(公社) 地域医療振興協会 伊豆今井浜病院	賀茂郡河津町見高178	0558-34-1123						○	○	○			
(医)照光 かとうクリニック	賀茂郡河津町浜98-3	0558-34-2717	○						○	○			
(医)健育会 西伊豆病院	賀茂郡西伊豆町仁科138-2	0558-52-2366	○				○		○				
(医)静岡メディカルアライアンス しらはまクリニック	下田市白浜1528-2	0558-27-3700	○	○		○	○	○	○	○		○	
(医)静岡メディカルアライアンス 下田メディカルセンター	下田市6丁目4-10	0558-25-2525	○									○	
鈴木クリニック	下田市河内277-8	0558-22-2562	○									○	
下田ヒフ科クリニック健診・健康管理センター	下田市東本郷2丁目2-5	0558-25-4810	○						○	○			
NTT東日本伊豆病院	田方郡函南町平井750	055-978-2320	○						○	○			
東部メディカル健康管理センター	田方郡函南町仁田楠台777-4	055-979-2657	○	○		○	○	○	○	○			腰痛・騒音
(医)清風会 芹沢病院	三島市幸原町2丁目3-1	055-986-1075	○	○				○	○	○		○	
(医)静岡健生会 三島共立病院	三島市八反畑120-7	055-975-9322	○	○				○	○	○		○	
(独)地域医療機能推進機構 三島総合病院 健康管理センター	三島市谷田字藤久保2276	055-975-8841	○	○		○		○				○	
石川医院	御殿場市竈1960	0550-89-0233	○										
(医)駿栄会 御殿場石川病院 健診センター	御殿場市深沢1285-2	0550-83-1987	○	○	○	○		○	○	○			
(公社)有隣厚生会 東部病院	御殿場市茱萸沢1180-2	0550-89-8000	○	○	○	○		○	○				
(医)青虎会 フジ虎ノ門健康増進センター	御殿場市川島田字中原1067-1	0550-89-5851	○	○	○	○		○	○	○			
(公社)有隣厚生会 富士病院	御殿場市新橋1784	0550-83-6843	○	○	○	○		○	○			○	

健康診断実施機関名	住所	電話番号	定期	有機	特化	鉛	高圧	電離	じん肺	石綿	振動	労災 二次健診	備考
(公社)有隣厚生会 富士小山病院	駿東郡小山町用沢437-1	0550-78-1200	○									○	
池田病院 健康管理センター	駿東郡長泉町本宿411-5	055-986-8600	○	○	○	○		○	○	○	○	○	騒音・紫外外線
(医)真養会 きせがわ病院	沼津市大岡1155	055-952-8600	○					○		○			
(一財)芙蓉協会 聖隷沼津第一クリニック 聖隷沼津健康診断センター	沼津市本字下一丁田895-1	055-962-9882	○	○	○	○		○	○	○		○	
(医)真養会 田沢医院	沼津市大手町3丁目7-1	055-962-1205	○					○		○		○	
(一財)東海検診センター	沼津市新沢田町8-7	055-922-1157	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(公財)復康会 沼津リハビリテーション病院	沼津市上香貫蔓陀ヶ原2510-22	055-931-1911	○										
べっく・メディカル・クリニック	沼津市西沢田338-1	055-921-1300	○	○	○	○	○	○	○			○	
飯泉ファミリークリニック	富士市今泉1-13-29	0545-53-1516	○					○					
磯部クリニック	富士市川尻193	0545-38-3910	○	○	○	○			○				
(医)秀峰会 川村病院	富士市中島327	0545-61-4051	○									○	
共立蒲原総合病院 健康診断センター	富士市中之郷2500-1	0545-81-3325	○	○	○	○		○	○		○		
さくらが丘クリニック	富士市中野527-27	0545-36-2866	○										
(医)義湧会 佐野医院	富士市蓼原865-1	0545-61-1095	○	○									
(医)五月会 清水内科医院	富士市比奈1296-11	0545-34-0512	○										
(医)喜生会 新富士病院 健康管理センター	富士市大淵字大峯3898-1	0545-36-2211	○	○		○							
竹澤胃腸科外科医院	富士市宮島28-27	0545-63-7373	○										
平野医院	富士市厚原64	0545-71-6611	○										
(医)富士岡秋山医院	富士市富士岡1455	0545-34-0075	○										
(医)富士健診センター	富士市柚木392-5	0545-64-4421	○										
富士市立中央病院	富士市高島町50	0545-52-1131	○	○				○	○				
ふじの町クリニック 健診センター	富士市富士町12-12	0545-32-7711	○	○		○		○	○	○			
(医)正秀会 三村クリニック健康管理センター	富士市永田町2丁目60	0545-53-0033	○	○				○	○	○			
宮沢内科医院	富士市中之郷729-1	0545-81-3211	○						○	○			
(医)安仁会 米山記念病院	富士市吉原4丁目6-5	0545-52-3060	○										
阿南胃腸科外科	富士宮市小泉2145-7	0544-26-8813	○	○									

健康診断実施機関名	住所	電話番号	定期	有機	特化	鉛	高圧	電離	じん肺	石綿	振動	労災 二次健診	備考
(医)白雲会 原医院	富士宮市山宮959-5	0544-58-5500	○	○									
富士宮市立病院	富士宮市錦町3-1	0544-27-3151										○	
(医)三賢会 富士宮中央クリニック	富士宮市宮原88-6	0544-22-4100	○	○	○	○		○	○	○			腰痛
さそう内科呼吸器科クリニック	静岡市葵区大鋸町2-5	054-205-8234	○										
JA静岡厚生連 静岡厚生病院	静岡市葵区北番町23	054-271-7177										○	
JA静岡厚生連 静岡厚生病院 健康管理センター	静岡市葵区北番町23	054-272-1466	○	○	○								
(公財)静岡県結核予防会	静岡市葵区南瀬名町6-20	054-261-2512	○	○	○	○		○	○	○			
(公財)静岡県予防医学協会	静岡市葵区建穂1-3-43	054-278-7716	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(地独)静岡県立病院機構 静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東4丁目27-1	054-247-6111	○	○	○			○					
(一社)静岡市静岡医師会 医師会健診センターMEDIO	静岡市葵区呉服町1-20 呉服町タワー2F	054-273-1921	○	○	○※	○		○	○		○	○	※特化については一部不可
日本赤十字社 静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町8-2	054-253-8732	○										
静岡田町診療所	静岡市葵区田町5丁目90	054-253-9101	○	○		○		○	○	○		○	
(医)石華会 司馬医院	静岡市葵区栄町2-7	054-254-1576	○										
菅野医院分院	静岡市葵区瀬名1丁目7-3	054-262-5050	○	○									
(福)聖隷福祉事業団 聖隷静岡健診クリニック	静岡市葵区黒金町55 静岡交通ビル5～7階	0120-283-170	○	○	○	○	○	○	○	○			一部実施できない項目あり
高橋内科医院	静岡市葵区本通5丁目2-8	054-253-0850	○	○	○	○			○				
(医)慈友会 トモノ医院	静岡市葵区東鷹匠町24	054-245-6236	○	○								○	
草ヶ谷医院	静岡市清水区鶴舞町6-1	054-366-2561	○										
(独)地域医療機能推進機構 桜ヶ丘病院 健康管理センター	静岡市清水区桜が丘町13-23	054-353-5313	○									○	
佐藤医院	静岡市清水区大坪2丁目3-12	054-347-2300	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
JA静岡厚生連 清水厚生病院	静岡市清水区庵原町578-1	054-366-3333	○										
(一社)静岡市清水医師会 健診センター	静岡市清水区渋川2丁目12-1	054-348-0515	○										医師会ホームページ参照
(医)忠仁会 土屋医院	静岡市清水区三保340-10	054-334-1576	○	○	○	○	○	○	○		○		
(医)鮎橋医院	静岡市清水区由比北田467	054-375-2784	○	○									
(公財)SBS静岡健康増進センター	静岡市駿河区登呂3丁目1-1	054-282-1109	○					○		○		○	

健康診断実施機関名	住所	電話番号	定期	有機	特化	鉛	高圧	電離	じん肺	石綿	振動	労災 二次健診	備考
(公財)静岡県産業労働福祉協会	静岡市駿河区下川原6丁目8-1	054-258-4855	○	○	○	○	○	○	○	○	○		腰痛・騒音・VDT・紫赤外線
静岡済生会総合病院 健康管理センター	静岡市駿河区小鹿1丁目1-1	054-280-5031	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
(福)聖隷福祉事業団 聖隷健康サポートセンターShizuoka	静岡市駿河区曲金6丁目8-5-2 マクス・サ・タワー東静岡2~4階	0120-283-170	○	○	○	○	○	○	○	○		○	※一部実施できない項目あり
堀田内科医院	静岡市駿河区宮竹1丁目4-7	054-237-6767	○										
(医)相仁会 藤井医院	島田市岸町667	0547-35-4949	○										
(公財)静岡県予防医学協会 総合健診センター	藤枝市善左衛門2-19-8	054-636-6460	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(公財)静岡県予防医学協会 藤枝健診センター	藤枝市善左衛門2-11-5	054-636-6461	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(一社)志太医師会 検診センター	藤枝市南駿河台1丁目14-2	054-645-1678	○	○	○	○			○				
(医)俊宏会 花岡医院	藤枝市岡部町内谷1740-4	054-667-3323	○	○								○	
藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台4丁目1-11	054-646-1117	○					○					
(医)聖雄会 ほしのクリニック	藤枝市岡部町内谷650	054-667-0100	○	○					○				
(一社)榛原医師会 健診センター	牧之原市静波1699-15	0548-22-7043	○	○	○								
(医)立青子会 藤原整形外科	牧之原市地頭方220-1	0548-58-0431	○										
(医)マエストロ 堀口外科医院	牧之原市大沢617-1	0548-52-2632	○						○	○			
大久保医院	焼津市上小杉853-1	054-622-2500	○										
小石川内科クリニック	焼津市栄町1-2-3	054-621-1111	○										
ながたクリニック	焼津市小柳津343-1	054-631-6015	○										
焼津市立総合病院	焼津市道原1000	054-623-3111	○	○									
磐田市立総合病院 健診センター	磐田市大久保512-3	0538-38-5031	○										
森下医院	磐田市豊岡5131-1	0538-66-0088	○										
(一社)小笠医師会立 笠南医療センター	御前崎市池新田2970-1	0537-86-2401	○	○	○			○	○	○	○		
(医)聖心会 外科胃腸科奥村医院	御前崎市塩原新田596-1	0537-86-3855	○					○	○				
(医)信静会 小野澤医院	御前崎市佐倉1238	0537-86-8070	○	○	○	○		○	○	○		○	
(福)賛育会 東海診療所	御前崎市池新田4090-1	0537-86-2190	○					○	○	○			
(医)川史会 宮内診療所	御前崎市宮内226-5	0537-85-7811	○	○				○	○	○			

健康診断実施機関名	住所	電話番号	定期	有機	特化	鉛	高圧	電離	じん肺	石綿	振動	労災 二次健診	備考
浜北医療生活協同組合 生協きたはま診療所	浜松市浜北区高畑18	053-584-1550	○	○		○		○	○				
(医)敬徳会 高倉医院	浜松市浜北区沼262	053-586-2341	○	○									
(独)国立病院機構 天竜病院	浜松市浜北区於呂4201-2	053-583-3111							○	○			
(医)正徳会 浜名クリニック	浜松市浜北区沼235-1	053-586-0555	○	○		○							
日本赤十字社 浜松赤十字病院 健康管理センター	浜松市浜北区小林1088-1	053-401-1140	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(医)三誠会 北斗わかば病院	浜松市浜北区於呂3181-1	053-588-5000	○										
山田内科医院	浜松市浜北区内野台4-28-15	053-587-5833	○	○									
くまがい内科・消化器科クリニック	浜松市東区下石田町1530	053-422-2588	○	○									
(公財)静岡県予防医学協会 西部検査所	浜松市東区下石田町951	053-422-7800	○	○	○	○		○	○	○	○		
中部健診 大瀬診療所	浜松市東区大瀬町1508-1	053-433-5521	○	○	○	○		○	○	○	○		
(医)盛翔会 浜松北病院	浜松市東区大瀬町1568	053-435-1111	○	○				○	○	○		○	
(独)労働者健康安全機構 浜松労災病院	浜松市東区将監町25	053-462-1211	○						○	○		○	
(医)あずま会 浜松東病院	浜松市南区福島町1-1	053-425-6121	○										
(医)綾和会 浜松南病院	浜松市南区白羽町26	053-443-2123	○										
尾藤クリニック	浜松市南区三和町614-3	053-462-3939	○									○	

(注)労災二次健診:二次健康診断等給付の指定病院

健診機関さまへお願い

1. 掲載の内容に変更・誤り等がある場合は、静岡労働局 健康安全課 **054-254-6314** までご連絡ください。
2. 他の健診機関で掲載を希望する場合は、静岡労働局 健康安全課 **054-254-6314** までご連絡ください。

平成29年度 静岡地区出張特別試験のお知らせ

労働安全衛生法に定める各種免許試験は、公益財団法人 安全衛生技術試験協会が行っていますが、静岡県に居住する受験者は試験センター（安全衛生技術センター）がある近隣の愛知県、または千葉県などに出向いて受験しなければなりません。このため静岡地区では年1回、中部安全衛生技術センターによる出張特別試験が行われ、平成29年度も下段案内のとおり、静岡県立大学において、昨年度に引き続き実施されることとなりました。身近なところで行われる試験ですので、本年度の教育計画の一環として、積極的に資格取得に挑戦してください。

平成29年度 静岡地区出張特別試験案内

実施機関；公益財団法人 安全衛生技術試験協会 中部安全衛生技術センター
所在地；〒477-0032 愛知県東海市加木屋町丑寅海戸51-5
TEL 0562-33-1161(代表) FAX 0562-33-5275

平成29年11月19日(日)に労働安全衛生法に基づく下記の免許試験(学科試験)を実施します。

記

1. 試験の種類・日時及び試験会場(学科)

試験の種類	試験時間	試験日・会場
第一種衛生管理者	13:30～16:30	平成29年11月19日(日) 静岡県立大学 〒422-8526 静岡市駿河区谷田52-1 注意:会場には受験者のための駐車場がありませんので、必ず公共交通機関でお越しください。(大学周辺の県立美術館やコンビニ駐車場には絶対に駐車しないでください) 交通案内:JRまたは静岡鉄道の草薙駅から徒歩約15分又はバス利用(静岡鉄道ジャストライン(草薙団地行き)「県立大学入口」下車約5分) 大学キャンパスは禁煙です。また、大学に試験に関する問合せをされないようご注意ください! ※試験当日の緊急連絡先 試験本部080-6911-8486
第二種衛生管理者	9:30～12:30	
エックス線作業主任者	10:00～15:30	
潜水士	10:00～15:30	
実 技 あり クレーン・デリック運転士 〔クレーン限定〕	9:30～12:00	
揚貨装置運転士	9:30～12:00	
一級ボイラー技士	10:00～15:30	
二級ボイラー技士	9:30～12:30	
ボイラー整備士	9:30～12:00	
林業架線作業主任者	9:30～12:30	

- エックス線作業主任者・潜水士・一級ボイラー技士の試験時間は、10:00～12:00及び13:30～15:30です。
- 障がいのある方で受験に際して配慮を希望される方は、免許試験受験申請書を提出する前に中部安全衛生技術センター(TEL 0562-33-1161)にご相談ください。※試験開始時刻の20分前までに入室してください。

3. 試験手数料

各免許試験(学科)、6,800円(非課税)

4. 免許試験受験申請書

所定の用紙(無料)が下記団体にあり、受験申請書の提出先でもあります。

5. 受験申請書の提出先・受付期間

持参の場合は、下記の各団体に9月27日(水)～9月29日(金)の受付期間内に提出してください。

郵送の場合は、9月13日(水)～9月26日(火)(必着)「簡易書留」で、下記の各団体に送付してください。

試験の種類	提出先	
第一種衛生管理者 第二種衛生管理者 エックス線作業主任者 潜水士	公益社団法人 静岡県労働基準協会連合会 〒420-0839 TEL 054-254-1012 静岡市葵区鷹匠2丁目17-5 静基連会館2階	申請書の提出、 問い合わせは、 安全衛生関係 団体の休業日 以外の9:00～ 16:00の間にお 願います。 また、昼食時 間の12:00～ 13:00は出来る だけご遠慮く ださい。
クレーン・デリック運転士 〔クレーン限定〕 揚貨装置運転士	一般社団法人 日本クレーン協会 静岡支部 〒420-0857 TEL 054-221-0007 静岡市葵区御幸町11-10 第一生命・静岡鉄道ビル5階	
一級ボイラー技士 二級ボイラー技士 ボイラー整備士	一般社団法人 日本ボイラ協会 静岡支部 〒422-8067 TEL 054-285-1086 静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ7階 702号室	
林業架線作業主任者	林業・木材製造業労働災害防止協会 静岡県支部 〒420-8601 TEL 054-252-3160 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9階	

5. 試験結果の発表

平成29年12月6日(水)試験結果を「免許試験合格通知書」又は「免許試験結果通知書」にて郵送します。
また、安全衛生技術試験協会のホームページ[中部安全衛生技術センター]上に一定期間、掲載します。

静岡労働局・労働基準監督署・労働基準協会・静岡県労働災害防止団体等連絡会一覧表

局・労働基準監督署一覧			各労働基準協会一覧			静岡県労働災害防止団体等連絡会		
局 署 名	所 在 地	電話 (FAX)	協 会 名	所 在 地	電話 (FAX)	団 体 名	所 在 地	電話 (FAX)
静岡労働局	〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3F	健康安全課 TEL 054-254-6314 FAX 054-221-7038	公益社団法人 静岡県労働基準 協会連合会	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-17-5 静基連会館	TEL 054-254-1012 FAX 054-254-4043	建設業労働災害 防止協会 静岡県支部	〒420-0857 静岡市葵区御幸町9-9 静岡県建設業会館	TEL 054-255-1080 FAX 054-272-6034
浜松労働基準 監督署	〒430-8639 浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎8F	TEL 053-456-8149 FAX 053-456-8156	一般社団法人 浜松労働基準 協会	〒430-0929 浜松市中区中央1丁目3-6 浜松イーストブロン205号	TEL 053-452-4853 FAX 053-454-2869	陸上貨物運送事 業労働災害防止 協会静岡県支部	〒422-8005 静岡市駿河区池田126-4 静岡県トラック会館内	TEL 054-283-1890 FAX 054-283-1921
静岡労働基準 監督署	〒420-0837 静岡市葵区日出町10-7 田中産商ビル	TEL 054-252-8107 FAX 054-252-8321	静岡労働基準 協会	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3丁目1番20号 サンパレス鷹匠102号室	TEL 054-253-7067 FAX 054-253-7613	林業・木材製造 業労働災害防止 協会静岡県支部	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9階 県木連内	TEL 054-252-3160 FAX 054-252-3160
沼津労働基準 監督署	〒410-0831 沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎4F	TEL 055-933-5830 FAX 055-933-5833	清水労働基準 協会	〒424-0826 静岡市清水区万世町2-7-4 中村ビル2階	TEL 054-351-4584 FAX 054-351-4584	港湾貨物運送事 業労働災害防止 協会 東海総支部清水支部	〒424-8703 静岡市清水区入船町11-1 鈴与株式会社安全衛生課内	TEL 054-354-3066 FAX 054-354-3008
三島労働基準 監督署	〒411-0033 三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎	TEL 055-986-9100 FAX 055-986-9107	沼津労働基準 協会	〒410-0831 沼津市市場町7-4	TEL 055-933-4988 FAX 055-933-4990	一般社団法人 日本ボイラ協会 静岡支部	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ7階	TEL 054-285-1086 FAX 054-285-1095
下田駐在事務所 (三島労働基準監督署)	〒415-0036 下田市西本郷2-5-33	TEL 0558-22-0649 FAX 0558-22-3461	三島労働基準 協会	〒411-0033 三島市文教町 1丁目1番37号	TEL 055-986-4394 FAX 055-986-4394	一般社団法人 日本クレーン協会 静岡支部	〒420-0857 静岡市葵区御幸町11-10 第一生命・静岡鉄道ビル5階	TEL 054-221-0007 FAX 054-221-0012
富士労働基準 監督署	〒417-0041 富士市御幸町13番28号	TEL 0545-51-2255 FAX 0545-51-7191	富士労働基準 協会	〒417-0052 富士市中央町1丁目5番20号 グランドハイム吉原2F	TEL 0545-52-5801 FAX 0545-53-0333	公益社団法人 建設荷役車両安全 技術協会静岡県支部	〒420-0857 静岡市葵区御幸町11-10 第一生命・静岡鉄道ビル5階	TEL 054-205-4580 FAX 054-205-4581
磐田労働基準 監督署	〒438-0086 磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎4F	TEL 0538-32-2205 FAX 0538-32-9390	一般社団法人 磐田労働基準 協会	〒438-0086 磐田市見付2970-5	TEL 0538-32-2638 FAX 0538-37-3977	独立行政法人 労働者健康安全機構 静岡産業保健 総合支援センター	〒420-0034 静岡市葵区常磐町2丁目13番地の1 住友生命静岡常磐町ビル9階	TEL 054-205-0111 FAX 054-205-0123
島田労働基準 監督署	〒427-8508 島田市本通1丁目4677-4 島田労働総合庁舎3F	TEL 0547-37-3148 FAX 0547-37-2627	島田労働基準 協会	〒427-0029 島田市日之出町4番1号 島田商工会議所会館内	TEL 0547-35-4522 FAX 0547-35-5191	一般社団法人 日本労働安全衛生 コンサルタント 会 静岡支部	静岡労働安全衛生相談センター 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-17-5 静基連会館1階	TEL 054-253-5857 火・木 13~16時